

第百六十六回国会

参議院厚生労働委員会会議録第三十一号

平成十九年六月十九日(火曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

六月十八日

辞任

萩原 健司君
森 ゆうこ君

補欠選任

野村 哲郎君
藤本 祐司君

六月十九日

辞任

神取 忍君
坂本由紀子君
武見 敬三君
野村 哲郎君
小川 敏夫君
辻 泰弘君
谷合 正明君

補欠選任

二之湯 智君
末松 信介君
木村 仁君
岸 信夫君
松下 新平君
尾立 源幸君
弘友 和夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鶴保 庸介君

委員

阿部 正俊君
中村 博彦君
足立 信也君
津田弥太郎君
浮島とも子君
木村 仁君
岸 宏一君
岸 信夫君
坂本由紀子君
清水嘉与子君
末松 信介君
武見 敬三君
中島 真人君

衆議院議員

石崎 岳君

谷畑 孝君

宮澤 洋一君

福島 豊君

国務大臣

柳澤 伯夫君

副大臣

田村 憲久君

石田 祝稔君

事務局側

松田 茂敬君

政府参考人

山崎 穰一君

熊谷 敏君

上田 紘士君

佐々木豊成君

財務大臣官房参事官 香川 俊介君
財務省主計局次長 鈴木 正規君
文部科学省高等教育局私学部長 磯田 文雄君
厚生労働大臣官房総括審議官 宮島 俊彦君
厚生労働省職業安定局長 高橋 満君
厚生労働省保険局長 水田 邦雄君
厚生労働省年金局長 渡邊 芳樹君
社会保険庁長官 村瀬 清司君
社会保険庁総務部長 清水美智夫君
社会保険庁運営部長 青柳 親房君
財団法人厚生年金事業振興団常務理事 横田 吉男君

参考人

本日開議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)
○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日までに、萩原健司君、森ゆうこ君、神取忍君、谷合正明君及び小川敏夫君が委員を辞任され、その補欠として野村哲郎君、藤本祐司君、二

之湯智君、弘友和夫君及び松下新平君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
日本年金機構法案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、社会保険庁長官村瀬清司君外十三名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 日本年金機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

日本年金機構法案等について二回目の質問をさせていただきますけれども、当初いろいろ用意いたしました質問項目がまだ半分までしかいっておりませんので、あと二回、三回と質問できることを期待しつつ、今日の質問に入らせていただきます。

そこで、まず、今日、閣議決定があったようでございます。かねてよりの懸案でもございましたし、おっしゃっていただいた流れでございますけれども、年金記録確認第三者委員会という名称になったようでございますけれども、これにつきまして、直接は所掌は総務省と聞いておりますので、

総務省の方からこれにつきまして簡潔に、どうい
うことが決定されたのか、お聞かせください。

○政府参考人(熊谷敏君) 本日の閣議決定におき
まして、総務省に第三者委員会を設置すると、こ
れは中央にも置きますし、各都道府県にも置くこ
うでございます。それと、委員の定数ある
いは委員の守秘義務等が定められておるところで
ございます。

中央委員会の役割といたしまして、今後、この
年金記録につきまして、総務省、総務大臣が今後
あつせんするに当たつての基本方針あるいは
個別案件の議論、審議といったことがその役割
として定められておるところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、従来の総務省が各行政
機関に対してなされるあつせんの一環だという位
置付けでしょうか。

○政府参考人(熊谷敏君) この委員会はあくまで
もあつせん案の御審議をいただくということで、
あつせんそれ自体は総務大臣から社保庁長官に行
うというものでございます。

○辻泰弘君 そうすると、従来型のあつせんの範
囲内といえますか、その枠内という理解でいいで
すか。

○政府参考人(熊谷敏君) おっしゃるとおりでこ
ざいます。

○辻泰弘君 それでは、厚生労働大臣にお伺いた
いと思ふますけれども、そういうことで第三者委
員会で従来型のあつせんということ、私はむしろ
もう少し強いことがあるのかと思つておりました
けれども、必ずしもそうでないようです。

それで、そのことについて、それを受け止めら
れてどうされるのか、このことについて基本方針
をお伺いしたい。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員から御確認の御
質疑の形で御発言があつたわけですが、これも、
本朝の閣議におきまして年金記録確認第三者委員
会令が閣議決定されまして、年金記録確認第三者
委員会が総務大臣の下に設置されるということに
なりました。そして、その設置法上の根拠は、総

務省設置法の第四条第二十一号にあるあつせん
いうことであるということが確認されたわけでご
ざいます。

年金記録について、国民の皆様方と社会保険庁
の調査結果というものが一致しない場合に国民の
皆さんの側の申出に基づいてあつせんが御審議の
上、行われるということでございますが、その
あつせんの結論については、私どもとしてはこれ
を尊重して、社会保険庁長官による裁定に結び付
けてまいりたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 そうすると、いろいろな報道等で尊
重義務を課すとか、そういったことでの担保を何
らかの形で付与するということも言われて
おりましたけれども、形としては少なくともそう
いうことではないということですね。大臣、いか
がですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そのとおりでございま
して、あつせんというものが行われる、それに対
して社会保険庁長官はそのあつせんの趣旨とい
うか結論を尊重して裁定に結び付けるというこ
とでございます。

○辻泰弘君 そうしますと、確認ですけれども、
第三者委員会が出されて、それに対しては尊重は
するが、最終決定権は社保庁にある、厚生労働省
にある、こういうことですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 形式的にはそのとおり
でございますけれども、実質的に私も尊重する
気持ちを重ね重ね表明しているところでございま
すので、実質的にはこのあつせんの内容が裁定に
直結するというところでございます。

○辻泰弘君 最終決定が、第三者委員会がする
というふうな理解だろと思ふますけれども、これ
は公布の日からということになりますけれども、
いつから機能することになりますか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。
(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起してござい
ます。
○政府参考人(熊谷敏君) 六月二十二日から施行

でございます。
○辻泰弘君 それでは、これは一応そのことはこ
こで区切りしておきたいと思ふます。

もう一つ、総務省の下に年金検証委員会の方が
先日、発足しているんですけれども、このことの
検証の内容、それから報告時期、このことにつ
いて方針をお示しください。

○政府参考人(熊谷敏君) 年金記録問題検証委員
会、これにつきましては、総務大臣決裁により総
務大臣の下に置かれた委員会でございます。

委員会の役割といたしまして、このような年金
記録問題が発生したそもその経緯、原因、責任
の所在等について調査、検証を行うものというこ
とでございます。特に、こういう問題が発生した
原因がどういふところにあるのかといったことに
つきまして徹底して調査、検証を行つてまいりた
いというふうな考えております。

○辻泰弘君 その中に、報道等では、記録漏れの
経緯、それは今おっしゃつたところですね。歴代
厚生労働大臣の、あるいは社会保険庁長官の責任
問題も調べると、こういうことですから、そ
れは一環としてそういうことになるんでしょ
うか。

○政府参考人(熊谷敏君) この問題の経緯、原因
を徹底的に調査した結果、おのずからその責任の
所在というものは明らかになるのではないかと
いうふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 それでは、さっきの第三者委員会も含
めてですけれども、いわゆる政府の機関としてど
ういう機関としての位置付けなのか、八条委員
会とかいろいろあるわけですから、それにつ
いて、第三者委員会の方とこの検証委員会の方、お
示しください。

○政府参考人(熊谷敏君) 第三者委員会は政令に
基づき設置されるいわゆる審議会でございます。
検証委員会の方は行政運営上開催される会議とい
うことで、総務大臣決裁というものでございま
す。
○辻泰弘君 また後で検証の関係でお伺いしたい

と思ふますけど、まず、このことについては当
面、一区切りさせていただいて、次のテーマに入
りますけれども。

まず、お手元に資料を配つていただいたわけで
ございますけれども、前回の私の質問のときに、
三年前からの懸案である無年金者数の推計につ
いて、三年もたつておるのにまだ方針も示してい
ないじゃないかということで御質問いたしまして、
数か月のうちに答えを出したいと、決定版を出
したいという意欲ある御答弁もいただいたわけで
すが、それに向けてどういふ方針でいくのかとい
うことを活字で出してくれと、こういうふうにし
上げておつたわけですが、一ページ目ですけれど
も、それについてちよつと御説明いただけます
でしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 無年金者の推計につ
きまして、ただいま委員からもお話ございました
ように、前回御質問の際にお尋ねがあつたものを
まとめさせていただきまして、お手元にございま
すものを、一部重なるところがあるかと思ひま
す。私の方から御説明をさせていただきます。

まず、無年金者数そのものをダイレクトに推計
する方法といたしましては、現在、抽出調査で
ございますところの公的年金加入状況等調査とい
う調査がございまして、最新のものは平成十六年
の調査でございます。この調査の結果によりま
す、六十五歳以上で約六十三万人、世帯の中で配
偶者が年金をもらつておるといふような方を見
てみますと、これを控除いたしますと、世帯単位
で見ますと無年金というふうになる方が約四十四
万人という把握をしておるところでございます。こ
れが第一番目の点でございます。

それから、このほかに、社会保険庁の方で持
っております納付記録等のデータの集計によりま
して、これまでも、無年金である方あるいは将来
、無年金になるおそれのある方ということの把握
をさせていただいております。そのうちの一つ
が、平成十六年の十一月に会計検査院の報告にお

きまして、五十九歳以下の無年金者の数が、これは無年金者になるおそれのある方というのが正確な表現だろうと思いますが、その数がおよそ三十九万人であると推計されること、それから平成十六年八月に長妻衆議院議員から提出いただきました質問主意書に対する答弁書におきまして、六十五歳以上の無年金者の数がデータからは約四十万人推計できると、この二つをお答えをしているところでございます。

ただし、これらのデータにつきましては、一つは、被保険者資格を喪失した後の死亡者の方、あるいは合算対象期間や期間短縮によって受給資格要件を特例的に付与されている方々が考慮されていない点、あるいは六十歳から六十四歳までの方々について同様の数字を把握できていない点など改善すべき点も多いということが私どもの悩みの種でございました。

したがって、無年金者対策というのは焦眉の急であるということにかんがみますれば、ただいま申し述べました社会保険庁が保有するデータの集計結果を基本といたしまして、数か月の作業期間をいただいた上で、ただいま申し上げた改善すべき点を改善し、公表できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 三年来の懸案でしたので、これで当面、青柳さんの肩の荷も下りたのかもしれないけれども、数か月後の成果を期待したいと思えますけれども。

ただ、一つ、無年金者対策が焦眉の急であることにかんがみ、これはまあこれでいいんですけれども、この結果の後考えていくということになりますか。

○政府参考人(青柳親房君) 結論をまずちょっと先取り、今の段階ではできませんけれども、私どももいたしましては、そもそもこの無年金の問題に対しては、例えば三十五歳通知であるとか四十五歳通知という比較的早い段階で加入履歴を御通知して、無年金になるおそれがあるということをしちんとアナウンスをするということが一つの正

攻法というふうに考えておりますので、将来に向けてはそうした三十五歳通知、四十五歳通知等の活用によりまして無年金対策を進めていくというのが一つの方法であろうと考えております。

○辻泰弘君 私ども、無年金をなくすために最低保障年金、税方式でと言っているわけですから、これも、このことは今後ともまた議論していきたいと思えます。

それから、次のポイントで、ちょっと通告順序は先になりますけれども、大臣にお伺いしたいんです。

ストリートな話、役所に皆さん方の短期給付と長期給付の共済があるわけですから、厚生労働省に現在、共済組合が幾つあるのか、そのことについて大臣、御答弁ください。

○政府参考人(宮島俊彦君) お答えを申し上げます。

現在、厚生労働省関係におきましては、厚生労働省共済組合というところで、これが厚生労働本省、労働局などで三万一千五百九十九人の共済がございます。それに対して、厚生労働省第二共済組合というのが五万七千七百七十二人、これはナショナルセンターや国立病院機構の職員あるいはハンセン病療養所の職員、それから社会保険関係で社会保険職員共済組合、一万六千八百三十三人、があつて三つあるということでございます。

○辻泰弘君 今次、法律改正によってそのうちの一つが統合されるということでしょうか。その点、確認させていただきます。

○政府参考人(宮島俊彦君) 今回の日本年金機構の設立に伴う社会保険庁の廃止ということに伴いまして、社会保険職員共済組合、これは廃止することとなっております。新たに設置される日本年金機構は非公務員型の法人ですが、これは機構に採用される職員は民間被用者として健康保険と厚生年金保険に加入することとなるということでございます。

○辻泰弘君 それでは、大臣にお伺いしたいんですけれども、大臣もよく御存じのことだと思ふん

ですけれども、いろんな経緯はあることでございましょうけれども、やはりどう見ても共済の一覧表を見ても各役所に三つもあるということはないわけで、今回のことの統合によって二つになるわけですから、名前からして第二というふうにつけてある共済組合があるということですね。これは労働省と厚生省が一緒になったときはそちらは一緒になったけれども、こういうことだと思ふんですね。その辺も経緯もよく分らないところもあるんですけれども、やはり厚生労働省として年金制度は一元化すると。まあ一元化自体中身がないと私どもは思っていますけれども、しかし、とにかく方向性としては一元化ということをおっしゃる。そしてまた、保険についても統合ということをする。いろいろな形でございまして、再編統合をおっしゃっている。過般、船員保険も全国健保の中に、統合ではないですけれども、しかし一つの組織体としては中に入るといようなことがあつたわけですね。

そういった中で、まず隼より始めようということがあるはずだと思ふわけですが、そしてまた実はこれは私は三、四年ぐらい前ですが、五年ぐらい前ですか、この委員会でも聞いたことがあるんですけれども、そのときは取り組みたいとおっしゃっていたんだけれども、しかしいまだに二つあるわけです。これは私はやっぱり、今回のことをきっかけに一本化されるのかと思つたらそうもなっていないんですね。そこはやっぱり厚生労働省として、やはり隼より始めようと思ふんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、政府参考人の方からお答え申し上げましたとおり三つあるわけですが、そのうち今回の日本年金機構の発足に伴って一つは廃止をされると、こういうことでございませう。そういうことになりましたと、あと残るのは二つでございますけれども、二つを一つに統合すべきではないかと、こういう観点からの問題の提起でございますが、今、政府参考人の方から御説明申し上げたとおり、いわゆる第二共済組合という

ものは国立病院の、まあ経緯的にいうとその系統の者とかあるいはナショナルセンターという新しいところの者をもつて構成いたしております。これらにつきましては、例えばナショナルセンターにつきましては、平成二十二年度に非公務員型の独立行政法人へ移行するというようなことも予定をされております。

そういうことからいたしますと、私ども、この厚生労働省第二共済組合の在り方については、こうした組織全般にわたる在り方の検討に併せて共済組合としてもその在り方を検討していくべきではないかと、このように考えているというところでございます。

○辻泰弘君 いつも、厚生省のみならずでありますけれども、厚生省もお手盛りというのか、自分のところは非常にいいようにつくっているというのがもう歴史的にあるわけで、去年議論いたしました高額療養費におきまして、これはほかの共済もそうでしょうけれども、非常にその本人が高額療養費の自己負担限度額のかかりで、本人がサインすればいいところまで集約してくれるわけですね。しかし、その政管健保の人たちはまだまだそんなことができていない、国保はましてやという状態にあるわけですから、そういうことで、私は、厚生労働省自体がそういった他の役所、あるいは現実に国民が享受しているという水準をやはりしっかりと踏まえてやっていくべきだと思ふことの一つに当たるわけでございます。

そしてまた、そのことは今回先ほど聞いたように総務省にゆだねられたわけですが、まあ最終権限は社保庁にあるということで、最後の何とかが保持は保たれたようなところがありますけれども、しかし、やはりその根底に、まあ民間するところの総理を始めとする方々がやはり厚生労働省では信頼できないということがあつたと私は思うし、実際そういうことだと思ひます。

ですから、私が前言ったように、厚生労働省って大事な役所だと思ひますけれども、しかし社保庁解体と同様に一遍解体してもう一遍ゼロか

らつくった方がいんじゃないかと、これぐらい思うぐらいいかに私はいびつになつていりし、腐つていりし、かねてより言つていましたように、いろんな不祥事が多発しているわけです。それについてのお取組も不十分だと思ひますけれども、そういったことの反省の上に立つて、私は、この問題についても、今はその三つが二つになるからということが理屈になるし、いろいろあるんだけど、今まではずっとたなごらしにしていたわけなんです。今回のこの年金機構ができることによってそういうことが促進されるんだけど、そのこと自体の追求の結果ではなかったわけですよ。

そういった意味で、私はやはり大きく問題だということを描きしておきたいと思ひますが、同時に、私どもが、皆さん方、政府案に対峙して社保庁と国税庁を統合すべしということを言つていたゆえんは、やはり私どもは社保庁のやつてきたことというものを一度、厚生労働省の範疇から外すというところが極めて大事だと、このように思つてゐるということでもあるわけですね。ある意味では厚生労働省の抜本改革だと、こういうことに私どもは思ひがある。そして、財務省から国税庁をある意味で独立させるということにもつながるかもしれない。徴収機関としての独立機関としてつくるといふことで、ある意味で権限を分散するといふことがあるんじゃないかと、しかし厚生労働省は当然嫌がるし、財務省は当然嫌がるわけですね、そういう徴収権限という極めて大きな権限を奪われることは。

ですから、私は、これ政府内でも検討された経緯は知つていますけれども、やはり私は、今回の政府案というのにはある意味で官僚が嫌がることを先に除いておいた後に出てきたものだと思ひます。ですから、私どもの方が抜本的な改革だと思つておられますし、総理もこの間何か少し激昂した形でおっしゃっていましたけれども、根本的に私は間違つていらつしやると思つています。それで、一つ聞いておきたいんです。この間、

六月十四日に総理が、国税庁との統合のことについて質問をされたところに対して、総理は、今までの体質を温存して国税庁と一緒にしたのでは国税庁もそうなるという危険があるんだらうと思つと、こうおっしゃつてゐる。それから、与党の自民党の幹事長の中川さんは、社会保険庁を国税庁と統合すると民主党は言うが、税の世界まで不祥事が広がると国を滅ぼす結果になると、このようにまでおっしゃつてゐるんですね。

そこで、社保庁長官にちよつとお伺ひしたいんですけれども、このことについてどのような見識をお持ちになるか、所感をお持ちになるか。社保庁の繁殖力というのは国税庁をそこまで陥れるほど、国を滅ぼすほどの繁殖力を持つてゐるというふうに評価されてゐるのでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 私がお答えできる範囲でお答えを申し上げたいと思ひます。

社会保険庁改革というのは、社会保険庁の内向きで閉鎖的な体質を抜本的に改め、国民の視点に立つて業務遂行を行う組織、人員にしていくこと、これが最も大切だといふふうに考えております。

したがいまして、今回新たな組織ということ、ガバナンスの強化、それから非公務員化によりまして、能力と実績に基づく人事評価制度を導入し職員の意識改革を図る、そして働く人が報いられるやはり組織にしていくべきではないかと、このように考えております。

また一方、国民のニーズに応じた業務運営を的確に行ふことによりまして更なるサービスの向上と事業運営の効率を図る、これが必要だといふふうに考えておりまして、社会保険庁、根本的な行動原理の改革を自らやつていきたいという形で今回、法律案を出させていただいているところでございます。

○辻泰弘君 余り面白くない答えでしたけれども、

そこで、一つだけ問題点を指摘しておきますけれども、中川幹事長は、昨年の十月に、年金保険

料の強制徴収に限り類似する税金徴収と一元化して国税庁、税務署に移管するの、一つの方法だと、このようにおっしゃつてゐたんですね。そして、そのことをもつと詳しく御説明になつていて、年金は特別会計で給付と負担の関係が明らかになつており、税方式になることはない、という説明もされてゐたわけですね。

ですから、私は、私どもが申し上げてゐた国税庁との統合を中川幹事長はこのころおっしゃつてゐた、その当事者が何か一緒にすると税の世界まで不祥事があつて国を滅ぼす結果になるとまでおっしゃつてゐるのは、非常に何か不見識といひますか、その辺の脈絡はよく分からないですけれども、すぐ二転三転されるのかもしれないんですが、その点は問題点として指摘しておきたいと思つております。

さて、次に行かせていただきますけれども、厚生年金基金の代行返上のごときでございます。

この代行返上が非常に厳しい状況の中で企業がそういうお取り組みをされたわけですが、その過程で社保庁が持つてゐる記録と企業サイドが持つてゐる記録とが違つたということがあつたといふことをかねてから言われておつたわけですが、最近の報道もあるわけですが、この点についてどのように状況を掌握されてゐるか御説明ください。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御指摘のとおり、厚生年金基金の数年間をピークといたしました代行返上の際に、社会保険庁と厚生年金基金の記録の不一致により厚生年金基金の記録を訂正した場合も数多くございました。そうした場合には、受給権者等への周知など適正な事務処理を行う必要がございました。

こうしたことは当然でございますが、年金記録の訂正はあくまで厚生年金基金の内部の事務処理に関する事項であり、私ども年金局といたしまして厚生年金基金サイドから統計的な処理及び集計というのには行つておりませんので、大変恐縮ながら、統計的な数字でお答えができないことをお

許しただきたいと思ひます。

○辻泰弘君 その二つの、社保庁と企業が代行返上というものの過程で、やはり早く代行返上したという思いがあれば、その部分、社保庁の記録に合せてしまふといふことで、結果として払つた人のことをネグつてしまふといふか、その分を不問に付してしまふといふんですか、きつく言えば抹殺してしまふといふんですか、そういうこともあり得たらうと思ひます。このことも一つ実は大きな問題でございまして、これは大事なポイントで、今後とも代行返上のことにはあるんじゃないかと、そのことについてはやはりしっかりとある意味では丁寧に対応すべきだと思つております。その点についての今後の方針をまず確認します。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御指摘のように、社会保険庁の記録に合せて訂正するケースも数多くあつた、またその逆も、少数ではございましたが、ございまして、社会保険庁とそれから厚生年金基金との事務処理の関係でございまして、真ん中に事業主といふものがございまして、事業主は資格取得、報酬月額の変更、資格喪失時等の様々な届出を社会保険庁と厚生年金基金の双方に行うという事務処理の基本となっております。その後、事業主が届け出た社会保険庁への情報があった事業主を経由して厚生年金基金に届く、こういうような流れがございまして。

いずれにしても、事業主からの届出に基づき年金記録の整合性を保つということがこの制度、事務処理の仕組みの根幹でございまして、そこをしっかりとつかないといけない。もとよりヒューマンエラーといひますか、一定の誤りがどんなメカニズムでも発生する可能性も否定することまではできないわけでございますが、今般の厚生年金をめぐる様々な年金記録の照合、訂正の中で、当然、厚生年金基金加入者や受給権者に影響のあるケースも出てまいります。

したがいまして、厚生年金基金加入者、受給権

者に通知された記録の訂正情報をしっかりと厚生年金基金等の記録もしっかり整備される、こういうことを目指していかなければいけない、こういう考え方で必要な注意の喚起などをしておるところでございます。

○辻泰弘君 総務省にちよつと求めておきたいんですけど、今の厚生年金基金の記録の統合とか、その部分も実は一つ大きなポイントだと思うんです。ですから、今すぐ答えが出るわけじゃないんですけれども、私は一つの検討対象といひますか、やはり一つの見詰めていただくポイントに、お取り組みいただきたいと思うんです。その点だけ御方針、教えていただきたい。

○政府参考人(熊谷敏君) 検証委員会におきましては、年金制度そのものについて議論する場ではないというふうに理解しておるところでございます。

今回の記録問題発生の際、原因、責任の所在、これらについて調査、検証する中で、あるいはその制度に起因する問題があるかどうか、そういうことも含めて議論していくというようなことはあり得るんじゃないかというふうに考えております。

○辻泰弘君 私も実務的なことを十分追っ掛け切れてはおりませんけれども、聞いたところ、やはり実際問題、データの共有というのではないわけなんですね。こっちがこう持っている、こっちがこう持っている。ずうっとそれが歴史があつて、あるところで会つたら違つていって、こういうことなんです。ですから、やはり共有することというのは大事だと思ふんですね。今どきそれができないということはないと思う。だから、そういう意味で、総務省の方も、そういうことにもつながっているわけですし、元々仕組みの問題としてですね、そもそも厚生年金基金がなぜできたのということもあるかもしれないけれども、いずれにしても、そのことについては是非ウオッチしていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、質問にはもういたしませんけれども、社保庁でコンピュータ入力をはじめたところに、非常に変換辞書というんでしようか、そういうシステムでかえつて混乱させたということがあつたようですが、そういうことも検証委員会の方で取り組んでいただきたいと、このように要請しておきたいと思ひます。

それで、もう一つ確認をしておきたいと思ひます。

厚生年金に加入義務がある事業所が、当然五人以上とかあるわけですが、その事業所が、社員から保険料を徴収しながら社保庁に納めていないということが現実にはあるわけですね、極めて望ましくはないことですが、その場合、被保険者は救済されるのか否か、そのことをお示しください。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまのお尋ねの場合には、少しケースを分けて整理をする必要があるかと思ひます。

まず、事業所が従業員から保険料を徴収しておきながら厚生年金に加入していないという事例といたしましては、一つは、そもそも事業所自体が加入手続をしていないということで、事業所が丸ごと未適用事業所になつていようなケース、それからもう一つは、事業所は適用事業所になつておるわけですが、そのうちの従業員の一部分の方について本来行ふべき被保険者の届出を行つていないと、だからその個人の方が抜けていっているというケース、この二つが考えられようかというふうに思ひます。

それで、いずれにいたしましても、私どもの仕事のやり方といたしましては、まずはその被保険者の資格というのを事業所調査その他の機会を通じて確認をするということをやつておるわけでございますが、まずは、そういう意味で、事業主の届出漏れというようなことが原因であるということとでそういう食い違いが起きているということが分かつた場合には、基本的には、事業主から届出をきちんと出し直していただいて記録を訂正する

ということが基本になってまいります。

ただし、この届出がそういった届出漏れから二年以内に行われました場合には、保険料を徴収することによりまして、最終的にその当該期間を保険給付に結び付けるということが可能になるわけでございますが、こうした事業主からの届出が二年以上経過した場合には、保険料の徴収権が二年で時効消滅するというところから、二年を超える期間に掛かる保険料の徴収をすることができないというところになるわけでございます。したがって、こうした当該期間については、最終的には事業主と御本人との民事上の問題として御解決をいただく必要が出てくるということになるかと存じます。

○辻泰弘君 冷たい論理でいくというふうになるんではないかと、しかし、そもそも適用事業所、すなわち義務化されている事業所をそのまま放置していたということがまずあつて、そこから出発する話ですよ。本人は全くそれは意識がないわけですよ、はつきり言ひましてね。そのときに、本人がその事業所と訴訟して勝たなかつたらできないよということ、やはり、今の状況を考えますときに、その個人に非常に負荷を求めているということではないかと私は思ふんです。この点も、やはり私は何らかの改善策があつてしかるべきだと思ふんですけれども。

大臣、まあ実務的にはそういうことになるかもしれないけれども、しかし、やはり本人は、意識が、知らないまま天引きされているわけですから、払つていられ、実際そうなっているわけですね。それが、事業主が正規に納めてないがゆえにそうなつてしまつていって、それは、元々そのことをないようにするのが厚生労働省の責務でもあるわけですね。

その点において、やはり私は何らかの対応策が、今のしゃくし定規なことよりももう少し救済的な方向での取組があつてしかるべきだと思ふんですけど、いかがですか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、保険料を納付をしていただいている方々、この方々が給付漏れになるということは、これは一人たりとも断じてあつてはならない、これは総理も度々御発言になつていってございまして、私どもも正にそのとおりだと思ふに考えています。なるがゆえに、今回、会計法の命ずる消滅時効の厳格さというものにつきましても、やはりこれの修正をお願いする法律案を与党の皆さんのお力を出していただいておりますこととございまして。

一方、保険料の納付がなかつた方々については、私ども、これについて給付を行うということは、他のきちつと納付をしていた被保険者の方々の関係からいって、適切な処理というわけにはやはりまいらないというふうに考えるわけでございます。基本的には、やはり保険料の納付者に対してこれを給付でもつて、もちろんこれは支給要件が満たされた場合ですが、おこたえするという制度運営であると、このように考えております。

○辻泰弘君 支給要件を満たした人へのみ給付するということを基本とするというのが今のことについての答弁であるのは非常に寂しい話で、せめて、そういった、本来、加入義務を負つた事業所であるにも納付していない、そこをなくすために努力するんだと、こういう答弁で私はあるべきだと思ひますけど、その点、どうなんです。本来そうあるべきじゃないですか。それを言われないのは、非常に官僚答弁ですよ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いや、物事の筋を申し上げておると私は思ふのでございます。もちろん、加えまして、私どもは、もとよりそういう加入をされている適用事業所、事業所において、その事業主がきちつとした対応をするべく私どもは行政を展開しなければならぬというふうには考えております。

○辻泰弘君 大臣も大蔵省の御出身で、ずっと御答弁をお聞きしても、今の枠内での御答弁の域を

なかなか出ないということでございますけれども、私もその点は根本的に不満を持っております。そのことを申し上げておきたい。

それから、基礎年金番号のいわゆるダブりのことでございます。

過般の厚生労働委員会におきましてもその点の議論がございました。そして、大臣が、基礎年金番号のダブりというのは今後だつて起こる可能性があると。まあこれこれしかじかということで、こういうようなことで起こりがちなんですと御説明まであるわけです。で、現在、二万件ダブっているのは、これは歴史的なところもあるんでしようけれども、しかし、今後だつてダブりが起こるといふことをこれだけ高らかにおっしゃると、じゃ、今五千万件を突合していこうということをごまかでやろうとされているのに、今後の人までダブりがあるというふうな、そんな体制だったらできないじゃないかと思うわけですね。これは、私はやっぱり非常に寂しい話というか、極めて問題だと思えますよ。今後ダブりがある、それは絶対だと思いませんよ。今後ダブりがある、それは絶対だと思いませんよ。今後ダブりがある、それは絶対だと思いませんよ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基礎年金番号のダブりというものは、これは言うまでもなく、私も最大限の努力でそうしたことが発生しないように努めていくということが大事でございます。

しかし、例えばということでも申し上げたことで、それを委員から今御注意をいただいているわけでございますので、これは繰り返しては、私どもとしての行政も頑張る。しかし同時に、これは被保険者の皆様の御協力、これはさだめて山本委員の御発言にもありましたけれども、そういったことについても私も御期待をさせていただきます。それは今の制度でということ、私

でも、これから先、いろいろシステムそのものについて、被保険者の方々の協力が非常にお忙しいとかいろいろな事情でそんなに多く期待できない場合でも、そのシステムが所期のシステムになるように、システム自体の見直しもいたしてまいらなければならぬというふうには思っておりますけれども、今のこの年金制度ということについて言えば、そうしたこともあり得ない、今も委員もお認めになられるように、全くないということではないということでございます。別に声高に申し上げているつもりはございません。

○辻泰弘君 しかし、これだつて、学生が、要は親御さんが払っていらして、息子さんが例えば離れたところへ大学に行っているということもあるでしょうし、近くにいることもあるでしょう。例えば、離れたところにいるけれども、保険証は多分、遠隔地で出しているんじゃないかと思うんですね。同居していても当然、保険証は一緒でしょうね。近隣でも保険証が一緒であれば離れたところに住んでいてもそこでチェックできるんじゃないかと。

だから、住民基本台帳とのチェックというのはまだできていないとしても、厚生労働省が所管している健康保険のそのことを通じてのチェックというところで、私は、おっしゃっている部分はかなり解消できるだろうし、そしてまた国民年金を掛けていても、息子さんが、息子さんでも娘さんでもいいんだけど、勤めるといふことになった段階で国年の保険料は納付が止まるはずですね、常識的には。そして、そこでその後どうなるのかというのを見るわけだから、それとそれとの突合というの、私は、元々三情報があつての話で、住所が違つていたとしてもですよ、それぐらいやれなかったら、五千万件をやるといふことにはならないじゃないですか。

今おっしゃっていることを、ほんのレアなケースのことを言つても、そんなことを例示に出されること自体が私は非常に寂しいという心もなるといふか、根本的に私は足りないと思つていま

すけど、どうですか、その点。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は起こり得ることの例示として申し上げたわけでございます。別段それを非常に、だから私どもとしてはダブりは仕方がないんだと言つて別に開き直るというような気持ちは毛頭ございません。

○辻泰弘君 さつき申し上げたように、やっぱり役人の域を出ないというか、どうも私は、こういうことをなくしていくんだという、今の基本的な状況を打開していくという基本的な、積極的な姿勢が見えないことばかりだと思います。その点は御指摘申し上げておきたいと思ひます。

そこで、次のポイントに移らせていただきますけれども、まず、過般、大臣が記者会見をされておりました、歴代の厚生労働大臣の責任についてということでおっしゃっているんですね。監督責任、管理責任というものの観点からというふうなことをおっしゃっているんですね、その点について御所見を求めます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基本的に先ほど総務省の政府参考人が申したことでございますけれども、私も、今回のいわゆる年金記録問題というものの経緯、よつて来る原因、さらには責任の所在というものについて検証をされるということになれば、当然それは歴代の厚生労働大臣も始めからこのうち外に立つというわけにはいきまいというところについて申し上げているわけでございます。

○辻泰弘君 そこで、確認させていただきます。基礎年金番号導入、閣議決定時の内閣は何内閣でしたか、大臣。

○副大臣(石田祝稔君) 基礎年金番号については平成八年三月八日に閣議決定されました。そのときの内閣総理大臣は故橋本龍太郎総理大臣でございました。

○辻泰弘君 それから、実は前回、自民党のピラをやって変わつてはいるし、余り進歩がないようにも思ふけれども、しかし基本的に、指摘していただくというとき厚生大臣の名前が首さんと

書いてあるんだけれども、閣議決定というのは考えてみれば総理大臣が閣議決定しているわけですからね。そこも一つあつたんですね。

それから、切替え業務のことも、これちよつと時間がないんであれだけれども、実質、これは事務的に決めているわけだから、あのときも言いましたけど、これが何か責任を問われるようなことでは全くないわけですね。

それともう一つ、制度設計ということでは言われているわけだけれども、省令のことを聞く前に、その前に、一応五千万件というのが今日問われているわけだけれども、五千万件の発生の原因というか根源は何であつたか、何ゆえ残つたかと、この点について見解をお示しください。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万件の問題についての背景、経緯というお尋ねでございます。御存じのように、我が国の公的年金制度は、それぞれの制度ごとに独自の番号の下に年金記録を管理してきたという経緯が長らくございました。しかしながら、届出漏れの防止あるいは一人一人の年金記録を統一的に管理するという目的の下に、平成九年に基礎年金番号を導入したという経緯がございました。

その基礎年金番号導入の際に、公的年金の被保険者、受給権者お一人一人に基礎年金番号をお知らせし、またあわせて、他の制度等の加入歴の有無を照会するという統合作業などによりましてこの記録の統合というのを行ったという経緯がございます。しかしながら、結果的に十年を経過した現在におきましても五千万件に及ぶ未統合の記録が存在しているということが経緯でございます。

このことの原因ということについては、お尋ねの中にもございましたが、当初の制度設計などが不十分であつたということは現時点では認めざるを得ないのかと考えておりまして、具体的には、一つには、既に老齢年金を受給している方々の年金記録については、当時、基礎年金番号に統合されていない年金記録との突き合わせを行わな

かつたこと、またもう一つには、基礎年金番号への統合状況をその後きちんと進捗管理する仕組みを設けなかったこと、これらが原因ではないかというふうに考えている次第でございます。

○辻泰弘君 私は、この五千万件が残った理由が制度設計かどうかというのは後でまた議論しますけれども、根本的に、結局、今おっしゃったように、受給権者を追っ掛けなかったわけですね、まず根本的に。ただ、共済は追っ掛けましたけどね。そこもちょっとよく分からないんですけど。それから、被保険者の突合、統合というような作業をやったわけけれども、千八百万件、これが極めて不十分だったわけですね。ですから、受給権者を対象としなかった、それから被保険者の突合が十分でなかったという、導入後といいますか、対象とする制度というのは平成八年十一月なんですよけれども、その問題であって、制度設計だと私は思わないです。これまた後で議論したいと思います。

ただ、この間の総理の発言でも、統一をするという設計をした段階からいろいろな問題があったのは間違いないと、このようにもおっしゃっていらしたわけですね。それから、当初の設計段階の詰めが不十分であったというのは柳澤さんがおっしゃっている。それから、これまた総理も、統合方法の企画が番号導入前に十分に検討されたか大いに反省すべき点があると、このようにおっしゃっている。それから、この間、片山参議院幹事長が、基礎年金番号を振るいろいろな意思決定をしたのは私は八年だと言っているから皆さんのことを言ったんだと、こういうトーンでおっしゃっている。こういうことなんですよ。

そこで、そこまでぎりぎり最近に至るまでおっしゃるものだから、私は、客観的、冷静に考えてどうなのかということをお私に検証委員会を開きたいと、このように思っているわけなんです。

それで、省令が問題だということをお民党のチラシで御指摘がありました。平成八年十月です。

この省令がやはり私は制度設計だと思うわけです。平成八年十月十一日と平成八年十月三十一日に官報で示されているのが制度設計だと思います。当然そうあるべきだと思います。

その中で、受給権者に限るとか、被保険者の突合の計画はないけれども、しかしその制度設計をして前へ進めていくということが決まられているわけですよ。その時点でその後のこともきちり決めていくべきだったというのはそれは後追いの無理屈としてあるかもしれないけど、あと、そんなのいい加減にやるといふことを想定して、それをいい加減にしないように先に計画を立てておきなさいというのを今から求めるといふのもこれも酷な話で、いいものを作ったんだから、制度導入の後、運用をしっかりとやっていけばいいものを、運用をたなざらしにしたり中途半端にして、後でまた言おうと思ひますけれども、そのことが問題なんだと思ひつています。

確認したいんですけれども、省令改正が問題だったということではこの自民党のビラでも菅直人大臣になつていらっしゃるけれども、この省令改正が制度設計だと私は思ひますけど、まずそのことの確認と同時に、その制度設計においては受給権者を対象としなかつた被保険者について突合の方針はどうするとか書いていないけれども、しかし、いづれにしても後で問題になったことについてはこの時点では両方追っ掛けると、両方追っ掛けるといふことを前提とした設計だったと思うんですけど、どうですか。

○政府参考人(青柳親房君) 制度設計は何かというところについてはお考えの違ひがあるのかもしれないんですが、そもそもこの基礎年金番号の統合していくための様々な準備作業を含めた一連の作業の一環の中に、ただいま御指摘のあった省令を作つたという作業もあると理解をしております。その意味で申し上げれば、元々、平成八年の四月からこの基礎年金番号、九年一月導入するための様々な準備作業が始まつたという経緯がございます。

具体的には、厚生年金の被保険者の住所というのは、それまで事業所経由で様々な届出が行われたことから住所管理をしておりませんでした。したがって、例えばこの年の二月に、別の省令でございまして、そもそも厚生年金被保険者の資格取得に係ります届出事項の中で住所を追加するというようなことをいたしまして、まず厚生年金の被保険者の住所を把握するという作業をいたしました。また、あわせて、遺族年金の受給者についてその年金証書の番号をきちんと集めるとか、共済についても住所を集めるとか、こういうところの準備作業からまず始まりまして。

そこで、今お尋ねのございました省令が八年の十月に基礎年金番号をまず定義をいたしまして、それから導入時の基礎年金番号に係ります通知書の交付などを規定した。さらに、十月三十一日の省令第六十号におきまして、国民年金の一号又は三号被保険者から二号被保険者となった場合には基礎年金番号があるから届出を改めていただくというように規定したと、こういう経緯がございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、準備作業から含めて最終的に基礎年金番号の通知をさしていただき、さらにこれを名寄せによつて統合していくという一連の作業の中に、お尋ねのございました省令によるこの様な手続を規定したというものが言わば織り込まれておるといふように御理解を賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 だから、省令においては、省令改正においては受給権者に限るといふことは出ていないわけですよ。受給権者にも被保険者に対してもサービスを向上させていくという精神で貫徹されているんですよ。そのことを私は申し上げている。そのことが受給権者だけに限るといふ、すなわちそのことによつて三千万近い、五千万のうちの三千万近いものの温存といふますかね、解消できない状況につながつたことを決めたのがいつかということなんです。

私、資料、この間と同じで配っていますけど、

社保庁からのやつで「基礎年金番号の実施に向けて」というようなペーパーありますよね。これ、社保庁のペーパーですけど、これはいつのペーパーで、どういう、いつの発表ですか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成八年十一月二十五日に記者発表をさせていただきました資料でございます。

○辻泰弘君 それで、私は前も言ったけれども、ここで初めて基礎年金番号導入に当たつて受給権者は返信を求めないということが明確に打ち出されたわけですよ。これについては柳澤大臣もおっしゃっているとおりですよ。基礎年金番号の本来統合するときに、突き合わせということをやらなかつた、今この五千万の年齢階層別の状況が分かつた、これ真つ先に手を付けるべきだということになりましたと、こうおっしゃっているんだけれども、本来この部分は当初から取り組んでおくべきことだったはずなのに、この時点で初めて受給権者には返信を求めないとしたわけですよ。共済は求めたんだけど、そこよく分かりませんけど。そのところで私は明らかになつた。この十一月二十五日のときの厚生大臣はどなたですか。

○政府参考人(青柳親房君) たしか小泉純一郎厚生大臣であつたと記憶しております。

○辻泰弘君 私はまず、被保険者の方は後で言いますけど、受給権者について、この五千万の温存の過半を占める受給権者についての突合が行われなかつた根本原因はこの平成八年十一月二十五日のこの方針で打ち出された受給権者を外すと、共済だけは外していないけれども、そのことに根拠があると私は思ひつています。そして、その省令改正という制度設計を菅直人厚生大臣のときに、十月十一日、十月三十一日に省令改正出していらつしやる、まあその前後もありますけど。

基本の制度設計は私はここであつて、このときには受給権者を外すとか別にそういうふうなことは決めていないわけですよ、何ら決めていないん

です。このときは両方追っ掛ける、そういうことを制度設計しているんです。それを十一月二十五日に、小泉厚生大臣になって、その運用に当たっては、実際問題として年金受給権者、もう既に既裁定の方々については追っ掛けませんということをここで方針を明らかにしているわけですよ。ここに根源的な半分以上の責任が私はあると思います。

そういう意味で、私はこのときの、十一月二十五日のこのことを管理監督すべきであった。これは社会保険庁が記者クラブに持っていったのかどうか、記者発表されたのか知りませんが、いづれにしてもこれが平成八年十一月二十五日のペーパーであることは間違いない。このことを国民に公表せしめた最初の文書だと私は理解しております。このときの管理監督責任が当時の厚生大臣にあったことは、これは大臣が言われる管理監督ということからいえば、当然そのときの大臣になります。

だから、そういう意味で、私は、この五千万が残った、その過半を占める年金受給権者、その時点での既裁定の方はもう突合いたしませんと、より厳密に五十五歳に限ったから、そのときの五十五から六十の人も追っ掛けなかったわけですが、いづれにいたしましても、その点についての管理監督責任という意味で私は当時の厚生大臣、責任は重大、極めて重大だと思っております。

その点においては私は、菅さんに持つてくるというのが本当によく分らないで、小泉さんに最初に来ていたのなら私はその後でという道義的といえます。制度設計ということであるかもしれないけれども、しかし最初に菅さんが来るというのはいくぶん分らないですね。

大臣、どう思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 通常、記者発表というのは、これは決められた方針の記者発表ということだというふうには私は理解をいたすわけでございます。したがって、新聞記者発表が何か行政の対

応について実体的なことをそこで決めるというふうに解するのは、私はちよつとそこまで言い切る自信はないわけでございます。

○辻泰弘君 ですが、私はこれ以前に何かあるのかというのを聞きしたら、ないとおっしゃるんですね。だから、私は、だからこれをもつて、少なくとも国民に明らかにしたのはこの時点なわけですから。ですから、それは当然それ以前から検討は事務的にあつたかもしません。しかし、菅さんが終わって小泉さんになって、その後の十一月二十五日に受給権者は追っ掛けませんということをはっきり公表しているわけですから、このことについての管理監督責任は当然、管理監督責任と言われる限りにおいてそれはやっぱり当然追及すべきことだし、その点について私は、大きな責任の所在はそこにあると、まず一つそこを申し上げておきたいと思えます。

それから、時間の関係で走りましても、資料を用意していただきました。前回、私が質問をしたとき答えが出なかったといいますが、まだ出ていないものもあります。一つ、三枚目になりますけれども、「複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者への照会状況」というのがありました。このことについて簡単に御説明ください。

○政府参考人(青柳親房君) 複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方に対して照会をいたしましたことにつきましては、委員から三枚の資料をお寄せいただいたものの二枚目に、まず内訳として各年度ごとにどういう照会をしたかということがございまして、そのトータルがたまたま御指摘のありました三枚目の数につなごうございまして、

したがって、まず、総数一千八百十八万人という方に対して平成十年度から十八年度まで照会をさせていただいた。このうち、確認ができた方が一千二百五十三万人であり、確認ができなかったものが五百六十五万人であると。この確認ができなかったものの内訳がさらに、回答がな

かつたものの四百八十万人、送達不能なもの八十五万人になっておるという内容でございます。

○辻泰弘君 前回、私、申し上げましたように、実は、これは平成十六年に総務省が厚生労働省に対して勧告をしていたことの今日版になっているんですね。その時点ではまだ五百五十万が照会予定ということになっていて、まだ対応ができていないということだったから、その五百五十万はどいうなっているんですかというふうな前回聞いて、今回も求めたけれども、それは分かりませんと言うんですね。だけれど、十六年のときに総務省が五百五十万についてどうやってしつかりやっていきなさいと言っていたのを、三年たつて十八年度末で区切って終わっているわけですよ。それなのにその五百五十万がどうなったかというのは分からないというの、これも本当にお粗末な話だと思えますけれども、その点、出ないんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 前回の委員のお尋ねの中でお尋ねのあった点でございますが、一部判明している部分と判明していない部分がありますので、併せて御報告をいたします。

まず、お尋ねの年金に関する行政評価・監視結果報告の時点、平成十六年の時点でこの報告をいただいたわけですが、この時点では平成十六年度から平成十八年度までの間に約五百五十万人の照会予定があつたということが御指摘をされております。実際には、平成十六年度に百六十七万人、平成十七年度に百六十三万人、平成十八年度に百五十六万人ということで、結果的に実際に照会いたしましたのが四百八十六万人の方に照会したと。十六年度で五百五十万人と予定しておつたものが実際には四百八十六万人であつたということと判明いたしました。

しかしながら、その五百五十万人についてのその十六、十七、十八の内訳はどうかということも併せてお尋ねがございましたが、私もその回答結果については各年度ごとにどうなったかということ把握をいたしております。したがって、特段のその内訳がないわけでございます。

で、平成十年度から十八年度までやりました全体の数について、先ほど御報告をしたような形で把握をされているというふうにとどまっているというところでお許しをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 これも語るに落ちた話で、毎年度のことが集計できていないという、そのことは何なんだ。例えば、そんなことまで菅さんに制度設計しておけと言っているのかということですよ。ね。こんなの別に当たり前のことだと思えますよ。これ。しかも、十六年度に総務省が言つて、これからしつかりやっていけよ。五百五十万という数字が変動するのはそれはある程度仕方ないかもしれない。しかし、その内訳が十六、十七、十八でどうなったかというのを全然分かっていないという、この体制自体が根本的におかしいし、そんなことの制度設計まで菅さんのときしてくれなかったからできていないんです。そういう論理というのは全くおかしいですよ。これは、筋違いだし本当に私には理解できません。

そして、もう一つ、この配つていただいた二ページ目の過去記録の整理実施状況、これは恐らく初めて出していた資料なんだと思いますよ。そのこと自体はいいといえはいんだけれども、しかし、ここから見えてくることは、まあ各年度ごとが出ていないということもあるんだけれども、同時に、お聞きしておきたいのは、この平成十年度の他制度加入照会回答者に対して整理実施を始めたわけですね。それから名寄せ対象の方にもそれをやられた。この実施時期はいつですか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成十年の十月というふうにご記憶しております。

○辻泰弘君 名寄せの方も十月ですか。

○政府参考人(青柳親房君) 十一月であらうかと存じます。

○辻泰弘君 そこで、私、根本的に疑問に思いますが、さっき言いましたように、受給権者を外したのも一つ大きな問題ですが、同時に、被保険

者は追っ掛けすることになったわけですね。被保険者は追っ掛けすることになって一応はがきで回収したのが九百万、あと、中で突合した九百万と合わせて千八百万を追っ掛けたと、こういうことになっているわけですね。

それで、その返信があった九百万というのは、平成八年の十二月に基礎年金番号を通知し、新年金証書も出した、そのときに被保険者の方から回収をして、そして締切りは平成九年の二月二十八日だったわけですね。とすると、常識的に考えれば、平成九年の三月ごろには大体返ってきている。まあもちろん五月雨的に返ってくることもあるでしょう。そして、それは平成九年の三月です。それなのにこの他制度加入照会回答者に対する記録の整理というのを始めたのは今おっしゃったように平成十年の十月ですよ、十月六日と聞いていますけれどもね。とすると、この間一年七か月ぐらい空白があるわけですね。この間何をやってたのということですよ。どうしてこんなに返信用のはがきが来たのにそのチェックの着手が一年七か月後でしかなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま委員からのお話ありがとうございました。九百六十六万人の方から他の年金手帳番号を有するという回答をいただいたわけですが、過去記録の整理を進めていく上では、回答のない方についても御存じのように三項目による名寄せを行わせていただきまして、他の年金手帳番号を有する可能性のある方の抽出を行ったということでございます。これらの準備作業を結果的に平成九年の三月から平成十年十月から照会を開始させていただいたというのが事の経緯でございます。

○辻泰弘君 だから、それに一年七か月も掛かったと、なぜそんなに掛かるのかということですよ、根本的にね。

それで、私は、だから聞きたいのは、はっきり言って九百万もはがきが返ってくるわけですよ。そういう仕組みをつくったことは当時の大臣

だったから当然分かっていて、九百万も返ってくるんですよ。そして、その在任中に、あの九百万はどうなったのかなと、どういうふうに対処したのかなと、何かしなくていいのというところから素人的に考えてもあつてしかるべきだと思ふんですよ。私は、基礎年金番号を作るときに制度設計のときにそんな将来の運用のことまで決まなきゃ駄目だということを問われておっしゃるけれども、私、それ以上に、実際、現実に九百万のはがきが返ってきたときに大臣やっている人が、それどうなっているの、ちゃんとやらなくていいのと言う方がよっぽど大臣としてやるべき仕事だし、素人的と言つては失礼かもしれないけれども、そのことで出てくる話だと思ひますよ。だから、私はそこが根本的に問われているポイントでもあると思ひますよ。

念のためお聞きしますけど、平成十年十月時点では大臣はだれですか。

○政府参考人(青柳親房君) 宮下創平大臣であつたと承知しております。

○辻泰弘君 じゃ、ちなみに、それは多分書いてあるんだろから、小泉さんはいつまでですか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成八年の十一月の七日から平成十年の七月三十日まで小泉純一郎大臣であつたと思ひます。

○辻泰弘君 だから、返信用のはがきが届いてから一年七か月放置していただいただけでも、そのうちの一年五か月は小泉さんだったんですよ。私は、だからこれも実は大きな問題だと思ひますよ。大臣の責任を問うということであれば、私は前も言ったように、個別の大臣の責任を問うというのは本当かどうかというふうに思つておるところはあるんだけれども、しかし、これだけのこういう形で来ている限り、私はやっぱり一言、我々にある意味で失を向けられているようなところがあるわけだから、その部分ははっきり申し上げておかざるを得ないわけですから、この一年七か月放置していたわけですよ。せつかく返信が来るようになって、一年七か月放置していただ

すよ。そのうちの一年五か月は小泉さんだったんですよ。これは極めて大きな大臣の責任だと私はとらえざるを得ない、このように私は申し上げたいと思ひます。柳澤大臣、どうです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この一年有余は、九百六十六万の方々、この方々は自らが他に年金手帳番号を持っていますということを御回答いただいたわけでございますけれども、同時に、それだけに依存するのではなくて、社会保険庁の側としてもやはりできるだけ統合すべきは統合するというところで、この三情報の一の方々を見付け出すということでも名寄せを行っているわけでございます。これについては何か無駄な時間を費やしているというふうには、これはこのことも相当、分かつたのが九百二十万人であるということをお考えますと、それなりに有効な時間の費やし方をしていたということではないかと私は思ふのでござい

ます。

○辻泰弘君 九百二十万とおっしゃいましたが、九百二十七万の記録統合を行った、このことですかね。まあそれはそれで、九百万でいいですけどね。ただ、大臣、申し上げておきますけど、千八百万も追っ掛けしたんですよ。そして、九百万の統合処理を行ったんですよ。すなわち九百万残っているんですよ。そして、その九百万が残ったときの時点は十八年度末でございます。十八年度末で九百万残ったんですよ。そのときの大臣はあなたですよ。この九百万が残ったことをあなたはいつ報告を受けました。大臣に聞いています。

○政府参考人(青柳親房君) 事実関係について。

○辻泰弘君 大臣に伝えてないということ。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまのお尋ねに一点ちよつと誤解があるかと思ひまして手を挙げさせていただきます。

九百万というふうにな委員からお尋ねがございましたが、一千八百万のうち、確かに基礎年金番号につながつたものは九百二十七万ということでございますが、御返事は一千二百五十三万いたしております。すなわち、お返事いただいた一千

二百五十三万と九百二十七万の差の三百万余については、これは自分は該当がないという回答をいただいた方ということでございます。また未回答ということで最終的に確認できたもの五百六十五万でございますので、私どもとしては、九百二十七万の統合を行ったことによりまして、この一千八百万については、未回答五百六十五万を除いてはすべて確認ができたものというふうな認識をしておりますので、これを前提にお尋ねをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 いずれにしても、千八百万を追っ掛けただけでも、未回答五百六十として、六百万近いものが残っているわけですね。そのことを大臣、報告を受けましたか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、このそれぞれに、十七年度までの分と十八年度に今正に動いている分ということで、これについては当然報告を受けてござい

ます。

十七年度までの分については、十七年度末に千六百六十万に対して千四百四十七万の回答をいただいた、それから十八年度の百五十八万については五十四万人の、これは十九年二月末でございますけれども、五十四万人の回答をいただいている。そのうち、それぞれに、千四百四十七万人については、統合済みが八百四十一万人、重複なしが三百六十六万人、さらに二月末ではそれぞれに、統合済み三十万、重複なし回答二十万というふうなことで、それぞれ未済というか未回答というものについてはこれを、これはもう私は御党からの予備的調査の回答という形で承知をしたところでござい

ます。

○辻泰弘君 それで、もう一点確認しておきますよ。

この過去記録の整理実施のとき、五十五歳以下を対象にしたわけですね。しかし、当初、被保険者全体を追っ掛けたわけじゃないですか、返信を。それなのに五十五歳以下に限ったというのはどこで決めましたか、いつ決めましたか。

○政府参考人(青柳親房君) この検討に当たりま

して、当時、五十五歳以下の方から順次、手帳番号をお持ちかどうかの照会を行ったわけですが、五十五歳より上の方については、受給年齢が早い方もいらっしゃるし、年金の権利確定のための記録確認が必ず年金請求時に行われるということで、従来どおりの手続で足りるのではないかと、うふうに判断した次第でございます。

○辻泰弘君 いや、そうじゃないよ。だから、それを決めたのはいつかって聞いているんじゃないですか。答えなきゃ駄目だよ、それを、ちゃんと、違うことを答えないでよ。止めてください、そんなもの。

○政府参考人(青柳親房君) これは平成十年の十月から、御存じのように、他制度への加入照会を昭和十七年度生まれの方から開始をいたしましたので、これまでの間にそういう方針を決めて対応したものと承知しております。

○辻泰弘君 今の意味は、平成十年の十月の前に考えて決めたのだらうということでしょう。

○政府参考人(青柳親房君) そのとおりでございます。

○辻泰弘君 とすれば、それもやはりさっきの話のとおり、小泉さんか宮下さんか分からないけれども、そのときにこのことを、当初は被保険者全部と言っていたのに五十五歳以下だけに限ったわけですよ。このことだって後追いの運用の問題として、結果として五千万の残存につながっているわけですよ。そのことはやっぱり一つ大きなポイントとして申し上げておかなきゃなりません。それで、時間が限られていますけれども、私が申し上げたいのは、大臣もおっしゃっている、青柳さんもおっしゃっているんだけれども、導入当時にはそういうことは認識はある程度あったけれども、しかし、いろんな手だてを講ずることによって解消することができるといふ見通しを持っていた。そのことが甘かったかもしれないと言っているけれどもね。しかし、そういう見通しだった。実際、段階的に解消が図られるだろう

ということの考えであつた。そういう見通しだった。私はそれは素直なことだと思えますよ。基礎年金番号というある意味じゃ画期的なことをやるときに、それはやっぱりある程度やっていくだろうというところで制度設計して、実際それを運用していったわけですよ。そのこと自体、私は間違っていたとは思いませんよ。

しかし、それを実際に運用する過程で受給権者を外した、共済はやつたけれども、それで、被保険者についても、時間が遅れて、しかも被保険者の中の五十五歳以下ということに、後で、後追いの限定しているわけですよ。そういったことというのは、制度設計の問題ではなくて運用の問題だと私は思いますね。

大臣もいろんなところで、総理も制度設計が良くなかったと言っただけでも、私は今までのをずっと見てきて、制度設計がどこが悪かったのかと率直に言っていますね。後の運用の部分においてやっておけばよかったし、しっかりやっておけばよかった。だから、あえて言えば、皆さんのときに、後々の自民党の大臣が大したことできないからこういうことはしちゃ駄目だよと、そういうことを計画に盛り込んでおくべきだったというんだったら私は分かりますよ。そういうことではか理解できませんよ、この議論というのはね。だって、皆さんのときに、後でそんな制約的なことをしたり、しっかりしないということを見出すというんことはないでしょう、それははっきりいって。物事を進めていくときはやっぱり明るい展望を持って、いい方に行くだろうと。実際それがいい方向に行ったことは間違いないわけですね。

しかし、ここで後追的に、象徴的に言えば、小泉さんのときに受給権者を外したというのは、これは明らかに、内部的に検討したことはあるでしょう、しかし、そのときの管理監督責任は当然当時の大臣にあるわけですから、そのことによって、今回の五千万の宙に浮いた年金記録、このうちの三千万近いものは、受給権者を外

した、そこに責任があると言わざるを得ないし、それと同時に、さっき言いましたように、平成九年の三月から平成十年十月までの一年七か月間、全く整理統合の作業に着手されなかったわけですから、そのうちの一年五か月は小泉さんが大臣をされていたときと。こういうことであるわけでございますし、五十五歳以下に限ったということがあったわけですから、これも小泉さんなのか宮下さんなのか分かりませんが、それと、そのときの大臣のことでございますよ。

ですから、私は、そういった……(発言する者あり)いや、それと、よくみんなの責任だと思っしやるんですよ。しかし、私はつくづく思うんだけれども、この間、総理もおっしゃっている、みんなの責任だと思っしやる。だけれども、じゃ、私に何の責任があるのと、民主党がどう責任を取って、あるいは私個人がどう責任を果たす道があるの。共有し合うって、私、今まで全然参画しておりませんよ、はつきり言っています。民主党がどうやって参画したんですか。

だから、その議論というのは本当に一面的で、非常に何かこう、何かどっちも責任あるじゃないですかという言い方になっているんだけれども、それは筋違いだと私は思いますよ。基本的に、これは自民党の政権、自民党の内閣ですつとやってきたことですからね。だから、そこに私は根源の問題があると、このことを申し上げておきたいと思えますけれども、大臣、所見を一言お聞きしたい。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、基礎年金番号の導入というのは、どこから考えても当然とるべき措置であつた、このように考えるわけでございます。

そのときに、一体、過去に加入をした年金の、他の年金の加入の記録というものをどう統合するかということについては、今日これだけ、五千万件という未統合のものがあることを考えると、後知恵ではあるんだけれども、やっぱりそこは慎重に統合のための工夫をもつととしておくべき

だった、こういうことを単純に言っているわけ、そのときの大臣がだれで、このときはだれだということなことを私としては余り言うということについては、私自身はそういうことを慎んでいうつもりでございます。

要は、しかしながら、今から考えると、基礎年金番号導入時の前後のいろいろな設計、これがやっぱり今から考えれば不十分であつたということとは否めない、このように考えるわけでございます。

○辻泰弘君 時間が来ているので終わらなきゃなりませんが、じゃ大臣だつたらどう設計したとおっしゃるんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、自分だったら、あるいはこういうことが分かった段階でどういうことが考えられるかということいろいろと考えるはいたしますけれども、ここでそれを制度設計の問題として申し上げるだけの準備というか、そういうことを言うことは慎んでおきたい、このように思います。

○辻泰弘君 分かった段階でとおっしゃったんですよ。分かった段階というのはその後ですよ。だから、私は、そこは今答えられないということですから、すべてが要約されているんですよ。だから、それは制度設計の問題があつたというよりも、それを運用した過程においてもつとしっかりやっておけばこういうことにならなかったのに、それを放置していた、十分やらなかった、そこに責任の所在があると私は申し上げておきたい。同時に、総務省の検証委員会が行われるわけだけれども、今日議論いたしましたことも踏まえて御検討いただきたい。そのことを申し上げて、辻泰弘検証委員会を終わります。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。済みません、ちよつとこれ通告しておりませんが、今日の新聞報道をちよつと見て、少し難しい記事なので、まずこれについての大臣の御感想をお伺いしたいと思いますが、我々がサンプル調査をしてくれと言った際に、僕は四件だという報告

を受けました。しかし、これは三十五件か三十五件でないかは別として、少なくとも、名前の読み仮名、住所、生年月日の入力ミスというのが五件あったということからすると、最低でも、この残りの何件かに対してはこれは議論があるとしても、少なくともこの五件は明らかにミスですね。

まず、私はこれは明らかにミスではないのかというふうに思いますが、大臣としては、この五件に關してどう思われますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、私どもといたしましては、このサンプル調査の結果、納付記録の不一致ということで申し上げたのが四件ということでごさいます。それで、それ以外のものにつきましても、これはもうこの委員会を通じて、委員会の各委員に私どもとしてはその全貌を明らかにしているということでごさいます。

○櫻井充君 大臣、僕は今日、厚生労働省の役人の方の答弁求めておりません。僕は、先週だったかと思いますが、国土交通委員会に行きました。タクシーの問題について質問させていただいた際に、我々がタクシーの惨状を見て、特区を申請したことに關して、局長はまあ言い訳に始終しておりました。冬柴大臣はそのことに關して、今振り返ってみれば、我々としてみたところ、あのときにそのことをもう少し重くちゃんと受け止めて検討すべきではなかったのかと、そういう答弁いただいているんですね。

僕は、官僚は官僚組織を守るためにもう本当にしようもないへ理屈だけを繰り返して、それは官僚の役割ですから、それはそれで仕方がないものだと思います。しかし、前回の委員会でも申し上げましたが、大臣は国民の代表として国会議員として選出されていて、その立場として官僚組織を統括されるということであれば、私は今のような御答弁にはならないんじゃないのかなと、そう思います。

今日は、私は、大臣に対してお願いしておきたいことは、国民の代表者として国会議員として選ばれて、そしてその所管省庁を統括する意味でそ

の立場におられるということで御答弁をいただきたいと、そのことをお願いしておきたいと思ひます。

その上で、もう一度端的に御答弁いただきたいんですが、私は、少なくともですよ、少なくともこの報道が正しければ、九件のミスはあったと、その後のことはこれから議論しなければいけないので、この場ではもう時間がありませんし、詳細分かりませんが、少なくともこれは九件はミスだったというふうに思わなきゃいけないんじゃないか、そう思いますが、大臣はいかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、要は情報の開示ということについては極めて積極的に取り組んでおるわけですよ。したがって、この調査結果につきましても、もう全部洗いざらい出しなさいというのを私、指示しました。ですからこういうふうに全部分類されたものが出てくるわけでごさいます。それはそれぞれとして、この納付記録の不一致を始め、後ろから申し上げますけれども、氏名の濁点、生年月日のずれ等ということでは本人の特定可能ということでごさいます。それはもうそれぞれの評価で、私は評価できるような材料を提供しているわけでごさいます。

そういう意味合いで、何か櫻井委員も、また他の委員もいろいろ御注意をいただいで、それはもう十分今後とも踏まえて対処したいと、このように思ひます。

○櫻井充君 この間、それでは四件だったと。

もう一度お伺ひします。大臣は、そうすると、四件で間違ひないんだという今の御答弁ですか。私はこの部分に關していうと、これだけ見ると九件ではないのかというふうに判断いたしますが、大臣の認識は四件だと、ですからこの間の国会報告で間違ひないということですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 納付記録については納付記録の不一致は四件だということでごさいます。本人の特定が可能だけれども、氏名の濁点や生年月日のずれがあるということは五件であるということでごさいます。

したがって、あの当時に、この分類もその後いろいろ何か数字がちょっと異動したようでごさいます。ですからこれをすべて出しているということでごさいますので、ですから、どういふんでしようか、氏名の濁点や生年月日のずれ等ということで本人の特定は可能とわざわざ書かせていただいているわけだけれども、五件ということになって、これ事実を書いているわけでごさいます。

ですから、私どもは、頭数は落としているものはありませんとかいうことを含めて報告させていただいたわけですが、それはもうすべて資料が明らかになっておりますので、是非それをお受け止めた上で、今後どうすべきかということをごさいます。私には考えていただきたいと、こう思うのでござい

○櫻井充君 大臣、答弁になってませんからね。

もう一回申し上げますよ。じゃ、我々はあの時点で御報告いただいた、あの報告だつて問題があったわけでしょう、たしか。要するに、最初にマスコミなんか知れて、ああいう問題があったわけでしょう。そのときに我々は四件だということに受けたし、だったらそのときに氏名のこういう入力ミスだなどというのはいちも書いてませんよ。我々に対しての報告書は、情報公開、情報公開とおっしゃるけど、国会に対しての報告書には書いてないじゃないですか。

もう一度お伺ひしますが、じゃ大臣は、そうすると、問題のあるのは何件だという認識なんですか、大臣からすれば。サンプル調査の中で、これは数字だけ言ってください、大臣の判断として、数字は結構です、大臣の判断として問題があると思うのは何件ですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは氏名の濁点、生年月日の数日のずれ、それから納付記録の不一致、オンライン収録後の各月展開時の表示相違等々、ここに出させていたいただいたものを御検討いただくといいことでごさいます。

なお、私はどういふふうにごさいます。この当時、御議論をいただいた後、私、発言させていただいたわけだけれども、この収録されている各月の納付情報の一部、すなわち保険料の免除と納付の記録の一部についてマイクロフィルム記録とオンライン記録が一致していないものが四件ありまして、こういうふうにごさいます。

もちろん、ですから、これもやっぱりそのときに挙げるべきであつたということであれば、それを私、強いてここで反論しようとは思ひませんけれども、その後において私、このすべての全容を委員会の委員の先生方にお示ししているということでごさいます。

○櫻井充君 駄目だよ。止めてよ。これは数を聞いているんだから。その上での判断した数聞いているんだ。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもといたしましては納付記録に非常に重大な関心を払っておりまして、四件ということをごさいます。それ以外のもの、他の事項についての言及が十分されていない結果、この四件だけが問題ということに印象を与えたすれば、それは大変不適切であつたと、このように存じます。

○委員長(鶴保庸介君) お続けください。櫻井充君。

○櫻井充君 なぜここまでこだわるといふと、名前の入力ミスというのは支給漏れにつながるわけでしょう。だから、問題視しているわけであつて、その濁点付いている付いていないで、実はこれ長妻委員が指摘していることですが、濁点付いている付いていないがすごく大きいわけですよ、漢字の入力がなかったような時代について見ればですよ。ですから、それから生年月日が数日ずれていたという話ですが、それじゃ合わないわ

けですよ。でしよう。だから、それは支給漏れにつながる可能性があるものだから、我々からすればこれだつて当然問題なわけですよ。私はそう思いますよ。ですが、それをそういうふうにとらえていないから、またいろんな問題が僕は起こってくるんじゃないのかというふうに思うわけですよ。だからしつこく聞いているんですよ。ですから聞いているんですよ。我々に報告来たのは四件ですよ。これは支給漏れにつながる可能性があるということだつたんでしよう。しかし、この五件だつて支給漏れにつながるませんか。濁点とそうでなかったものというのは、これは合わせていないですからね。

ですから、こういったものもちゃんとしてもらわないと困るんじゃないかということで、再度お尋ねしますが、大臣、大臣の判断として、私は、だから何回も申し上げているとおり、残りの二十六件、これ三十五とありますが、その二十六に關して詳細分りませんから、現時点では少なくとも九件は問題じゃないのかというふうには何回も申し上げている。ですから、大臣としての見解としてどうなのかということをお伺いしたいんですよ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもとしては、本人の特定ということについては可能だという考え方を取っておりますけれども、委員からそういう濁点とか、そういうことも納付の記録において欠けるところが出てくるおそれがあるという御指摘があるわけですが、それは私どもとしてはそういうふうには、特定可能というふうには思っておりますけれども、やはり我々としても重大な注意をしていかなければならない事案だと、このように考えます。

○櫻井充君 もうこれは平行線ですね。じゃ、濁点であろうが、それから誕生日が数日ずれてあろうが、ちゃんと合わせられるんですね。そういうことですね、今の答弁はね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今度の目視というか、生資料との突合ということを考える場合には、コ

ンピューター同士の突合ということとは違う面があるのではないかと、このように考えているわけでございます。

○櫻井充君 そうすると、まずコンピューター使つてはねるわけでしょう、一回ね。多分、コンピューター使つてやつた場合には、濁点があるのと濁点がないのだったら全部はねますよね、これはね。それから、誕生日が数日ずれていたら、これ全部はねますよね。つまり、それは相当コンピューターではねられることになっていて、そうなるのと一体何件また残つて、どういふふうになるんですか。

こういうことまで、これは今の大臣の御答弁は、大臣の御答弁は、これは結局、小さな問題だというふうなところえ方ですよ、僕からすれば。僕らは、これは支給漏れにつながる大きな問題ではないかというふうに言っているわけですが、大臣はそうではないかという御答弁ですよ。そういう認識でよろしいですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、かねてから申し上げておりますように、五千万件と他のオンライン上の記録との突合はコンピューター上で行うわけでございますけれども、それと同時に並行して、この原資料と申しますか、そういうものとオンライン上の記録との突合も行つたということを申し上げているわけでございます。確かに委員が言われるように、コンピューター上の突合というところになりますと、いろいろそこになぜか不一致ではねられるというか、統合されないということがあるのではないかと、こういう御意見、御発言でございますけれども、私どももこの程度の、この程度というか、どの程度になるか、これからのプログラムの開発の方々の努力に負うところが多いんですけれども、できる限り、濁点程度のことであれば、それが突合の可能性を持つようなプログラムをお願いしたいというふうなことで、今この検討を依頼している段階でございます。

○櫻井充君 見解の相違で、これが一年たった時点で、どちらの議論が正しかったのかと。僕は、それは大臣のおっしゃるとおり、それで本当にうまくいくくれるんだつたら、こんなにいいことはないですよ。

これは、我々思いは一緒のはずなんです、私はもう少し危機管理が、何というんでしょうかね、強いといった、危機感が強い。それを大臣は大丈夫だということですが、私はこれで本当にうまくいくのかどうか、かなり疑問です。

それでは、僕、この間もこの厚生年金保険制度回顧録、一部抜粋させて質問させていただきましたが、全部読みました。すばらしい本でした。厚生年金の要するに歴史的なものがすべて分りました。しかも、本音が随分書いてくださっている、裏話も相当よく分かりました。

その中で、まず最初にお伺いしておきたいのは、この本は一体何冊発行されたのか。つまり、四千七百円、これは昭和六十三年当時、四千七百円の本なんです、六十三年当時。それで、この本が一体何冊発行されて、一体どの財源でこれが作られたのか、これは極めて大きな問題でして、その点についてまず御答弁いただけますでしょうか。

○参考人(横田吉男君) 御説明申し上げます。今御指摘の本は、私どもの前身である財団法人厚生団編集、社会保険法規研究会発行というふうになっております。

私ども、御指摘を受けまして当時の記録をあれこれ探しましたが、決裁を取った原議等は既に廃棄されているか何かで見当たりませんでしたけれども、当時の会計帳簿によりまして発行部数等を見ますと、千三百部、私どもがこれを購入した記録がございました。発行部数につきましては、出版社の方にも照会してみましたけれども、十九年前ということで分からないという返事でございました。

て支出されておまして、すべて厚生団の自主財源ということでございました。

○櫻井充君 これは厚生団が編集したんですね、その当時。ですから、それは出版は別かもしれないけれども、これは厚生団で何回も何回も会議というんでしようか、お互いにインタビュが行われていて、厚生団そのものの自体がそのことを知らないとは私はとても思えないんですね。改めてお伺いいたしますが、全部で何冊作られたんでしようか。

○参考人(横田吉男君) 何冊作られたかという記録はございませんので分かりませんが、私どもが、ただいま申し上げましたように、購入した冊数が残つておまして千三百冊ということでございます。

当時として、そう売れる本としても考えられませんが、ほぼこれで大体尽くしているのかなというふうな考えておりますけれども、出版社の方について発行部数問い合わせた結果、今のところ分からないということでございますので、私どもといたしましては、発行部数総体につきましては分かつていないわけでありまして。

○櫻井充君 そうしますと、要するに厚生団で編集したものを結果的には厚生団が全部買い取つたと、ほとんどですね、今の御答弁だと。そういう認識でよろしいんですね。

○参考人(横田吉男君) 発行部数総数が分からないということでございますので、あくまで私どもが購入した分が千三百冊であるということが確かであるということをお願いいたします。

○櫻井充君 それほど売れる本ではないので、ですから先ほどは大体我々が買ったんじゃないかということをお願いいたします。

それじゃ、何の目的でこの本を編集されたんですか。

○参考人(横田吉男君) これも当時の企画に関する原議等が残っていないので詳細は分からないわけでありまして、年金制度に関する様々な方々の意見を記録して残したいという意図があつ

たというふうに考えております。

○櫻井充君 大臣、たしか厚生団、それから、今の厚生年金振興事業団といましようか、ここは国家財産を管理する財団ですね。それで私の認識はよろしいでしょうか。

○参考人(横田吉男君) 私どもの厚生年金事業団は、国が設置した病院、会館等の施設につきまして、これを委託を受けて運営をしているという団体でございます。したがって、財産その他はすべて国有財産でございます。

現在におきましては、整理方針に従いまして、病院、終身老人ホームを除く施設につきましては年金・福祉施設整理機構の方に移管されているわけでありまして。国有財産としては病院、終身老人ホームが残っております。

○櫻井充君 これ、国有財産法によると、行政財産の管理の機関というところに当たるんだらうと、そう思います。その行政財産の管理の機関というのは、各省庁の長がその所管に属する行政財産を管理しなければいけないと、こういうふうに国有財産法に定められております。

そこですが、この財団は基本的には今申し上げたような役割を果たすべきものであつて、こういう本を購入するというのは本来の趣旨から私は逸脱しているのではないかなと、そう感じますが、行政の長は大臣ですから、大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○参考人(横田吉男君) 私どもの事業の主たるところは、今申し上げましたように、国有財産である各施設の運営ということでございますが、そのほかに年金制度に関する普及啓発、文化事業等も行っておりまして、この本の出版、企画につきましてもそういった事業の一環として行われたというふうに考えております。

○櫻井充君 普及啓蒙であつたとすれば、それほど売れる本ではないということであつたとすると普及啓蒙活動にはつながらないんじゃないですか。

○参考人(横田吉男君) これは、一応、出版社を

通じて売れるものなら売りたいという意図もあつたと思ひますけれども、その辺りの総発行部数につきましては先ほど申し上げたように不明でございます。

ただ、こうした記録を残すという意図はそれなりの価値をあるというところで編集作業が行われたというふうに考えております。

○櫻井充君 確かに価値はあるんですよ。これからその価値を、私にとって物すごく価値のある本なので、その点についてこれから質問させていただきますか。

それで、一つの問題は、僕は、今、辻議員からいろいろな指摘がありましたが、この本を読んでみてよく分かつたことがあります。つまり、制度上元々無理があつたと、そのことがもうこの中に随分書かれております。ですから、制度上元々無理があつた、それなのになぜそういうことをやつたのかという、これは前回の委員会でも申し上げましたが、自分たちの既得権益を広げたいがためにそういうことをやつていった。これはここに書かれておりますから、ですから、そこに僕は最大の問題があるんだと思つてゐるんです。

そこで、まず、昭和四十四年の改正のところを読んで、私は本当に驚きました。今日は皆さんに資料をお配りしておりますので済みませんが、前回と同じように読ませていただきますが、何がすごいのかというと、要するに物価スライド制を導入しなきゃいけないんだけど、それはなかなか難しいから、取りあえずスライドをしないで、ここからそのとおり、伊部さんという方が言っているんですが、スライドをしないで、実際にスライドする何かいい方法はないかということで、三十二年以前の切捨て、これはコンピュータに入っていない時代なわけです。そして、競争中に台帳が相当燃えたり何かしていますから、必ずしも全幅の信用は置けないですね。当時としては、一生懸命職員は努力したと思ひますけれども、移動したり燃えたりしていますから。しかも、コンピュータに入るといふのが大変な作

業で、それで手が付いていないわけです。事務上からいっても三十二年十一月以前は資格期間だけなら分かると思うから、それを残して切つてしまおう、それによつて実質的スライドをしようとしたわけですよ。というふうに書かれておまして、消えた年金がここにございまして。消した年金と言つた方が適切なのかもしれないが、三十二年以前はそういうことで全部処分したということが書かれております。

大臣、四十四年の改正について、どのように御判断されますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 昭和四十四年ということになりますと、日本の高度成長がほぼ十年間の高度成長の時期を終えようとしていると、こういうことの時期でございまして。そういたしますと、恐らくその十年間には物すごい日本経済の変貌とありまふけれども、そういうふうに見えるわけでございます。当時の国民生活水準の向上と人口の高齢化傾向が出てきているというようなことの中で年金の給付が大幅に改善されるべきである、こういうことでこの四十四年改正というのは行われているということなんです。

具体的に今委員がおっしゃられたことでもありますけれども、厚生年金保険法の改正では、報酬比例部分の平均標準報酬月額算出に当たつて、昭和三十二年十月以前の低い標準報酬月額を計算の基礎としないと、それ以降の標準報酬月額を用いること等によりまして、新たに発生する年金の平均的な年金額、これがおおむね、妻に対する加給年金を含めてではありますけれども、月額二万円になるような改善が行われたと、こういうことでございまして、今委員が指摘をされるような制度の調整が行われた結果、今言つたような年金の水準の大幅な改善といふものが図られたと、こういう改正であつたと考えております。

○櫻井充君 大幅な改正は大幅な改正でいいんですよ。僕は、この内容よく分からないところがあつたんです、実際のところはですね。

三十二年以前の切捨てを行おうと、こういうふうに行つてゐるわけです。戦争で焼けたんだつたらそれはそれで理解しまして、なぜ昭和二十年八月とか若しくは昭和二十一年ぐらゐからというふうにしなかつたのかと。つまり、三十二年以前の管理そのものの自体が、ここに書いてあるとおりです、事務上も大変で、やっぱりその当時、事務の方も一生懸命やつたかもしれないけど、相当ささんだつたんじゃないのかなと。その三十二年のところ以前の切捨てを行つてゐるといふことは、ここに書かれてゐるとおりであるとすれば、資格期間だけなら分かると思うからと。資格期間だけならです。つまり、もう納入額とか、そういうものは全く分かつていないと。だから、実質しようがないから、それで、ここからもう一回、ゼロから始めようじゃないかと。実際そういうことだったのかないという感じがするんですがね。そういう認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まあまあ、厚生年金は昭和十七年から始まつたわけでございます。そういうことで、戦時中はやはり、社会保険の中央組織だけに台帳があるということは戦災による焼失ということのおそれがあるのではこれはまずいということ、各地域の社会保険事務所にこの台帳を移管したりしてゐるわけでございます。

そういうことでございまして、そこでうたわれていることというのは、余りにも、昭和十七年のそのスタート時点と、昭和三十二年あるいは昭和四十四年というような時代の物価水準というふうなものももう大幅にこれは変わつてゐるはずでございます。そういうことを受けて、ここでは昭和三十二年以前の報酬月額そのものは問題にしないで、加入期間といふか納付期間といふか、そういうものを基礎として、標準報酬月額については三十二年十月といふか十一月以降のものをを用いると、こういうことをして、実際の給付額について適切なレベルと考えられてゐるところを實現しよう、というふうに行つたものと私は解するわけでございます。

○櫻井充君 ですから、そうすると、それまでに納めたお金というのはどういう扱いになったんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) どういうふうになったかということですが、これはもう当然、特会で管理をしているわけですから、これはもう当然、特会のところで何か現在価値に換算するというようなことはこれは当然できないわけではございません。この金額というのは特会においてはそうだと。しかし、実際の給付についてはできる限りその価値というものを現在価値というか物価とか、そういうものでやろうということなんです。その調整の方法というものを、今申ししたように、三十二年十月以前については月額の金額そのものを問題にするのではなくて、納付期間、あるいは加入期間と申してもいいと思うんですが、そういうものをメルクマールにして、それで、実際にだけ保険料を払われた期間があるかということを中心にして、公平を維持しながら年金の水準はその当時の世相に合った水準を実現しよう、こういうことで改正が行われたものだというふうに解するわけでございます。

○櫻井充君 これ、給付のことについては、それは大臣、御答弁されているとおりなんです。

ただ、問題は、もう一つここに書いてあることは、今の三十二年以前の切捨ての議論をした際に実務ベースというのを随分頭に置いてやったのです。今までは制度的な問題だけで、実務に乗るかどうかは問題にならなかった。この改正で初めて業務課を呼んで随分議論してやったのです。今日では実務の問題なしに制度の改正は考えられない。つまり、この間申し上げましたが、その花澤さんという課長が作られた際に、これは膨大な量になって大変なことになると、今までやったこともないけど、とにかくいやってやっしまえということが始まった制度で、この中で、途中でも相当カードがあつて山積みされていて、処理がされていなくて大変だとか、そういうことも全部出ているんです。

ですから、実務上追い付いていなかったということは、これは僕は事実だと思うんですね。ですから、その納付額が、標準月額ですか、それを切り上げて計算しましょうは計算しましょうになったけれども、だいたい、そういうことをやったのは、給付の問題もあるけれども、もう一つは、もう整理が付かないから、実際のところ、こういうことのあるところでは、公平のところはちよつとまあ、ある種です。ある種もう度外視してしまつて、もう一回ゼロベースで始めなきゃいけないという話に僕はここであつたんだと思つていられるんです。いずれにしても、そういう処理そのものが随分行われてきているわけですね。

もう一つ、この間申し上げましたが、その実務ベースのところでいうと、通算制度のところについて、この間これも読み上げましたが、もう一度これを申し上げれば、国民年金制度を導入する際に相当な議論がされているわけですよ。しかし、この中で、極端なことを言えば、通算などではできないわけがないという議論も一方にあつて、そういうこともまず言われていて、通算そのものが極めて難しい、これは認識しているわけですよ。しかし、結局はこの問題にけりをつけるなければ国民年金の法律が出せないということになつてしまつては困るので、結果的に、国民年金の法律は三十四年に成立させる、けれども、どうせ拠出制は三十六年から実施されるのだから、通算については三十四年に最終結論が出なくても、三十六年までに結論を出せばいいので、一応切り離していいのではないかとこの決断をした。つまり、この決断があつたからこゝろ国民年金の導入に踏み切れたんだと、このように書かれています。私は思います。そして、その中で、最終的に通算は後で時間を掛けてやればいいという見切り発車論ですよ。ですから、通算はできるかどうか分からないけど、取りあえずやるだけやっしまおうということをごさうだつていられるわけですね。

そして、この本を読んでいった際に、その通算

のことについてこの後出ていないんですよ。つまり、給付を幾らにするかとかその後はどうするかというお金の計算などはよく出てくるんですよ。ですが、通算をどうしようかという議論、これは全くなひですね。僕は、ここに根本的な問題があるんじゃないのかというふうにまず考えているんです。

ですから、制度設計そのものの自体が全く無理なのに、あの当時の厚生労働省、まあ厚生省ですね、厚生省そのものの自体が、厚生年金、これ小さくなつてまた大きくしなきゃいけない。そうじゃないと、ほかの共済組合をつくられて大変だとかいろいろなことを書かれています。つまり自分たちの厚生年金の既得権益を守るために相当無理をしたんだと思うんですよ。だから今のようない問題が起つていられるんじゃないのかと、そう考へています。

もう一度、これは大臣、こいいますか。つまり、問題も一つあるのは、問題があるのは、こういうことが分かつていたけれども、自分たちの勢力を拡大するためにこういう格好で、見切り発車とかでやり続けてきたその厚生省そのものの自体に問題の本質があるんじゃないんでしょか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) その御著書、今お触れになられた著書そのものの内容について私は一々コメントをするというよりは差し控えたいと思ひますけれども、今の櫻井委員の御主張について、私の感じというか私の印象、考え方を申し上げますと、厚生年金の記録につきましても結局、社会保険事務所の名簿というものと台帳というものが二本立てになつていたということとして、結局この厚生年金については、この名簿が最終的にはマイクロフィルムに全部十七年以降のものが撮られて現在も保存されているということになっていると私は認識をいたしております。

そういうことからいいますと、やや、その方々、どういう方々、どういふお立場の方か私も存じませんが、いろいろな今も問題になるわ

けですが、厚生年金に関してはこの名簿がきちつとマイクロフィルムに保存されているということが一方にありますので、国民年金との間の言わば通算というかつなぎというものの、そういう制度設計をすればその期間の通算というふうなものも可能だ。こういう、言わば今委員が言及されたお言葉で言えば、実務的にはそういうことになつていたという私は認識をするわけではございません。(発言する者あり)

○委員長(鶴保廣介君) 御静粛に。

○櫻井充君 冷静に議論をさせていただきたいと思いますが、私は別に勝手な言い方をしているわけでも何でもなくて、この本を読んだ私なりに、こういうことでもいいのかということをお尋ねしているのであれば、それは違つていれば違つていっていることで御答弁いただいた方が僕ははつきりすると思つていられるんです。

私は何を申し上げたいのかというと、今これは私の立場でこんなことを言うのと殴られるかもしれないませんが、与野党の問題でないところもあるわけですね、お互いにこれ、いい案ちゃんとか出さなきゃいけないところ。それからもう一つは、責任は一体どこにあるのかという議論は、これははつきりさせなきゃいけないと思つていられるんですよ。

まずその前に、じゃ、そういう観点から申し上げると、社会保険庁というのはこれは、社会保険庁に仮に責任があつたとして、社会保険庁、これ解体されたら、社会保険庁のこれ、責任問えるんですか。

まず、その点からちよつと僕は、じゃ、まず何でもかきこつてやっていると僕らは、じゃ、社会保険庁そのものの自体に今回のその宙に浮いた年金の問題があつた場合に、社会保険庁をここで解体してしまつたら社会保険庁に責任は我々問うことができるんですか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 社会保険庁の組織としての問題というのはこうした記録の問題にとどまらず、その以前から御指摘をいただいたような

数々の不祥事ということがありまして、組織全体としては、何とか、編成替えになるという形で我々はこれを改革しよう。ある意味では、それは責任を問われているという姿だろうと思うわけでございます。

具体的には、それじゃ職員に責任があるというようになっているかということでございます。まずけれども、私もとしては検証委員会というもののはかなりスピーディーに動いていらつしやるというふうなことを見ましても、二十二年一月の社会保険庁が日本年金機構としてスタートをするという時期までにはそうしたことは明らかにされるであろう、我々としてはそういうことを期待したいと、こう思います。

加えまして、それじゃ日本年金機構の発足後はどうなるかということでございますが、私もとしては、当然これは厚生労働省本省にこの機構を管理するための組織、私はずつと管理官室というふうな言い方をしておつたんですけれども、こうした組織をきちつと整えることによっていろんな形で責任の追及とか、そういうことができ得る体制というものが同時に保持していこうと、こういうふうな考え方をしているというわけでございます。

○櫻井充君 そうすると、要するに厚生労働省本省のところで責任を取るようになるんだということとよろしいんですか、端的に申し上げれば。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 責任を取るということの形態というか形式をどういうふうに委員がイメージされているか私もちつと分からないわけでございますけれども、私もとしては、組織全体としてはもうこのような大改革、大きなメスが入るといふことで、これが改革されるということとで責任が追及されているというふうに考えるわけでございます。

加えて、個々の職員についてのことについては、まず原則的に検証委員会でお取り扱いになるわけですが、これについては、今のスピーディーな事務の運びからいって二十二年一月の発

足前にいろいろな形で出てくるだろうと。その後において、じゃそれでもうすべて一巻の終わりかというところでなくてはなくて、私もとしては、そういったことが出てきた場合にはそれを受け止められるという組織を厚生労働本省の中にきちつと整備しておかなければならないと、こう考えているということでございます。

○櫻井充君 ちつと済みませんが、理解力がなくてよく分からないところがあるんですが。

金融庁にそれではお伺いしますが、もし仮に民間の保険会社が、今回のように例えば宙に浮いた生命保険でも何でも結構ですが、それから記録が消失するとか、そういうようなことがあつた場合にはどのような処分を受けることになるんでしょう。

○政府参考人(山崎一君) 全くの一般論としてお答え申し上げますが、保険会社の業務は様々ございまして。その中に当然、保険契約の管理という業務も入つてくると思いますが、各保険会社においてはいろいろな業務を健全かつ適切に運営する必要があるわけでございまして、金融庁ではこれらの保険会社の業務について問題が認められた場合には、保険契約者等の保護の観点から報告徴求や立入検査のほか、必要に応じ行政処分を行うなどの対応を取ることにしております。

○櫻井充君 行政庁を行政庁が処分するということは、これはあり得ないことですから、ですから、民間の部分と公的な部分とは一致しないんだろつとは思ひます。ただし、問題は、もう一つあると、共通項があるのかというところ、幾ら、行政庁であつたとしても、保険者機能は持ち合わせているということですね。

まず、民間の方からしてみたときに、その保険者機能というのは一体どういうものを指して、どういう役割を担つていかなきゃいけないんでしょう。

○政府参考人(山崎一君) 保険者機能という言葉は一般的な定義があるわけではございませんが、具体的な保険会社の主な業務としては、保険

商品の開発、それから保険の募集、引受け、保険料の収受、保険料として収受した金銭等の資産の運用、保険契約の管理、保険金の支払といったものであらうと考えております。

○櫻井充君 その保険金の管理とかそういう収受の場合に、だからからのぐらいその保険料をお預かりしているというところは、これはきちんとして記録するというのは、これは当然のことですね。

○政府参考人(山崎一君) それは保険契約の管理として当然の業務であると考えております。

○櫻井充君 もしその記録そのものの自体を例えば紛失していた場合は、行政処分の対象になるんでしょうか。

○政府参考人(山崎一君) 先ほどもお答え申し上げましたように、これらの業務については保険会社は適切に運営する必要があるわけでございまして、業務について問題が認められた場合には、保険契約者等の保護の観点から必要に応じて適切な対応を取ることとさせていただきます。

○櫻井充君 そうしますと、大臣ね、これもこの本の中に書かれていて、特に裁定をだれがやるのかと、裁定というのか、この時点でもやっぱり予測しているんですかね。保険者そのものの自体に、あなたは払つていませんと、それから被保険者が私は払いましたという問題が起こつたときに、だれかがどういう形で決めるのかということを決定しておかないと後々問題が起こるだろうと。これは実際今起こっているわけですよ。そこもちゃんと予想しているんですよ、みんな。

その予想の中でどういう決定になつたのかというところ、その当時の法制局は、被保険者がもう雇用されているという段階で権利が発生しているから一々その裁定などしなくてもいいと、そういう立場を法制局は取つたわけですよ。ところが、それに対して厚生労働省側は、それじゃまずいいと。それで、何とか自分たちが裁定するシステムをつくらなきゃいけないということ、彼らは何と言つたかというところ、まあ今の社会保険庁のこれは多分前だと思ひますが、要するに、行政庁として

の役割を担っている、権限を持つていたのかから、だからその行政庁として裁定を下すことが可能なんだと、そういうふうになつていっているわけですよ。ですが、今、ですからそのところだけが随分前面に出てきてしまつて、ですから、さも社会保険庁のところに上から裁定を受けないといふと我々はその年金を受け取るができないといふ、そういうシステムになつてしまつたわけですよ、この時点で、この人たちの制度設計の中で、僕は、これはこれで法制局がこうやって抵抗したといふことはやっぱり問題があるんだと思ひます。これは時間があつたらこの次またやらせていただきます。

その上で、もう一つは、保険者機能を持つていなければならない。これはちゃんとそのときに議論になつていっているんです。そうすると、保険者というのは、今民間のところでお伺いしましたが、記録はちゃんと保管しておかなければいけないと、そういうふうになつていっているわけですよ。それをきちんとしていない場合には行政処分になるわけですよ。

そういう点でいうと、社会保険庁というのは保険者機能をきちんと果たしていると言へるんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 保険者機能とは何ぞやといふところがあるわけですが、その中でも、被保険者のための保険料の納付記録というふうなものが、あるいはその管理というものが非常に死活的に大事だといふことは私は言うをまたないことだといふふうに考えるわけでございます。

しかば、その役割を果たしているかといふところでございましてけれども、今それが正に問題になつていっているところで、国民の皆様が大変御迷惑を掛け、あるいは御心配をお掛けしているといふのが実態でございますけれども、しかしながら、それじゃそれを何もかもいい加減にしているのかといふ、私、先ほど申したように、厚生年金についてはマイクロフィルムでの記録が残されているといふことでございまして、それからまた

国民年金につきましても、まあここが判断のミスといえれば判断のミスかもしれませんけれども、この電子計算機あるいは電磁的あるいは磁気的な、そういう新しい技術を活用してその管理には取り組ませていただいた。そして、その際にやっぱりこのミスが起ったと見られると、こういうことでございまして、これをいかにこれからその修正に努める、それからまた、どうしても被保険者の皆さんあるいは受給者の皆さんとの間でこの見解が対立するような記録の状況にあるということでありました、それに対して適切な判断をするように、今回、第三者委員会というものがスタートをしたということでございまして、私どもとしては、年金記録についてとにかく今欠けたところがあるということはもうはっきりしたわけでございしますから、その修復についてまず全力を挙げさせていたいただきたいということをお願い申し上げます。

○櫻井充君 大臣、それはそれで理解いたしますが、これは民間だっていろんな努力をしてきちんと保管するようにするのは、こういうのは当たり前のことですよ。今るお述べになったことはこれは当然のことであって、しかしその当然なことであつたかもしれないけど、だからこれは、僕は、実は申し上げたいのは、やっぱり制度上に問題があつたんじゃないか。つまり、実務的にも追いつかないのが分かつていながらやってきたことそのものの自体に僕は本質的な問題が実はあつたんじゃないのかなというふうに考えているんですよ、この歴史を振り返ってみると。

ですから、みんなで例えば、今の大臣のそれがどうだとか、これはこれでまた一つ、その後処理をする際においてこれは議論しなければいけないことかもしれないけれども、本来はもう少しさかのぼって考えなきゃいけないんじゃないかなと思つてこの本をずっと読んでおりました。そうすると、様々な参考になるところがあるわけですよ。ただ、それはそうとしても、僕はちよつと、何というかな、理解できない点が一つだけありまし

て、例えば、我々がもしその納付記録をなくしてしまえば受け取る権利がなくなっている可能性があるわけですね。我々がなくして、たまたま社会保険庁が持つていてくれたらそれはそれでオーケーですが、そうでない場合、今度は我々が、社会保険庁そのものの自体がこれは持つていなかったと仮定した場合、社会保険庁が持つていなかったと、社会保険庁、本来、これ保険者機能でいけば、管理しておくのはこれは当然ですね、このところは。その当然なものが彼らは持つていないと。そして、我々はもし仮に持つていないとどういふことが起こるかという、我々は払ったはずなのに証明できないうと、我々はアウトで、それは被保険者はめっちゃくちや損するわけですよ。特に、二十五年ルールに引つ掛かりそんな人がいて、もう二十四年何か月で切られてしまつたら、もう全くとゼロですよ、これはゼロ。ですから、そういうことから考えれば、被保険者にとつてこれは損害はめっちゃくちや大きいわけですよ。

ところが、社会保険庁はその手のものをなくしておいたつて別に痛くもかゆくもないんですね、これ。今一般の人がそれを持つていくと、ああそうですか、ああどうもといつて判こ押しで終わりますから。それは根本的な間違いですよ。つまり、片側はなくしたら自分の財産すら形成できないような状況になり、片側の人は自分たちのそのミスでそういうことがあつたとしても、処罰されないか、若しくは処罰されないだけではなくて全く損を受けないということであれば、僕はこれはアンフェアだと思つてますね。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 公的な年金ということで、その管理あるいは保険者機能というものの公的な機関でもつて取り扱われているということとございします。民間会社であれば、A社、B社というものがあつて、仮にA社というものがそういう不始末をするということになつたら、B社とかあるいはC社とかというふうなことで顧客はこれを、次の代わりを選ぶということが出来るわけ

ですが、そういうことができないというのが公的な機関の仕事ということでございします。したがって、そういうことができないということとございしますから、これは改革ということとで、これを正にそういう役割を担うにふさわしい形にいかにか改革していくかということが私ども問われていることだといふふうに考えるわけでございまして、今回私どもとしては、それを私ども御提案させていただいているようなそういう形にするというところで、この改革をして保険者機能あるいはこの記録の管理というものをひとつとつかりできるような組織にしていきたいということをお聞きします。

○櫻井充君 これははっきり言えば、僕は憲法にだつて抵触すると思つてゐるんですよ。つまり、国民の財産権の侵害でしょう、こんなの。自分たちが記録しておかないことによつて、行政庁がそういうことをやつて、大臣としてこんなこと許されるんですか。つまり、今のはその先のことやります、その先のことをやります、そういうその前に、保険者機能をちゃんと果たしてない人たちに對しての処分というのはないんですか、これは。おかしいでしょう。

そして、先ほども申し上げたとおり、社保庁をここで解体してしまつたら責任やむやみになる可能性があるんだから、僕はおかしいと思つてますよ。ちゃんと責任の所在をはつきりさせてからやるべきことであつて、そういうこと、当たり前の筋の通つたことを一つ一つやらないからこれだけ問題になつてゐるんじゃないですか。私はそういうふうにおもひますよ。

大臣、もう一回お伺ひしますが、被保険者とそれから保険者である人たちが記録を持つていなかった、そのときに、余りに不公平ですよ、差が出てしまつて。ですから、私はそういうことそのものの自体がおかしいんじゃないかと。そして、しかも行政権だけはあるところ出してくるわけですよ、自分たちが裁定しますと。自分たちが

保険者としてそういう記録をなくしておいても、自分たちが持つていようがいまいが関係なく、そのところに関しては関係なく自分たちが行政権限で裁定権だけを持つことそのものの自体がおかしいですよ。私はそう思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことでございしますが、裁定権ということについては、もつと、基本権そのものも認めることなく裁定そのものからすべてをスタートさせようという、そういう考え方もあるわけですよ。したがって、今の場合には、基本権というものを認め、そして、それをある種確認の作業としようという一環で裁定をさせていただいて、こういうことでございまして、それは、しかも時効については、従前から、基本権については時効を適用しないと、しかし、支分権については会計法の厳格な法規があるからこれは認めることにしようというところですが、今回はそれを不適用にしようという法律の改正案を出させていたでいてるわけ、そういう意味で、支分権についても裁定の時期云々というのがそれほど大きな問題にならないという、そういうことに今度は改正させていただいてゐるわけでございしますけれども。

今回、繰り返し申し上げますように、組織としてはこういうような改革の対象になつたということとが、これで責任を問うたんだということがあつたんだということを是非ひとつ織り込んでいただいた上での御議論を賜りたいということとございします。

○櫻井充君 それで、国民は納得してゐないんですよ。それが国民感情ですよ。

我々からすれば、これだけ怠慢をやつていて自分たちの財産が侵害されてゐるんですから、とてもそんなことで納得しろなんと言われたつて納得できやしませんね。その感覚の差が僕は最大の問題だと思ひますよ。

それはもう、あと議論してもしょうがないので一応ここで止めておきますが、そういう感覚でや

られてゐるから国民の皆さんから僕は理解されないんだというふうに思います。社会保険庁そのものの自体の、もうちょっときちんと明確な責任を追及し、本当に、彼ら減俸でも何でもいいし、全部退職金なしで首にしたって僕はいいと思いますよ。そのぐらいのことをやらなくともかかしんじやないか、民間だったらそういうふうにされてゐるんですから。

もう一つ、先ほど、だれなのかという話になったときに、四十年当時の局長だった方がこういうふうになつてゐるんですが、保険局長というのはすごく楽だと。なぜかという、みんないろいろなことを言うからそれをまとめろいいだけだからと。ところが、年金局長はそれがないと。相談するところがない、最後は一人で決めるわけじゃない、それが大変つらかつたですね。まあそうですね。そういうふうになつてゐるわけですね。そしてその上で、それから当時は大臣もよく知らないものですね。今は随分勉強されてゐますが。まあ大臣も随分なものでないと思ひますが。だけど、この後更に続けてゐるんです。それでも、要するに専門家である年金局長がこうだと言へば違ふとおっしゃる大臣はまずないでしょう。

これが僕は厚生年金の官僚の実態なんだろうと思つてゐるんですよ。つまり、彼らは全部自分たちがエキスパートで何でも知つていて、あとは、ほかの人たちは何も知らないんだと。

ですから、僕は、責任の所在というのは、一番大きいのは、制度設計上いって、歴代の大臣よりもむしろこういう局長の方がはるかに責任が重いんじゃないのかと、私はそう思つておりました。

その意味で、今日はせっかく与党から提案者に来ていただいておりますから、与党から見たときに一体どこにその責任があつて、今回改正されていきますが、責任があるというふうにお考えなんでしょうか。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 与党から見ると、ことを代表して申し上げる立場では恐らくないと思ひますけれども、個人的に申し上げさせていただきますが、いづれにしても、年金制度を管理運営する責任は社会保険庁にあるということでごさいますから、社会保険庁の責任というのは極めて重いものだろうと思つております。

ただ一方で、それに至る過程において、働いてゐる方の問題等々、我々からいへば組合の問題といった問題もございまして、また、それを認めてきた管理者といった問題もあるし、恐らく、おっしゃるような制度の欠陥といったものは内在する部分で幾らかあつたということも私は同感でございまして、そういった意味を含めて、今後、総務省において、有識者で正に責任の所在の検討をされるということでごさいます、きつちり原因究明をしていただきたいと、こういうふうになつております。

○櫻井充君 そこで、この間、二十五万人は救済されるんだと、与党の案だとすね。それで十分だというふうにお考えなんですか。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 二十五万人について、法律の提案の後ろの方に付けさせていただいておりましたが、これは一部であります、委員御存じだと思ひますけれども。

この法律におきましては、既に裁定を受けられ、さらに、再裁定を受けられてゐるけれども時効によつて給付を受けられなかつた方と、既に裁定を受けられてゐるけれども今後正に五千万件等々というところで再裁定になる方というものは恐らくたくさんいらっしゃると思ひますが、そういう方が再裁定を受けられたものにつきまして、消滅時効、五年を経過してゐる、消滅時効が完成してゐても給付するということでごさいます、前段の既に再裁定まで受けられて、しかも時効があつて給付を受けられなかつた方が二十五万人程度と推計をされておりますが、今後どれだけの方が出てくるかということについては正にやってみなければ分からないということでごさいます、そういう方についても、当然、今回の法律で、消滅時効にもかかわらず給付をするという手当てを

させていただいております。

○櫻井充君 本当にこれです二十五万人の方が救済されるのであれば、それはそれで意義はあると思ひますが、実はもっと多くの方でもいらつしやいます。

なおかつ、この間は税金のことについてお尋ねいたしました、税金に付随するものが一杯ありまして、例えば医療の保険料、介護の保険料などは一体どうなるのかとか、それからもう一つ申し上げれば、これ、変な話ですけど、税の延滞料というのはいくらなるのかとか、その辺のことについてどうお考えなんですか。

○衆議院議員(宮澤洋一君) まず、税の延滞税につきましては、最終的には、これは政府においてどう取り扱うかということでごさいますけれども、少なくとも延滞税は取らないという法制度がございまして、その適用をする、延滞税は取らないというふうになつております。

一方で、国保の保険料等々に跳ね返りがあるという御質問でございまして。

今回、一括して交付をした給付につきましては、それぞれの年に発生したということになりますので、それぞれの年の所得が多くなると、こういうことでごさいます、税の方は五年の時効ということでごさいます。

一方で、その結果、国保料とか介護保険料の跳ね返りがあるということについてどうかということでごさいますけれども、国保料とか介護保険料につきましては、いづれにしても二年の消滅時効がございまして、三年以前のものと申すものは、増えたとしても保険料には跳ね返らないということでごさいます。

一方で、過去二年間の分、増えた分はどうかということでごさいますけれども、これにつきましては、一般的には各市町村の条例等で、特別の理由があると認められる場合には免除することができるとされてゐるようでごさいます。ない市町村もあるということでごさいますので、きつちりこの辺は政府の方から指導、助言をさせるように

我々としても気を遣つていかなければいけないと思つております。

○櫻井充君 できれば、その方々が不利益を受けないようにきちんと制度設計、これは与野党関係なしにやつていかなければいけない問題じゃないかなというふうになつてゐます。

それからもう一つ、この本の中で興味深かつたのはシャープ勧告の問題なんですが、要するに、大蔵省がこれは年金だけではなくて医療保険もすべて一括して徴収するようない方方をした方がいんじやないかとこれは勧告されましたが、結果的には、どうも大蔵省が法案を提出したけれども、今の縦割りのやり方になつてしまつたと。

このところどうしようという一括の徴収の形にしておくとこれほど大きな問題にはならなかつたんじゃないのかと思ひます。なぜこの当時、そのシャープ勧告を受け入れなかつたのか、その点について財務省から御答弁いただけますか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 昭和二十四年の九月に発表されましたシャープ勧告は、恒久的、安定的な税制を確立して直接税を中心に据えた税制を構築するという理念の下で様々な提言を行つております。

これを受けまして、翌年、昭和二十五年にこの勧告の基本原則におおむね則しつつ、我が国の国情に適合するように必要な調整を加えて税制改正を行つてゐるところでございまして。

御質問のシャープ勧告に提言された社会保障税ということでごさいますけれども、これは、シャープ勧告が出された昭和二十四年の十二月に、各社会保険の保険料を一本にまとめて税として税務官署によつて徴収し、納税者の便宜と徴収事務の簡素化を図ることを目的とした社会保障税法案が作成をされて、まず社会保障制度審議会に對して諮問をされたということでごさいます。

しかしながら、その社会保障制度審議会におきまして、社会保険についての徴収と給付が別々になり、給付につなげる事務手続がかへつて複雑になるといったような様々な御議論があり、法案

提出には至らなかったものというふうに承知をいたしております。

○櫻井充君 僕、これの中で興味深いのは、先ほど、カードがあつて、そのカードの整理をする際に、もう自分たちでどうしようもないから実は大蔵省に頼みに行っているんですね、相談に行っているんですね。つまり、そういうノウハウもなくして、自分たちが権限だけを取りたくて、そういう理屈を付けてやつたというところに実は根幹の問題があるんじゃないのかなと。

ですから、あの時点で、この回顧録の中にもあるんですが、我々集めることだけ、給付だけのことになったらすごく小さな組織になっていたよなつて、そんなようなことも書かれていたわけですよ、実際のところを言つと。そうすると、既得権益の争いの中で、何十年後かです、結局は彼らの時代ではありませんでした。その何十年後かに相当な不利益を被る人たちが出てきてしまつたというところに実は大きな問題があつて、行政というのは継続しているものだから、基本的に言つと、最終的には今の行政の長がこの責任を取らなければいけないのかもしれないと思つておるんです。

ただ、僕は、それは極端な言い方すると、ここまでさかのぼつて取れというのはなかなか大変なことだとは思いますが、しかし一方で、僕は、行政の長よりも、先ほど申し上げた年金局長が我々がこう決めれば大臣でもみんな納得するんだというような言い方をしてきたことから考えてみると、むしろ年金保険局長、それからその昔の年金保険課長という人たちが、そのものの自体の問題というのが極めて大きいのではないのかなと。

ですから、前にこちらに参考人招致をお願いしておりますが、繰り返しお願いしておきたいのは、その年金保険局長ですね、この人たちが今呼んで来ていただけるような方々は全員にそろつていただいて、一体どういふような運営管理をしてきたのかということ議論できるような場を定めていただきたいということをお願い申し上げます。

午後二時開会
○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

して、私の質問を終わります。
○委員長(鶴保庸介君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時から再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後二時開会

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、辻泰弘君及び野村哲郎君が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君及び岸信夫君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立でございます。柳澤厚生労働大臣を中心にお聞きをさせていただきます。

御承知のとおり、これまで年金保険料を使つて様々な施設が全国各地に造られてきております。

今日はグリーンピアを中心に引き上げさせていたが、保険料が使われてきたのかなというのを検証してまいります。条文の中に、福祉増進のために必要な施設を造ることができるといふのが根拠法だということでございますが、実は今回の新しい年金機構法の中においてもそれに似たような教育及び広報、相談その他の援助、被保険者等の利便の向上に資する情報提供、こういうことが保険料を使つてできるということになっておりますし、また、今回までは特例措置で認められておりました年金保険料の事務費への流用というものがこれまた恒久的に認められるという、このような法案になっているということをごます指摘しておきたいと思つております、これで本当にこれまで行われて

きたような年金保険料の無駄遣いともいふべきことがきつと歯止めが掛けられるのかと、こういう大変な危惧を持っておりますので、そういった意味で今回の法案がすこぶる欠陥法案ではないかと、このようにまず指摘をさせていただきたいと思つております。そういう前提でこれから質問をさせていただきたいと思つております。

それではまず、グリーンピア、特に象徴的な施設でございますが、これまで国会でも幾度も取り上げられてきておりますけれども、改めてこのグリーンピア建設、また維持にかかわる費用、そしてこれは財投にこの施設に使わずに預けておけば得られたであろう利息というものも当然あるわけでございます、そういう機会費用の総額を教えてくださいたいと思つております。

○政府参考人(渡邊芳樹君) お答えいたします。

御承知のとおり、グリーンピア事業は今日のよう年金の給付が本格的になるに至つていない時代、年金受給者に比べて多くの被保険者が保険料を払つていただけてはどうかとよく指摘されてきた時代において、昭和四十六年、昭和四十七年の年金積立金を被保険者に福祉還元すべきとの国会の附帯決議を踏まえまして、これらの被保険者等の福祉の向上を目的として行われてきたという歴史的な背景がございます。

昭和五十年代を中心に建設され開業されるというような経緯でございますが、グリーンピアの事業、建設費として千九百五十三億円が用いられた。それは基本的には旧資金運用部、現在の財政融資資金から借り入れた形で賄われました。その借り入れた後の建設費の償還でございますが、借入れ利息千五百六十億円及び施設の維持管理費二百十五億円というのが後で掛つた経費でございます。

この辺りが今御質問の点にかかわることと思いますが、これらの借入金元本と利息、それから維持管理費につきましては、最終的に年金の財政で負担をしたということから年金の財政で建設されたと一般によく言われるものでございます。

そういうことで、長い歴史でございますが、当時としてはグリーンピアの効用ということで約四千五百万人に利用された、などなどのいろいろな役割はあつたと思つていますが、後々私どもの方での検証委員会でもありますが、やはり時代の流れ、世の考え方の移ろいというものを十分取り込めなかつたということで廃止に至る決断、それからそのプロセスが大分遅くなつたのではないかと、この指摘を受けておるところでございます。

○尾立源幸君 質問に答えていただいております。建設費、借入れ利息、固定資産税等々というのがお答えいただいておりますが、私はこのお金を建設やその他の運営に使わなかつたとした場合に、財投なりに預けておいた場合に幾ら預けておいたお金から利息が付いたんですかと、機会費用得べかりし利益、これを聞いております。お答えください。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 先ほど少々長々申し述べましたのは、そういう経緯がある中で事業であるので、それを今御指摘のような機会費用という形で申し上げることはなかなか困難な点があるという側面を申し上げましたが、もう少し割り切つて申し上げれば、借入れ利息千五百六十億円と申し上げました。これは後で年金財政が負担をしたということをお願い申し上げます。

この部分というのは、ある意味で御指摘のような財投が別の領域で運用しておれば年金財政として負担をしなくて済んだ額ではないかという御指摘にかなう部分ではないかと承知しております。○尾立源幸君 三千七百億円ほどお金をいろんな意味で利息も含めて突っ込んであるわけですが、これを使わなければ元々建設費を含めて通常に運用しておればどれだけの機会費用が得られたんですかと、利息が得られたんですかというのを聞いておりました、これレクを受けたときに担当の方はよく分かつておられましたよ。何で局長になるといきなり頭が固くなつちゃうんですか。もう一度、これはお答えいただくといい約束で今日ま

で待つておるんです、私。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 委員御承知のとおり、当時の旧資金運用部の財政投融資の資金というのは年金資金でかなりの部分が賄われたわけでございます。ある意味で、今御指摘のように、現在における市場運用をしておる年金積立金と同じ役割を資金運用部の年金資金が担っていたというふうにも見る事ができるわけでございます。

したがって、その資金運用部の資金運用としてその貸付先をこうした事業を選び、そしてその利息を資金運用部の当時の利率をベースにしっかりと資金運用部として返済してもらうという形で資金運用部にあった年金積立金というものが保全されるというメカニズムではございますが、さはさりながら、それでは一千五百六十億円というのはだれが払ったのかといえば、結局、年金財政であるということから、その部分はもし仮に別の用途に資金運用部が資金運用していれば必要のなかった額ではないかというふうに考えておるわけでございます。

なお、あえてもう一点、先ほど利子のほかに実際の大規模修繕費、維持管理費に一定額の支出が年金財政があつたということを少し触れさせていたいただきましたけれども、維持管理費及び大規模修繕費を合わせた支出が年金財政から二百五十三億円ございました。御承知のような廃止に伴う譲渡収入が四十八億円ということでございましたので、その差の二百五億円ということが、これも少し違った見方でございますけれども、年金財政があえてこの事業のために負担せざるを得なかった金額というふうに見ることができて、千五百六十億円とか今申し上げました二百五億円というのはお尋ねのように、ほかに運用先を資金運用部が求めたければ年金財政としては負担する必要のなかった逸失した利益とも言えますか、そういう要素を持つてると評価されているということでございます。

○尾立源幸君 いまだに明快な答えはいただけていないんですけれども、利息も利息を生みます。

そういったトータルの機会費用というものをしっかりと計算して、また後で出していただきたいと思っております。

それで、取りあえず今おっしゃったトータルは幾らになるんですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) トータルでございますが、三千七百二十七億円の費用が掛かったということでございます。

○尾立源幸君 明確にしておきたいのはそれプラスアルファ掛かっておるとのことですが、その計算が出せないという前提で話を進めさせていただかないとこれ以上時間が費やせないで、総額については後でお答えいただきたいと思います。それでは、この三千七百二十七億円掛けて造つたこのグリーンピアが結局幾らで売れたんですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 先ほども少し中で触れさせていただきましたが、グリーンピアの事業に要した費用三千七百二十七億円でございますが、少し言い漏らしをいたしましたけれども、各施設の運営費は設立当初より運営を委託された地方公共団体などが負担しておりますので、そこらには年金財政からの関与はございません。

その上で、譲渡に当たつて様々な条件をクリアして最終的に譲渡額がどうなったかという点でございますが、四十八億円でございます。

○尾立源幸君 三千七百二十七億マイナス四十八億円が直接的に年金保険料からなくなつてしまつた金額でございますし、先ほど言つた機会費用を加えらるると多量というところでございますが、じゃ、こういうふうな損害を与えた中でだれが責任取つたんですか、厚生労働省、大臣、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) グリーンピア事業等の意義とか実施の経緯等については、ただいま渡邊年金局長が御答弁申し上げたとおりでございます。

この事業につきましてはいろいろと御議論をいただいてきたということでございますので、その経緯の中で当時の厚生労働大臣が検証会議という

ものを設けられまして、有識者でその間の事情についていろいろ御議論をいただきました。その点については先ほども局長も触れたとおりでございますけれども、福祉施設事業の拡大を制御する仕組みや潮目の変化を判断する仕組みがそもそも設けられていなかったのではないかと、こういう問題点の御指摘をいただいたわけでございますけれども、そのときには責任問題というふうな形で御議論はいただいていたというふうな承知をいたしております。

○尾立源幸君 検証会議をやつただけけれども、責任問題は一切議論されていないという理解でよろしいんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 少なくとも、議論はあつたのかなかつたのかということは、私、今の段階で承知をいたしておりませんけれども、平成十七年九月に取りまとめられました報告書においてはそうした指摘というものは無いというふうな承知をいたしております。

○尾立源幸君 なぜこれだけの損害を与えながら責任論が一切出てこないのか、そして今回の宙に浮いた年金のときだけ責任論が出てくるのか、これ、どういうことなんでしょうか。どう違うんでしょうか、大臣。これは直接的な損害ですよね、年金財政に対する。これに対しては何ら一切責任問題が出てこない、しかしながら今回は責任問題が出てきている。どう切り分けていらっしゃるんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほど渡邊局長の方から御答弁をいただきましたように、当時の年金の成熟度というふうなものを背景といたしまして、昭和四十六年及び四十七年に国会の附帯決議におきまして年金積立金を被保険者に福祉還元すべきということが言われたわけでございます。そうしたことを踏まえてこれらの施設が被保険者等の福祉の向上を目的として行われたと、こういう背景もあるわけでございます。そういうことで、ただし、今はこの報告書で指摘があつたように、拡大を制御する仕組みや潮目の変化を判

断する仕組みが欠けているという御指摘はあつたものの、そもそもこの建設そのものは今言つたような事情を踏まえて行われているということも背景にあつたのではないかと、このように考えます。

○尾立源幸君 そこで、冒頭に申し上げました、これまでの条文では「福祉を増進するため、必要な施設をすることができ」と、これがあつて、今回、じゃそこがどうなつたかというところ、教育及び広報、相談その他の援助、被保険者等の利益の向上に資する情報提供と、一見狭まつたように見えていすけれども、同じ理屈で国会で認めたじゃないかと、だれもこれでは責任取らなくていいんだと、こう言いかねないような条文になつているんですけれども、大臣、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、かなり私は両者の間には距離があるというふうな考えでございます。前は福祉施設というふうなことで、これはソフト、ハード両方あるということでございますが、今のようないハードの施設がこの規定を根拠として実行されたということに比べますと、じゃ年金相談というものは必要がないのか、それから年金の教育、広報は必要ないのか、それからまたいろんな情報の提供といったことは必要なものではないのかというふうな観点から、やはりこれは明示的に真に必要なものに限つて列挙されているというふうな考えをおるわけでございます。

○尾立源幸君 ですから、我々は必要ではないと言つていません。この部分は税金でやるべきだと、こういうふうな言つておるわけでございます。保険料からどんどんどんまた何か分らないものに使い続けられるということを防ぐためにもはつきりファイアウォールとか、線引きをすべきだというのが我々の主張であるということでございます。そういった意味で、今回もまだ欠陥を残している法案であるということをまず指摘したいと思つております。

そこで、今回、グリーンピアを私も見てまいりました。これは党の活動の一環で見てまいったん

ですけれども。

その前に、このグリーンピア、十三全国各地にございました。これが各地方自治体や、二つは民間に売却されたわけなんですけれども、まずこの経営状況について御説明をいただきたいと思

初年度に赤字を計上した施設がほとんどと報道されています。その後の経営状況もお聞きしたいと思えます。そして、自治体がこの経営に

政府参考人(渡邊芳樹君) お答え申し上げます。

旧年金資金運用基金から地方公共団体に施設が譲渡された後においては、それぞれの地域の

なお、直近の状況についてどうかというお尋ねでございます。十八年度の状況については今各

それぞれ施設に対して、譲渡を受けた地方公共団体から公費が支出されている例もござ

開するの。それに伴ってこうした初期投資と申

しますか、そうした公費の支出がどのように地方公共団体本体に回収されるという計画になつて

〇尾立源幸君 ここに私がまとめた数字がござ

〇政府参考人(渡邊芳樹君) 私も承知してい

〇尾立源幸君 いや、場合によっちゃ、これは

可能性があるということでございますね。

〇政府参考人(渡邊芳樹君) 結論から現時点の私

旧年金福祉事業団が約百二十二億円を掛けて建設し、昭和六十一年四月に和歌山県に委託されて開

営を停止し、十七年八月に現地の那智勝浦町及び太地町へ約二億七千万円、それぞれ八千二百六十

そこで、グリーンピアを自治体に売却する際には、まずどのような条件、大まかに、簡単に結構

譲渡された施設のうち、テニスコート、多目的ホールなどについては既に地元の方々に供用が開始

一つは資産全体を一括して譲渡すること、二つは譲渡後も公共的用途に一定期間用いられること

那智勝浦町部分の賃借を受けた民間企業が同町の契約に基づき仕事を進めていただけのもの

〇尾立源幸君 さらに、年金局からいただいた資料によりますと、その譲渡した後、施設の利用状

町自身は予定どおり事業を進める意向を変えていないというふうに報告を受けております。両町と

〇政府参考人(渡邊芳樹君) 譲渡後も、旧年金資金運用基金の契約でございしますが、契約当事者

〇尾立源幸君 これは委員長の御地元でもござ

〇尾立源幸君 分かりました。

に使うということ、職員の雇用を確保する。職員の雇用というのは、この場合もう閉鎖されておりましたので該当はしないかと思いますが、まず公益性、公共性についてお聞きしたいと思います。

配付資料の三ページ、これは二つ書いてございます。利用計画（那智勝浦町該当部分のみ）というところと南紀ボアオ事業計画と。つまり、まず町が購入したときの事業計画に該当する部分がこの真ん中の部分です。詳しく書いてあるところですよ。そして、町が今度ボアオという、これからまたお話をしますが、民間の会社、まあこれは賃貸とは言っていますが、売却なんですけれども、そのときに結んだ契約のときに提出してきた事業計画でございまして、これ見ていただければ非常に一目瞭然だと思ふんですけれども、私は、この那智勝浦町が作った利活用計画を忠実に南紀ボアオが実行することが私は公益性、公共性を確保するポイントではないかと、こういうふうにも思ふわけでございますが、見ていただきますと、ほとんどすかさずかの状態なんです。

南紀ボアオを見ていただけますか。温泉施設の充実、スパ、エステなど、これは宿泊施設へ行けばどこでもありますね。次、世界遺産の活用、これは熊野の近隣の古道の話でございますが、これも当たり前。さらに、下、特色ある料理メニュー、地元食材の活用、これも普通の宿泊施設で当たり前でございまして。

そういった意味で、町が最初出している計画と、これではきちんと公益性、公共性を担保するためにボアオがやるというふうに私、言えないと思ふんですけれども、御意見を聞かせてください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 那智勝浦町及び太地町は、このグリーンピア南紀の譲渡を受けるに当たりまして、御指摘のように、旧年金資金運用基金との間の譲渡契約で事業計画及び利用計画に相当するものとして平成十七年四月に、今御指摘のありましたグリーンピア南紀施設利活用基本計画というものを作成して、指定期間、十年間はそ

計画に基づき施設を使用することと、こういうふうになっておるものでございますから、私どもも関心を持って見ておるところでございます。

他方、那智勝浦町と御指摘の民間企業との賃貸借契約におきまして、企業側は那智勝浦町及び太地町が作成した当該利活用計画に基づき施設を使用することという契約になっているわけでござい

ます。今御指摘のように、こう対比していただいておりますけれども、その企業が最近、那智勝浦町へ提出した事業計画からの引用かと承知いたしますが、それを両町の側でどのように今評価しているか、とりわけ、賃貸借契約の相手方である那智勝浦町はどのように評価しているのかという点がポイントとなるかと思ふわけでございます。

当然、地方自治体たるその町が判断すべきものでございまして、那智勝浦町としてこの利活用計画との整合性について問題ありという認定をされるようになってまいりますが、御指摘のような懸念も様々生じるわけでございまして、現時点で私どもが正式に聞いておる直近の話によりまして、

那智勝浦町としては両計画の整合性について特段問題ありということではなく、引き続き事業の実施に向けて鋭意努力したいと、こういうお話でございまして、近々また年に一回の報告もあると思ひますので、改めてその町当局の考え方もよく聞いてみたいと思ひますが、私どもが承知している限りは計画執行というふうに御判断なさっているように承知しております。

○尾立源幸君 町が町とおっしゃいますけれども、最初に私は念押しをさせていただきます。売却するときの三条件、その後のフォローとして、施設の利活用状況を確認し、施設の有効な活用及び公共性を確保しているかどうかを年金局がチェックすると、そういうことですね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） ちょっと細かな話になりますが、契約上は旧年金資金運用基金が契約当事者になっておりますが、当該特殊法人が廃止されたために、法律上、その権利義務について国

が承継することになっております。これまでの経緯があり、現時点で私どもの局がこれをフォローさせていただいているということでございます。

そういう中で、御指摘のような三条件、三つ目は職員の雇用の話でございますが、公共目的と申しますか、そういうものによって利用されることということでその十年の期間がスタートしたわけでございまして、二年、三年とたっている中での評価をどうするか、またこの先、ある時点に於いての評価をどうするかというところはよく、その今の所有権者であり、譲渡契約の相手方である、そして利活用計画を持っておられる那智勝浦町と、また、一緒に利活用計画を立てておられる太地町とも併せて相談をして判断をしていかなきゃならない、こういうものだと考えております。

○尾立源幸君 いずれにしても、まだまだ年金局の皆さんにはこれをしつかりとモニタリングしていく責任があるわけでございます。

そういった中で、この利用計画の中でも、例えば青少年の研修ゾーンをつくるというようなことがあるんですが、今現実に何が行われているかといいますと、ゲストハウスですね、富裕層対象のセカンドハウスみたいなものを建てて、まるで別荘地のようにこれからしていこうじゃないかと、こんな計画が進行しつつあるということをしつかります御認識をいただきたいと思ひます。それをもつて、青少年の研修ゾーンだの何だのと絶対言わせないようにはまずしていただきたいと思ひます。

もう一つ、この十年間の転売禁止条項について、これももう議論があったことだと思いますけれども、まずその二十条ですね。これは、皆さん、ちよっとお手元にはお配りしておりませんが、不思議な本当に契約書でございまして、これは相当手の込んだ契約書でございまして、プロが作ったやつではないかと私どもは推測しておりますわけでございますが、十年間賃料を払うわけ

が、それを売買代金とみなして所有権が移転できると。分割払じゃないですか、これ、通常、普通に、常識的に考えればですよ。分割払の譲渡契約じゃないですか、これは。どういう御認識ですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） いろいろな御議論がこの契約の理解の仕方としてあるんじゃないかというところを国会においてもしばしば指摘を受けてまいりました。私どもは、結論的に言うと、この両町、あるいは那智勝浦町がその民間企業と締結した賃貸借契約は、やはりこれは賃貸借契約であるというふうに考えております。

また、割賦販売ではないかという点につきましては、いろいろ見させていただいておるわけでございますが、賃貸借契約期間の満了三か月前までに企業の側が町に当該施設を買い取る、買い受ける意思があることを書面で申し立てること、賃貸借契約期間の十年間の期間中に当該民間企業が誠実に契約を履行していることを同町が確認すること、賃料の最終支払を同町が確認することというような条件が満たされた場合に所有権を移転することができるとの契約という条項で、おっしゃる通りに、よく考えたのかなという感想も持ちますが、そうした契約条項になっております。所有権移転が自動的に行われるというふうに読まれないように工夫はされている、つまり賃貸借契約というものの性質をやはりきちっと維持したいということが表れているのかなというふう

に、感想めいたことではございますが、私どもは見させていたいております。

要は、これは民事契約でございまして、どういう契約形態、内容の表現にされるのかというのは各当事者にゆだねられるわけでございまして、私どもとしては、譲渡契約に基づく基本的な要件というものに照らして、譲渡契約上、相手方がしつかり期待にこたえて義務を果たしていただけるかどうかということがポイントになると思ひますので、いずれにしても、毎年毎年の報告、状況等を得ながら、両町とよく相談して適切な判断

をしてまいりたいというふうに考えております。
○尾立源幸君 この契約書、素直に読めば甲からの拒否権はないわけですよ。乙に有利なことばかり全部書いてあるんですよ、これ。ごらんになりました、局長。これを持っていれば、もう普通の民間の方は、乙が、ボアオがこの土地をもう手に入れたんだと、こう理解できる文書なんです。それはお分かりですか。そういう意味でちよつとおかしいな、手の込んでいゝなとおっしゃっているのかもしれないですけども、そういうあいまいな言い方じゃなくて、はっきり言うてください。

それと、もう一点。特に、この土地と建物、賃貸借期間を分けているんですけども、総額で十年間で一億六千万、土地と建物で賃料の内訳が書いてございませぬ。その一方で、建物だけは十年プラス五年間延長すると、そして延長したとしても、賃料一億六千万は増額しないと書いてあるんですよ。これは要は無償で建物を貸すと、有利に有利に、更に有利なこれ契約書になっているんですけども、この辺もごらんになっておかしいと思いませんか。なぜこんなふうな契約になっているんですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) グリーンピア、十三か所、各自自治体、様々な財政事情、それから様々な現地における経緯というものがあつたように承知しております。そういう中で、いわゆる民間団体を活用する場合にも、運営委託型をして財源を全部町なり、それから都道府県なりとセットで見るといふようなパターンもありますし、今御議論いただいておりますような賃貸借契約というところで、賃料を一部活用しながらこの十年間の売買契約の当事者としての義務を果たすと、こういうようなところもございませぬ。

先ほど、率直にいろいろ申し上げましたけれども、これは少し触れましたように、那智勝浦町と民間企業との間の民事契約書でございませぬ。両当事者がこの性質について賃貸借契約としてしっかりと理解をしておられるということに全く変わりは

なく、その中身についてこれ以上私どもとしては論評するような性質のものではないというふうには思っており、必要なことは、しっかりと売買契約にうたわれたような精神にのっとり事業計画をこの十年の間に事業として展開していただくということではないかというふうに承知しております。

○尾立源幸君 まず最初に、年金資金運用事業団ですか、と勝浦町の契約で、転売禁止十年間、これがうたわれておりますが、私は、皆さんにはお示しをしておりますが、那智勝浦町とボアオの間で結ばれた契約書というのは全くそれに違反する脱法行為のこれは契約書であるということを明言をしておきたいと思ひますし、こんなことが許されるんだつたら十年間転売禁止というのは全く骨抜きにされていきます。しっかりとこれは、年金局の方で更に改めて精査をしていただきたいと思ひます。

しかしながら、何でもこんな複雑なことをやっているのかと思ひますと、いろいろ理由が分かつてまいります。特に、参入の経緯、ボアオという会社がこの勝浦町にやつてまいりまして、このグリーンピアを借りた、取得したいと、その経緯でございませぬが、これも何度も指摘がされていると思ひますが、資料の五ページ目を見ていただきたいと思ひます。

これは、町議会の特別委員会で提出されたものだと思ひますが、これまでグリーンピア南紀利活用計画というのに基づきまして、いろいろ民間の方のお知恵をかりたい、また民間の方の手をかりながら運営をしていきたいということ、様々な民間企業と接触を持ってきたと、その経緯が書いてあるものでございませぬが、私はそれ自体は問題ないことだと思ひます。

しかしながら、この七番目、そしてその後に行きます、十八番目、この辺でちよつとお聞きしたいんですけれども、七番目に、二階議員の使命により、現地調査、河合技研、鶴飼土地開発、オフィスオオイ、シグマ・エンジニアリングとあ

る。これはまずどういう意味か教えていただきたいと思ひます。

そして、その後、もう続けて質問しますが、十八番目ですね。基金、天田氏、二階議員の友人がグリーンピアを見たい。中国、蔣曉松氏、向山徳子さんというんですね、氏ほか三名と、ホテル浦島成田部長(案内)来勝とある。これはどういう意味か、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 委員もお話ございませぬように、このグリーンピア南紀を那智勝浦町及び太地町へ譲渡する際、那智勝浦町に様々な企業から問い合わせがあつたというふうに私どもも聞き及んでおります。

委員御指摘の、そして今御提出された資料というのは、私どもこういう資料としては承知しておりますが、そうした状況の中で推察すれば、同町として取りまとめ、私ども確認はできていませぬけれども、御指摘のとおりだとすれば、町議会へ報告されたものではないかと推察されます。

が、もう一点の二点、七番目と十八番目についての記述でございませぬが、私どもこの記述を読んでこのから何を読み取るのかというのは、なかなか私どもとしては判断の付かないところでございませぬ。

いずれにしても、そうした町議会への報告資料の一部なのかと推察はされますが、その詳細について私どもが把握する立場にもなく、申し訳ないんです、詳細は私ども承知しておりませんので、十分なお答えができないというのが現状でございませぬ。

○尾立源幸君 これは公になつておる資料なので、是非確認をまたしておいていただければと思ひますが、この後に、十六年三月一日に、那智勝浦町長が、この蔣氏を最優先のパートナーとする覚書を残している報道をされておりますが、事実関係を教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御指摘の覚書と言われるものについても、私どもは全く承知しておりませぬ。

○尾立源幸君 ここにあるんですけれども、蔣さんあての中村さんと濱中さんの町長の公印が押してあるやつでございまして、私どもこれ持っているんですけど、何で年金局持っていないんですか。蔣さんを一番のパートナー、ベストパートナーとして迎えをしないと、こういうことが書いてあるわけございませぬ。

私、おかしいなと思うのは、こういう、何というんですか、パートナーを選ぶときというのはやはり公平正大に、公平にこれ決めていかなきゃいけないと思うんですが、この経緯を見ますと、ある意味これ随意契約なんですよ、随契約。何でもございませぬ、もう少しオープンな公募というふうな形を取つて、条件等も含めてされないのか、この件に関して年金局はどう思ひになられますか。

といいますのは、これ評価額の半分町に売っていますよね、有利な条件でね。町としてもできるだけこれやっぱ条件のいいところ、いい企画のところを活用してもらうのが町民のためでもあるわけですよ。その大本をいけば、年金保険料が食いつぶされているわけですから、少なくともまた損を、二度、三度損をするようなことがないようにきちつとその辺を、選定プロセスを守るべきだと思ひますけれども、これは正に随契約なんです。

いかがですか、こういう、いいんですか、随契約、だれかの紹介でこの人だと言われたら、それで契約結んでいいんですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 一般的にはそうした観点からの御意見も多々あるとは承知いたしますが、私ども、当時この業務を担当しておりました特殊法人年金資金運用基金というのから、当時以来聞いておりました。今その基金はございませぬが、当時の基金からの報告等によりまして、様々な企業からの打診はあつたけれども、結局その他の企業は競争入札をするもしないも、それ以前に撤退といひますか、あきらめて辞退をされたというふうなことで、時が迫つてくるとそのボア

オという企業以外はいなかったというような状況の展開であったというふうに承知しております。

したがって、その時点で改めて一般競争入札という手続を経ることが手続上、現実的な問題としてできたのかどうかという点について、私どもは大変難しい状況の中で相手方を選択されたのだなというふうな承知の仕方をしたというものでございます。

○尾立源幸君 いえいえ、グリーンピア土佐横浪ですが、これを運営を委託された、またそして単年度に黒字を出した方も、深田さんというのがコメントを出していらつしやるんですけれども、この施設を利用すれば十分再生は可能だというふうにおっしゃっていただいて、応募する企業というのはほかにもあるんじゃないかと、こうプロがおっしゃっているんです、プロがおっしゃっている。それを難しいという理由は、やってみないと分からないんじゃないですか。やらずして、何かこそごそつと決まってしまうと。

この不透明さというのをまず指摘したいと思えますし、さらに、この契約、那智勝浦町とボアオとの契約というのが、当時の二階経済産業大臣の大臣応接室で交わされていると、こういうことでございます。大臣室や大臣応接室でそのような契約というのが交わされることあるんですか。町長は公印を持って二階大臣のところまで上京されて判を押す、私、これは普通の姿じゃないと思うんです。契約する場合は、町にボアオの社長さんなり本人が行って契約するというのが普通なんですけれども、何で経済産業大臣の、当時は大臣室と言われておりましたが、今は応接室というふうに言い換えられておりますけれども、まあどっちでもいいんですけれども、いずれにしても、こういうことというのはよくあることなんですか。だれですか、厚生労働大臣やね、柳澤大臣。柳澤大臣も時々こういう判を押すのに使わせるんですか、応接室、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 大臣応接室というものは、大体どこの大臣も大臣応接室を大臣室のわき

に持つておるかと思えます。これはまあいろんな使用の仕方があるわけでございまして、大体、大臣がそこへ応接のために行くというよりも、お客様がお待ちになるということの用途に使われることが多いのではないかと、このように思っております。

しかし、いろいろな、私はそういった経験はございませんけれども、いろいろな、大臣も、一つは行政官庁の長というところもございしますが、また国会議員というふうな立場もあるというふうなことで、いろいろな便宜で時間の節約等のため活用されるというケースも全く考えられないわけではなからうと、このように思うわけでございます。

○尾立源幸君 これ、管轄は厚生労働大臣です、ね、このグリーンピアはね。だから、柳澤大臣のところでお使いになるというの、私、百歩譲つてよく分かるんですけれども、何でその当時、全然関係ない二階経済産業大臣が部屋を提供するんですかね。そういうことよくあるんですかないでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) その契約というのはいつだったかということでございますが、私はこの勝浦町とも当該の企業とも御縁がないわけでございまして、そうしたことから私の応接室を使われるということはちよつと考えにくいと思えます。

○尾立源幸君 柳澤大臣は、その当時、調印したとき多分、大臣じゃなかったと思うんです。だから、所轄の大臣のところ、部屋を貸してくれと言われて貸すことはあっても私はいいのかなと思うんです、百歩譲つてね。しかしながら、全然関係のない経済産業大臣の部屋を使うというのはいかがなものですかと聞いているんです。

いや、普通に常識的にそういうことがあるんですかと、よく、いや、ちよつとおかしいならおかしいでいいんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは何と申しますか、それぞれ御縁があるということで、まあ国会議員というのは非常に広い問題を扱うこともあり得るわけでございますので、そうしたいろいろな

事情、背景を考えますと、そうしたことも全くあり得ないわけではない。他の、つまり事務方が待つていたり、自分が面会する者が待つていたりというふうなことだけではない他の使い方もあり得ようというふうに考えるわけでございます。

○尾立源幸君 正に、勝浦町に行きますと、何でこんな契約をしているんだという町の雰囲気聞きますと、まあ二階さんがお勧めしてくれてるからというふうな意見が大半なんです。正に保証を大臣が与えているという、これはもうどう見てもそういう、一般に考えれば、ああ、大臣がお墨付き与えているから大丈夫なんだと、こういうふうに誤解をされるわけです、普通は。誤解が本当なのか分かりませんがね。

そういうことつてやっついていいんですか聞いています。それが疑われるのであれば公募をしろと、そのことを私は申し上げたいんです。大臣、どうですか。ちよつとまずかつたのかなと思われるのか、いや、こういうことは支援者の関係で大臣室よく使つてもいいんだと、こう思われるのか、改めてお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 那智勝浦町というの、私は詳しくは存じませんが、二階大臣のお地元、あるいはお地元のお近くだというふうな承知はしております。そういうようなときに勝浦町から頼まれるというのか、そうしたことも十分あり得ないわけではないということ、そうした御縁という背景をもつて、他に、何と申しますか、適切な場所がなかったかどうか、それは詳しくは存じませんが、便宜そうした利用のされ方をされたのではないかと、このように考えます。

○尾立源幸君 それでは、もう一つおかしさを御披露したいと思えます。憶測で物を言うと言われたんで、それじゃ証拠を出させていただきたいと思えますが、四ページの資料をこらしてください。

まず、現契約においては、このボアオさんというのが当事者なんですけれども、これは十三条

に、例えば、甲又は乙が相手方が次の各号のいずれかに該当したときは本契約期間中であっても本件契約を解除することができるということで、一番、乙が賃料の支払を怠ったとき、これは当たり前でございます。二番、財務状況の悪化や破産あるいは民事再生手続、会社更生手続等申立てをし云々と書いてございます。

それでは、このボアオという会社が資金力がきちつとあつて開発ができる会社なのかということが、この契約のとき、また現在でもきちつと検証されているのかどうか、これを皆さんに御披露したいと思えますし、そこで御意見もお聞きしたいと思えます。

この四ページの香港ボアオというのがこの契約当事者でございます。その上はつと今まで御説明してきたとおりでございますが、これを調べました。香港の私の知人の会計事務所にお問い合わせしました。そうすると、確かに登記をされておりますが、平成十七年八月十日に設立、つまり賃貸契約は平成十七年十二月二十六日でございまして、四か月前に設立されております。

じゃ、この会社がどれだけの会社なのかというと、実体のないペーパーカンパニーでございます。しかも、資本金一千万香港ドル、約十五万円、そして出資者がだれなのか、こまではちゃんと登記で見れます。蔣さんが二〇パー、八〇パーがオール・コースト・インベストメント・リミテッドという英領バージン諸島、ブリティッシュ・ヴァージンアイランド、これはまあライブドアや村上ファンド等でも使われるようないわゆるオフショアカンパニーでございます。タックスヘイブン。

そうすると、この八〇%の出資のオール・コースト・インベストメント・リミテッドということの出身は全く分からない仕組みになっております。そうすると、秘密裏にこの出資、はてなと書いてありますが、これ以上分からないんですよ。これは何ほでも動かせるんです、株式は、だれにも知られず。そうすると、実際、この香港ボアオという会社はだれのものか分からなくなりま

す。そうすると、この契約自体も、だれが契約当事者なのか全然分からなくなってしまうんです。大臣、こういうことを御存じですか。どう思います。

それで、この契約にも書いてあります。十二条に、甲に書面での承諾を得ないで本件契約第二条第一項に規定する事項の遵守を書面にて確約しない第三者に対して本物件の賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれと同様の結果が生じるような行為をする事、つまり、売っちゃいけない、又貸しちゃいけないというふうになっているんです。これではまず確かめられない、このストラクチャーという仕組みでは、そういうことが起こったとしても確かめられない。

しかも、私、那智勝浦町の方にも聞いておりますけれども、財政状況がいいのか悪いのか、BS、PL、財務諸表も一切取っていないというんです。よくそれでこんな一億六千万の契約が資本金十五万円の会社と結べるんだと、私はびっくりしましたよ。

年金局、これどうですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 譲渡を受けた地方自治体が地元の実情、経緯等に沿いまして譲渡後の運営方法、形態を決めたということであろうと思いますが、その中で、当時の年金資金運用基金や国がどのように関与したかと申ししても、やはり同行が契約相手方との関係で、どういう事情を掌握し、そして御判断をなさったのかということになるわけでごいまして、私も、当時の年金資金運用基金も含めてどういう御判断であったのかという詳細については承知しておりませんが、契約書はきちっとあるという前提で私も譲渡契約の立場で事業の実施を期待しておるというものでございます。

○尾立源幸君 契約書の中で、財務状況の悪化の場合は契約解除するよとか、また所有権を移すような行為をしたときには契約解除するよと書いてあるんです。それをどうやって確かめられるんですか、町は。さらにまた、それをどうやって年

金局は確かめられるんですか、このような状態で。お答えください。私は確かめられませんよ、こんなペーパーカンパニー使ってこんなオフショアの会社、八〇％も持たせておいてどうやって確認するんですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 私どもは売買契約の当事者として定期的な報告を受けつつ、予定された事業が何となくこの十年の中で適正に実行されるということがポイントでございまして、こうした相手方企業の財務状況とかあるいは町としての判断のプロセスとか、そういうものをすべて監督官庁のごとくつまびらかにするというような立場にはないということと、毎年毎年きちつとフォロウをしていくということの中で必要な対応を売買契約書に基づいて考えると、こういうことではないかと思えます。

○尾立源幸君 それでは、私は今日これを明らかにいたしました。事実をもう知ったわけですから、御存じになりましたよね。その上で対応を考えていただけますか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 近々、那智勝浦町からも年に一度の正式の定期報告が上がってまいりますので、そうした際に御指摘の点も含めて状況をよく町の方に確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○尾立源幸君 普通、契約を結ぶときに、相手の会社がどんな会社なのか、資本金がどのぐらいあって、売上げがどれだけあって、どんな人がいて、どんな事業をやっているのかぐらいは普通把握して私はこれ、町の大事な財産を貸し出すわけですから、ある意味もう売っちゃうわけなんです。それぐらい確認すると思うんです。こういうプロセスが全く今回のこの契約では抜けている。言いなりですよ。このボアオという会社が買いたいんだ、借りたいんだ、事業計画、この薄っぺらいのを持ってきました。それで、しかも大臣室の応接室を使って契約をする、まあ憶測かもしれませんが、こんな事実があるわけですから、これ以上は申し上げませんが、是非この部分

は、私、もう明らかにいたしましたので、きつちり年金局としてこのてんまつをけり付けていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 私どもが承継しております契約、売買契約書に基づきまして適切に対応したいと思えます。

○尾立源幸君 厚生労働大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもとして肝要なのは、要するに譲渡契約において勝浦町に、あるいは太地町に約束していただいたことがしっかりと履行されることであると、このような見地から今局長が申したような取組をしていかなければならないと、このように考えております。

○尾立源幸君 いずれにしても、こういう実態の分からない会社とよくも随契約ができるものだな、信頼のあるところであるならばましでも、よくこんなことが許されるんだと、私は常識人としてそういうふうには思っておりませんので、そのことも付け加えたいと思います。

最後に、年金受給権の時効について、二、三質問をさせていただきます。

今回の委員会で支給漏れ、年金の受給申請を忘れたなどによって時効になった金額が、平成十一年から平成十五年だけで千五百五十五億円に上ることが先日委員会でも明らかになりました。

それで、まずこの資料というのは三年前にもどこの党に出されているというふうに聞いておるんですが、いかがですか。三年前。これはだれがお答えいただけますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 資料についての御指摘でございますけれども、これは国会議員への説明資料として提出されたものというふうに承知をいたしております。

○尾立源幸君 いつ、どこの国会議員に対して出されたんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは平成十六年の九月というふうに承知をいたしておりますけれども、これを、こうしたことに非常にいろいろ問い合わせをされた国会議員がいっぱいまして、

それにお答えしたもののいうふうに承知をいたしております。

○尾立源幸君 その国会議員さんって、すごく今日の事態を予想されている先見の明があったということなんですかね。すばらしい方だと思うんですが。

平成十六年九月というのは、正に三年前の年金選挙ともいふべき参議院選挙が終わった後でございます。大きく国民的に関心のあった部分でございますが、どの党のどなたがそれはリクエストされたんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、今は国会議員お辞めになっておりますけれども、私は中村正三郎先生というふうに承知をいたしております。

○尾立源幸君 どの党の方でしたっけ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先生は自民党の議員でございます。

○尾立源幸君 そのほかの方、以外の議員の方はこの資料をごらんになってないんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは私、つまびらかにいたしております。

○尾立源幸君 党の中で御議論があったというふうに聞いておりますが、なかったんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうふうには私は承知をいたしていません。

○尾立源幸君 年金局長、こう手を振られましたけれども、どういう意味ですか。何か御事情を御存じのようなので、もう少し詳しく、柳澤大臣は、最近という去年、大臣になられたばかりなので、継続性の面から、年金局長、ちよつともう少し詳しく説明してください。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 年金局の資料ではないのでございますが、当時、社会保険庁業務センターから当該議員に提出されたものというふうに承知しております。先般、衆議院におきまして御質疑があった際に、これはその与党の会議の中で議論に供された、したことがあるのかということを含めたお尋ねがございまして、社会保険庁からお答えすべきでありましたけれども、そのとき

の政府参考人の指定その他もございまして、便宜私の方から、当時そうした与党の会議の中で議論されたという事実はないということをお答えした経緯があるものですから、それで、それを大臣に思い起こしていただくべく、ちょっとジェスチャーをさせていただいたというものでございいます。

○尾立源幸君 そうすると、個人的な利用にとどまったということでしょうか。
○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもとしてはそのように承知をいたしております。

○尾立源幸君 当時、中村正三郎氏は部会はどういう部会に入られていたんですか。
○国務大臣(柳澤伯夫君) ちょっと、その当時、先生がどの部会に属されていたかというのは、ちょっとつまびらかにいたしておりません。

○尾立源幸君 それでは、個人的な利用だったというところでございますが、少なくともその当時から時効で大変な被害に、時効のために被害に遭っている方がたくさんいらっしゃる、その額も巨大だと言っていることは分かっていたということではないですか、よろしいですね。まあ一部の方にということでしょうか。

しかしながら、その次、今回、平成十一年から十五年だけの千五百五十億ということが議論になっておりますが、これだけが年金受給権が消滅しているわけではないと思います。
例えば、平成十六年から現在まで、また平成十一年以前は何人、何年の年金受給権が時効で消滅しているのか、教えていただきたいと思います。

把握していただきたいと思います。委員長、よろしくお願ひします。
○国務大臣(柳澤伯夫君) 時効によりまして年金受給権が消滅した件数及び金額につきましては、平成十六年以降及び平成十年以前のいずれにつきましてもシステム上把握する仕組みになっていないということから、もしそういう作業を必要とするということでございますと相当の作業を要しま

すので、直ちにお答えできるという状況にはないということでございます。

○尾立源幸君 五年間はどのように把握できたんですか。大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、どういう御要請があったのかということもございしますけれども、恐らく相当時間をいただいて特別な作業を要した作業だったのではないかと、このように思います。

○尾立源幸君 じゃ、その特別の作業をしていただけですか。

個人の議員さんからのリクエストにはこたえられて、委員会のこういう大事な質問のときにはリクエストにこたえられないんですか。大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、要するに特別な作業が必要になってくるということをお願いしているわけでございまして、今委員がそういう御質疑でございしますけれども、我々としては、今直ちにこの場で、それでは御提出を、あるいは調査をさせていただくということをお願いするような今ちょっと状況にないものですから、したがって、また我々少し適切な時期に適切な対応をさせていただくということは申させていただきますけれども、今そういう特別な作業をするということをごでなかなかお約束できない状況にあることを御賢察賜りたいと思います。

○尾立源幸君 いや、この五年間が出てきているというのは、何か統計持つていらっしゃるんじゃないんですか、そもそも。そんな特別に、千五百五十億なんというのがすぐ計算できるわけじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 当時の資料によりまして、先生から具体的な作業依頼を受けましたのが二年ほど前になるのでしょうか、そういうことがあったようございまして、実際に、三年……

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。
(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 当時の資料によりまして、作業依頼がございまして、半年以上後に提出をさせていただいたという記録でございします。

○尾立源幸君 じゃ、今回は年金国会とも言われておりますので、非常にこれ大事な部分だと思ひます。

また、扱いについては委員長、理事にお任せしたいと思ひますが、早急に出していただきたいと思ひます。

委員長によりしくお願ひします。

○委員長(鶴保庸介君) 理事会にて協議をいたしたいと思ひます。

○尾立源幸君 それでは、今回、議員立法で出していたいております年金受給権の、年金時効救済法案についてお聞きしたいと思ひますが、この法案では、既に支給漏れが過去に発覚しているが、受給で、請求権がない人たちの救済ができるのか、それとも、これから支給漏れが見付かった場合だけなのか、御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(石崎岳君) お答えいたします。現行制度におきましては、年金記録が訂正された年金額が増額された場合、その増額分について、五年を経過していない過去分については支給されますが、五年以上前の支払分については消滅時効が完成して支給されない取扱いとなっております。今回の法案では、この場合において消滅時効が完成していた部分についても支払うよう特例を設けるものであります。

施行日後に年金記録の訂正が行われた場合だけではなく、施行日前に年金記録が訂正され、年金額が増額された場合についても特例の対象となるように必要な経過措置を置いております。法案の附則第二条では、施行日前に記録した事項の訂正がなされた場合においてこれを準用するという規定を設けております。

○尾立源幸君 その中で、納付記録の紛失など国の責任が明確な支給漏れとうたっておりますが、それはどのような場合なんですか。

○衆議院議員(石崎岳君) 国の方で明らかに瑕疵があるというような場合、これを適用の除外とするということでございます。

○尾立源幸君 中身聞いているのでございまして、納付記録の紛失など国の責任が明確な支給漏れ。納付記録の紛失など、ほかに何があるんですか。

○衆議院議員(石崎岳君) ですから、先ほど申し上げましたように、記録事項の訂正がなされて、その場合においてそれを適用するというところでございします。

○尾立源幸君 いや、訂正がなされるのは分かるんですけども、国の責任が明確な場合っておっしゃっているじゃないですか。それを聞いているんですけどね。

○衆議院議員(石崎岳君) 法文にはそういうニュアンスは特別入っておりませんけれども、理由は問いません。

○尾立源幸君 じゃ、まだいろいろ出てくるけど、これから考えてやるということですか。国の責任が明確な場合というのは、定義付けがまだできていないということですか。

○衆議院議員(石崎岳君) 御趣旨がよく、いま一つ分からないんですが、これから記録の訂正という作業においていろんな状況が発生するかどうかというふうに思ひますが、そういう場合において時効の解除、しっかりと対応するというところでございします。

○尾立源幸君 まあ何度聞いても、どういった場合が国の責任が明確な場合かそうでないかということがよく分からないので、またちょっと次の質問の方々に追及をしてみたいと思ひます。私の持ち時間があともう二分しかないのです。

もう一点、消えた雇用保険というショッキングなまたタイトルが出ておりましたけれども、これも、データが昭和が明治というふうに記録されていたために失業手当の給付期間が減らされたということでございますが、まず、雇用保険の被保険者番号は現在、何件存在しておるのでしょうか。

それで、何件給付を受けていらっしゃる方がいるのか、教えてください。

○政府参考人(高橋満君) 雇用保険の被保険者にかかわる記録でございますけれども、現在、雇用保険トータルシステムというシステムで管理をいたしておりますが、労働者が入職をいたしました場合、あるいは離職をいたしました場合に事業主が記載をして届出をいただくわけですが、それら届出いただいたものを電子データ化しております。

現在、雇用保険トータルシステムの電子データとしては約一億八千四百四万の被保険者データを管理をいたしております。また、受給者でございますが、現在、十九年四月末現在で受給者実人員は約五十四万人というふうになってございます。

○尾立源幸君 雇用保険料を払っている人と給付を受けている件数は三千六百九十万件でいいですね。いいですね。

○政府参考人(高橋満君) 現在、被保険者資格を持つておられる方が三千六百四十万人、それから受給者実人員、実際に受けておられるのが五十四万人ということでございます。

○尾立源幸君 そうすると、この約三千六百九十万が実際に動いている方たちで、それを含んで一億八千四百四万件がデータにあると。残り七千万件ぐらいいは、もう受給権のなくなった方とか亡くなった方とかいろいろな条件に合わなかった人たちという可能性があるということですね。それと、場合によっては、さっきの例のように、行方が分からないようなデータもあるかもしれないということなんですが、これもコンピュータ化されていきますよね。制度は二十二年にできて、三十九年に電子データ化、五十六年でOCRで読み取り開始ということでございます。

元の台帳というのは保管してあるのかどうかというところが一点、これ最後の質問でございます。そして、今回も明治と昭和で番号で間違っています、一と二の番号によって昭和と明治が違っています。

いるということなんですけれども、こういったことがほかにも起こっている可能性があるもので、私はサンプル検査をこれはやるべきだと思うんです。

まず、このサンプル検査については、これはまた委員長にお願いをしておきたいと思っております。こういう間違いはまたあつちや困りますからね、後から次から次へと。まず、紙データが保存されているのかどうか、改めてお聞きします。

○政府参考人(高橋満君) 現在、私も電子化したデータとして保存をいたしておりますが、これは、今委員お尋ねございましたように、昭和四十年からずっと電子データとして処理をいたしております。それ以前は確かに紙で処理をいたしております。したがって、これは昭和四十年の電子データに伴いまして、この紙データというのは、この雇用保険制度上は正直申し上げて給付日数に影響を与えますのは被保険者期間二十年まで、二十年を超えますと給付日数というのはここで上限になりますので、基本的にそれ以降のデータとして保有していれば十分だということでございます。昭和四十年の電子化の際のそれ以前の紙データが残っているかどうかということについては、ちよつと今のこの場でお答えはできませんが、その四十年以前におきます紙データと電子データとを突き合わせるという必要性は制度上はないのではないかとこのように理解をいたしております。

○尾立源幸君 年金記録のときも問題ないと初めはおっしゃっていましたが、ハローワークも、まさかとは思いますが、皆さんの管理をしていないと限りませんので、是非このサンプル調査をやつていただくことをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。

○藤本祐司君 民主党・新緑風会の藤本でございます。時間もちよつと少なくなりましたので、テンポよく私も前置きなしで聞いていきますので、前置きなしで答えただけだということふうに思っております。

まず、厚生年金のことについてお聞きしたいんですが、午前中に同僚の辻議員の方が代行返上の話をされました。私も二十年以上サラリーマンをやつてきましたものですから、この厚生年金にずっと加入をしております。正に平成九年の基礎年金番号の付番のときにやはり会社から厚生年金についていろいろ確認事項がありまして、それで確認をしたことが、うろ覚えではあるんですが、記憶をしております。記憶というのは基本的には風化するもので、正確には覚えてはいないんですが。

厚生年金について基礎年金番号を付番する、このときに、各いわゆる加入事業所、事業所に対して社会保険庁は確認の要請文書を、個々人に確認していただきたいという要請文書を送ったかなというふうに記憶をしております。それはその認識でよかったですか。そして、もしよかつたということであれば、それはどういう内容の確認をするようにということと文書を送ったのか、お願いいたします。

○政府参考人(村瀬清司君) 今委員御指摘の平成九年一月でございますけれども、基礎年金番号通知につきましては、国民年金に加入される方については直接御本人にお送り申し上げました。一方、厚生年金保険に加入されている方につきましては、個人ごとに封書に入れて事業主に一括して送付し、事業主から従業員の方へ配付をお願いをしております。

基礎年金番号を通知した際、被保険者の方には、現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがある、又は二つ以上の年金手帳をもつたことがあるのいずれかに該当する方はその旨を申し出ていただくような返信用はがきを同封いたしまして照会を行い、結果として厚生年金、国民年金合わせて九百六十六万人の方は回答いただいている、こういう結果でございます。

○藤本祐司君 要するに、会社なりを経由をしてその個人個人の方に確認の文書が渡つたということとであらうかと思いますが、今度その逆に、個人から要するに返信用はがきが今度、それはもう直接に社会保険庁の方に行っているんだろと思ひますけれども、これは確実に会社側がそれぞれの個人に渡したかどうかという確認はされたんでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 実務的にはそこまではやつてございません。基本的に個人に渡るという前提で事務フローを考えていたということでございます。

○藤本祐司君 ということは、記録についてはもしかしら会社側は個人に渡していない可能性というの否定はできないという、そういうことでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今委員おっしゃるとおりだと思います。

○藤本祐司君 年金記録の記録管理の責任というのが最終的には社会保険庁長官がもちだということに認識しているんですけれども、それでよろしいわけですか。

○政府参考人(村瀬清司君) 記録につきましては基本的に、厚生年金の場合につきましては、事業主から届出をいただきまして、それに基づきまして記録を管理をいたします。国民年金につきましては、当時は市町村経由で事務所経由、一人ごと保険料を徴収させていただいた方々については記録を管理していると、こういう仕組みでございます。

○藤本祐司君 ということは、厚生年金の記録管理責任というのは、厚生年金の場合は一義的には会社側にあるということですか、それとも社会保険庁にあるということですか。

○政府参考人(村瀬清司君) 基本的には、社会保険庁の方から企業の方をお願いをしております。企業から手続を取つていただくという形を取つてございます。

したがって、例えば具体的な従業員の方を適用する場合のリストであるとか、それから個人々人に対する保険料の徴収等についても引き落とし

ということでは企業が負っていたという
ことではないです。

○藤本祐司君 分かりました。

じゃ、これはもし、今厚生年金について言う
と、転職したことがないとか転職したことがない
人は自分は大丈夫だというふうに思い込んでい
る人が大変多いわけなんです、実際にはそうでな
い記録というのが出てきているということもある
うかと思えますので、そうなるとうと、会社側
にこれは再度確認を、要するに返信をしていない
人たちが当時いたわけですから、そのとき
とところはやはり確認をして、ちゃんとあのとき
やっていないのかどうか、そのとき確認をしたかど
うかというのを会社側に対して確認をすべきだ
というふうに私は思うんですけれども、いかがで
しょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今回、まず一つは、
被保険者の方々という観点からいきますと、来年
度からねんきん定期便というところで一人一人に
対して加入記録をお送り申し上げます。その中で、
今委員御指摘のように、例えば一か月何らかの形
で適用が漏れているとか、そういうことが起こ
り得るかどうかなどというのは、御確認いただくこ
とによつて記録の補正はできていくんだらうと。そ
のときに、現在でも、年金の相談強化月間等でも
御自身の記録、厚生年金の方でない、あるという
ことがございますけれども、その部分につきまし
ては個別に御相談しながら対応しているという、
これが今の現状でございます。

○藤本祐司君 分かりました。

ちよつとここだけやっていくわけにいかないの
で、次の質問に移りたいと思ひますが。

検証委員会と第三者委員会、正確には年金記録
確認第三者委員会というんでしょうか、このこと
についてお聞きしたいんですが、午前中、辻委員
の方からも、それぞれどういう役割持っているの
かということ、それぞれでの質問をされたわけ
なんです、ちよつとここで、先週の議論を聞いて
いると若干整理が付いていない部分がありまし

て、検証委員会と年金記録確認第三者委員会の整
理がちよつと付いていない部分があるので、それ
ぞれの設置目的とそれぞれの役割についてお答え
いただきたいんですけれども。

○副大臣(田村憲久君) まず、年金記録問題検証
委員会でありまされども、この記録問題発生
の経緯とか原因でありますとか、また責任、これ
の所在につきまして調査、検証を早急に行うもの
であります。年金記録問題発生の原因がどこにあ
るのかということ、社会保険庁に組織としてど
のようなまた構造的な問題があったかというのを
徹底的に隅から隅までこれを検証していく、これ
が年金記録検証委員会の役割であります。

それから、第三者委員会でありまされども、
これはもうずつとお話が出ておるものだと思います
が、要は、御本人も領収書を持っていらない、当
然物的な証拠もない、それをもつてして社会保
険庁で御自身の主張が認められない、こういう方々
の申出に伴ひまして、言うなれば、その方の立場
に立つてしっかりとその方のいろいろな御主張をお
聞きをしながら、なるべくその方の御意向に添え
るような形でいろいろな証拠やそういうものをも
とに探しながら結果的に判断をしていく、それを
もつてして総務大臣にあつせん案を提示しまし
て、総務大臣の方から厚生労働大臣の方にその
あつせん案を提示すると、こういうような流れで
あります。

○藤本祐司君 ありがとうございます。

また、検証委員会についてちよつとお聞きした
んですが、これ報道ですので、報道によるとと
いうことになりましたので一〇〇％正確かどうか分
かりませんが、昔総務大臣がこの検証委員会につ
いては、今お話ございましたとおり、年金記録
問題の発生原因とか責任の所在、そして社会保
険庁の組織にどのような構造的な問題があったか
を検討するということに言われているんですけれ
ども、それはそれでよろしいんですか。

○副大臣(田村憲久君) それも当然検証の一部で
あらうと思ひます。

○藤本祐司君 じゃ、ちよつとまた後でお聞きし
ますが、村瀬長官にお聞きしたいんですが、その
ときに長官、検証委員会の初会合の席上で、これ
も私、直接長官の言葉を聞いたわけではないので
一応確認させてもらいたいんですが、今後新たな
問題が出てくることはないと言ひしたというふう
に報道されています。これは一つの新聞だけじゃ
なくて複数の新聞で書いてあるんですが、そのよ
うにやはり初会合の席上で明言されたんでしょ
うか。

○政府参考人(村瀬清司君) 私は、六月四日、
「年金記録問題への新対応策の進め方」を発表さ
せていただきました、その中で、今後、国民の皆
様に信頼を回復するための様々なことにつきまし
てしっかりとやっていきたい、また現在、我々が把
握している問題の中で新たな問題は、記録に関す
る問題は発生しないというふうに考えています
と、こういう形でお話し申し上げて、明言という
言葉がどういふものを使つて出てきたのかという
ことにつきましては、私自身は正直言つて分かり
ません。

○藤本祐司君 いずれにしても、今後新たな問題
出てくることはないだろうというような発言をさ
れているんですが、新たな問題が出てくることは
ないと明言なのか、そういう言葉を発したという
ことだとお聞きしますが、その根拠というものが
ちよつと私はよく分からなくて、これだけいろん
な問題が次から次に数字が出てきているのにもか
かわらず、新たな問題は出てこないだろうと言
えるその根拠というのは何だったんでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほども申し上げま
したように、これから様々な手だてを講じていく
という前提でお話し申し上げておりますので、例
えば大臣からもお話ありますように、マイクロ
フィルムとデータとの突き合わせについては四半
期ごとにどういう方向でいくかというの御報告
申し上げるということをお話し申し上げておきま
す、そういう点ではいろいろな手だてをこれから講
じていきますという前提でお話を申し上げたつもりで

ございます。

○藤本祐司君 その検証委員会の初会合で言われ
たそれを聞くと、もうこれで新しい問題は生まれ
ないと、手だては講じていくとしても今の時点で
出ているものはほとんどすべて出てしまつてい
るよというように取られがちだと思うんですけれ
ども、そういう意味ではないんですか。もう一度
ちよつと確認をしたいと思ひます。

○政府参考人(村瀬清司君) 私自身はこれから
そんな出てくると思つておりませんし、それが
そういう言葉になつたんであらうと思ひますが、
じゃ絶対ゼロですか、ありますからということ
を今私に求められても、ちよつと申し訳ないん
ですけれども、これ以上のお答えはできません。

○藤本祐司君 ということは、新たな問題出てく
るかもしれないし出てこないかもしれないけれ
ども、出てこないことを期待するということ、ある意味
願望的な、そういう発言だということ、絶対出
てこないわけではないという、その確認だけな
んですか。

絶対に出来ないよということはい切れていない
ということではないんですか。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほども申し上げ
ておりますように、何をもちつて新しい案件かとい
うのは、多分、認識によつても違ひがあると思ひま
すから、その点を今私に絶対あるかないかとい
うことで確認を取られようとしても、ちよつと、残
念ながら私自身も確認するわけにいきませんし、
ただ、当然、今までもちよつと様々な形で我々とし
ては開示をしてきたつもりでございますので、新た
なものは出てこないだろうというの、私自身は
そういうふうには思つております。

○藤本祐司君 ちよつと、じゃそこで質問なん
ですが、昨日、おとといかな、一九九二年から九六
年に就職した会社員の大部分が大学時代の国民年
金加入記録が基礎年金番号に統合されていなか
つたということが判明したわけなんですけれども、
これは五万件に含まれているということになる
んだらうと思ひますけれども。

ただ、考え方としたり、今までそういうことは、こういうところが抜けていたよというところが出てきていなかったものがここ二、三日で出てきている。それは初会合の後だということを考えれば、とらえ方からすればこれは新しい問題、新しいところで分かったことだというふうに見えると思うんですけども、長官としてはそういうものはもう五千万件の中に含まれているから特に新たな問題であるという認識をされてはいないんでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 検証会議の席上でも座長からお話いただきましたけれども、五千万の中身、今まで、例えば平成八年以前に受給をされていて亡くなった方々で基礎年金番号に統合する必要のない方入っています。それから、脱退一時金をお支払いしていて、本来、空期間として計算しますけれども給付にはつながりませんよということ、様々、大臣も答弁をされているわけでごいまして、そういう点でこの五千万の中身には、受給者の方々と若しくは被保険者の方々と名寄せすることによって寄せられる記録と、それからそもそも給付には結び付かない記録と、これが偏在しているわけでごいまして、やはりこれをどういう形で明確にしていこうかというのも行して、五千万件の名寄せと同時に我々としてはやらなきゃいかぬというふうに考えております。そういう点では今委員御指摘なのはその一つだというふうに考えております。

○藤本祐司君 じゃ、総務副大臣にお聞きしたいんですが、これもまた報道なんですが、検証委員会は今後一か月をめぐって必要な対策の方向性の中間発表を取りまとめ、秋までに最終報告をまとめるということ報道では書いてあるわけなんです。が、今ちょっと村瀬長官とお話しさせていただいた新たな問題がもう出ないよということ、あるいは現在、政府が取ろうとしている方策、それを前提に検証委員会は考えるのか、そういうことは前提にしないで、もうその責任の所在とか年金記録問題の発生というのは全く白紙の状況から調

べようとしているのか、どちらなんでしょう。それを、今まで出てきたものを前提で考えるのか、全く前提としないで新しくきちんとゼロから責任の所在なり、あるいは発生原因なり、社保庁の構造的な問題を調べようとしているのか、どちらなんでしょう。

○副大臣(田村憲久君) ちょっと御質問の御趣旨がなかなか理解できない部分があるんですけども、基本的には座長始め委員の先生方がどういう立場に立つて検証されるかという話になるんだらうと思います。ただ、新たな事実が出てきた場合、それがまた重大な何か問題があるような事実であれば、その中において、それがなぜ起こったんだということ、国民の皆様方の不安をいろいろと取り除いていく意味では非常に意味合いがある問題であるならば、それを検証することはあり得るというふうに思います。

ちなみに、現状において、私も前回の委員会の方、出席をさせていただいておりましたけれども、今ほど来、社会保険庁長官がおっしゃられましたとおり、その五千万件の中身をもう少し分かります程度理解できるように示していった方がいいんじゃないかと、こういうような御意見が出たのは事実であります。

○藤本祐司君 この中で、一か月後ぐらいにまず中間的な取りまとめを出すというふうな話もあるんですけども、秋ごろに最終報告を出す。今、先ほどもおっしゃったような責任の所在であるとか、年金記録問題の発生原因とか、社保庁の構造的な問題というのは出しますよというお話なんです。が、中間報告というのか、一か月後に出るものってどのようなのをイメージされているんでしょうか。

○副大臣(田村憲久君) これも座長始め委員の先生方がどういってお進め方をこれからされるのかによってくるんだらうと思いますけれども、基本的にやはり最終報告というものは秋口まで待たざるを得ないであらう。それはなぜかといいますと、

やはり実地検証でありますとかいろいろなことをやっていかなければならないだと思えます。そういう意味からいたしまして、あつ、ごめんなさい、実地調査ですね、調査なんかもやっていかなきゃならないと。

そうなつてきますと、参考人といいますが、事情をいろいろとお聞きする方々もお招きしなきゃいけないから、一か月でそれをやれというのはなかなか難しい。しかし、なるべく早く何らかの形を国民の皆様方に示していきたいと、何のたに検証委員会があるんだと、こういう議論になつてまいりますので、まあ一か月を目途に、それまでに分かつてきた事実等々を踏まえて中間報告というものをなされるものではないかというふうに現状推測をさせていただいております。

○藤本祐司君 今のお話聞くと、中間取りまとめというよりは、それまでやつてきたものを取りあえず公表するということ、そんなイメージになるのかというふうには思うんですが、その間に検証委員会、まあ十四日にやりまして次が二十六日という、十二日間は間は空くわけなんですけれども、これで一か月後に中間報告が何ができるのかという、ちょっとここ十二日間も空いてしまつていいのかなというのとはあるとしても、このやり取りというのか、会合の中のいわゆる議事録とか、こういう議論があつたかとか、どういふことが分かつたかとかということを要するに公開をしていく、そういうおつもりはあるんでしょうか。

○副大臣(田村憲久君) 前回、第一回目の委員会におきまして、基本的には委員の総意をもちまして非公表とされました。その理由は、やはり自由闊達な議論もしていかなければなりませんし、先ほど申し上げましたとおり、ある程度いろいろな方々を、関係者、聞き取り調査をしなきゃならないと、そういうものをそのまま原則公表という形で出すわけにはなかなかないであらうということでありまして、

をしつかりと公表していくということは、これはもう座長がおっしゃられておられますとおりでありまして、一回目のブリーフも、座長ブリーフもかなり、ごらんいただいたかどうか分かりませんが、委員会の内容がすべてそこで座長の方から発言されているというような内容でありますし、提出されている資料に関しまして、基本的にはすべて出すような方向で議論をいただいているところでもあります。

○藤本祐司君 精神が公表するんだということであるならば、特に当事者、利害関係者がいないのであれば、これはやっぱりちゃんと議事録というのは公開をしないといけないんじゃないかな。これだけ関心があつて、これだけ皆さんが不安に思っている以上、やっぱりこれはつぶさに皆さんに公表できるような、みんながアクセスできるようにしておくべきだというふうには思うんですけども、どうでしょう。

○副大臣(田村憲久君) 委員の先生方もそういうお気持ちであらうと、議論の中ではそういうお気持ちであります。

ただ、先ほど申しましたように、すべて公表という話になりますと、お招きをした、要するに事情をいろいろとお聞き取りをさせていただく方々がどうしても本音を言われなかつたりだとか、いろいろな問題が生ずる、そういう可能性がある。ですから、はっきり言ひまして、かなりの関係者、どういふ案件を検証していくかということにもよりますけれども、問題の中枢に触れる方々をお招きする可能性もあると思うんです。そのときに、公表ですと書かれて本音を言われなかつたりという形になりますと、やはりなかなか本場の意味でのどういふ事実があつてどういふことが起こつたのかということを検証できないということ、それでこのような形で、もう精神は公表するけれども、そういうところを勘案しながら非公表という形であるということをお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、事実については包み

隠さず公表していくということでございますので、そういう意味では御心配の点はないんであるというふうに思います。

○藤本祐司君 事実については包み隠さず公表するけれども、差し障りがあるから公表しないというのは、ちよつと、聞いている方は全く分らないんですよ。結局は公表しないということになつちやうんじやないですか。

○副大臣(田村憲久君) 基本的には、原則は非公表でありますから、それは公表はしないということですが、今も申し上げましたとおり、本人がいろいろと、呼ばれた方々がどうしても公表されては困るということもあると思いますが、そういうことを勘案しますと、包み隠さず事実はすべて公表するけれども、原則としては非公表という形を取るという形であるんだと思います。

○藤本祐司君 これが理解できる方は相当頭がいいか相当そうじやないのかなというふうに思うんですが、やっぱり、それは公表しないということだというふうにはつきり言ってもらった方が、非公表なんだよというふうに言ってもらっちゃった方が多分つきりするんだらうと思うんですよ。精神は公表するんだというのを言われても、やっぱり形として載つてこないものは公表されていいことだというふうに思います。

だから、やっぱりこれは公表しないんだというふうに理解をしていいんですよ。

○政府参考人(熊谷敏君) 若干補足させていただきます。

副大臣申し上げたとおり、議事録の取扱い、これについては非公表ということでございます。座長ブリーフ、これは先般、一時間近く掛けて詳細にブリーフしたところでございますが、今後そういう方針でやると。ただ、それに加えて、重要な事柄、これにつきましては公表することとしております。それと、最終的に明らかになった事実、これにつきましては包み隠さず公表する方針というところに委員会としていたしておるところでございます。

でございます。

○藤本祐司君 この公表が非公表だけでずつとやるわけにいかないの、次に移りますけれども、これはやっぱり公表してみんなが分かるようにしていただかないと、結局何か隠しているんじゃないのということになつてしまふと思ひますので、そのところは積極的な対応をしていただいて、その精神面だけではなくて、形にそれは表していただきたいというふうに思ひます。

ここで、その検証委員会で歴代厚生労働大臣、社会保険庁長官の責任の所在といひますか、どういふ責任があるのかということも検証するといふふうにおつしやつておるんですが、安倍首相が一番責任があるのは私だと非常にいい格好をしているわけなんですが、これを検証するのが私の責任であるということをおっしゃっています。

では、過去の社保庁長官あるいは厚生労働大臣の責任といふのはどういふ責任の取り方があるんでしょうか。その辺は検証委員会で検討するものなんではないですか。

○副大臣(田村憲久君) 委員の先生方がどういふ御議論をされるかは分かりませんが、責任の所在がどこにあるかということはこの中で検証していくんであるかと思ひますけれども、責任の取り方といふのは、基本的にこういう検証会で検討する議題ではないんでないかというふうに思ひます。

○藤本祐司君 それと、もう一つ、先ほどグリーンピアの話が尾立委員からありましたが、このような保険料の流用の問題とか、グリーンピアの問題といふのも、こういうことについても、元々の一つの社会保険庁の体質だとかそういうことを含めて、こちらでもやはり議論するような形になるんでしょうか。今の段階で想定されているんでしょうか。

○政府参考人(熊谷敏君) 検証委員会は、あくまでも年金記録問題発生経緯、原因について調査、検証するということでございますんで、今お尋ねのようなテーマにつきましては委員会では議論は今のところされていないところでございます。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

○藤本祐司君 今のところされていないのは、まだ一回しかやっていないんでないかと思ひます。今回の年金の問題だけに絞るつもりはございません。今度の年金の問題だけに絞るつもりはございません。今度の年金の問題だけに絞るつもりはございません。

○副大臣(田村憲久君) 今お話をさせていただきます。今度の年金の問題だけに絞るつもりはございません。今度の年金の問題だけに絞るつもりはございません。今度の年金の問題だけに絞るつもりはございません。

○藤本祐司君 そして、先ほど何度か繰り返して言いましたが、社会保険庁の構造的な問題を調査するといふふうには言われているんですけども、構造的な問題を含めて調査をするといふのであれば、すべての問題点といふのをやっぱり明らかにしていかなければならないかというふうに思ひます。

○副大臣(田村憲久君) 私どもは厚生労働省ではございます。私どもは厚生労働省ではございます。私どもは厚生労働省ではございます。私どもは厚生労働省ではございます。

検証する中において、社会保険庁の構造的な問題といふものは今まで調査したことはございませんので、こゝでしっかりと調査、検証をさせていただきます。

○藤本祐司君 ありがとうございます。

それじゃ、柳澤厚生労働大臣にお聞きしたいんですが、今のお話でいくと、今まで社会保険庁の構造的な問題といふのを調べたことがなかったの、今回も調査するんだというお話でありましたけれども、それであるならば、何で社会保険庁改革案が出るんでしょうか。要するに、構造的な問題がまだ明確になつていない、明らかになつていない、全貌が分かつていないという段階でどうしてこれで改革案といふのが出されるのか、ちよつとそこを御説明いただきたいんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、今回、社会保険庁を解体的な出直しをさせるということで日本年金機構といふものを法案として提出しているわけでございます。これはもとより、私どもとして、自分自身を省みて、そしてどこに一体この社会保険庁の問題があつたのか、これはもう当然、その反省を厳しくしたところからスタートをしているわけでございます。

したがって、例えば地方事務官制といふのは、その後、私どももこの所にこの所掌事務といふものをはつきり移して、国の組織としてこれに当たるということが明らかにしたわけでございまして、しかし、例えば今社会保険事務局といふものは依然として各県別に置かれていて、そういったことについて、これをブロック単位にして人事といふものをひとつと果敢に、また広範囲に行つていく、こういうことで、かつての地方事務官制度の中ではぐくまれてきたような悪弊といふようなことを克服していく、こういうようなことを提案をいたしているわけです。

もちろん、非公務員型にするといふようなことも、同じく公務員といふことで身分保障が行われているということが結果において社会保険庁のいろいろな意味での問題を醸成したと、こういう反

省もいたしておりまして、したがって、公務員の身分ということではなくて非公務員型で行うというようなこと、そういうようなことを中心として、一々ここで法案をすべて申し上げるわけにはまいりませんけれども、私どもは、自らを反省して自らの問題とするところを克服するという考え方の下で今回、法案を提出しているということでございます。

○藤本祐司君 法案の中身というか、社保庁の改革案の中身をお聞きしているのではなくて、課題とか問題点というのがまだ全部が分かっていないような段階で、要するに今から調べますというふうにおっしゃったわけなので、そういう段階で改革案というのがどうやって出てくるのかと。

普通であれば、何か問題点があれば、その課題はこういうところにあるんだということが明らかになって、その課題を克服していく、変えていくというので改革するという改革案が出てくるもの、これは組織の改革だけではなくて何でもそうだと思うんですけども。そう言っているやさきで、これから構造的な問題を説明していくと言っている、ちよつとこれ、まだ課題というのが全部出てないじゃないかと。出てないうちにどうして改革案が出てくるんですかというのを聞きまして、聞いていない中身をお聞きして、どうしてまだ分からないことがあるのに改革案が出てしまったんですかというのを聞いています。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 構造的な問題があればというのは、私自身の言葉ではありません。私どもの法案というのは、これは総務省も加わったところで閣議決定をされているということでございます。私どもとしては、構造的な問題、こういったことについても十分な反省とその克服のための方策、こういうものを練った上で今回、法案を出しているということでございます。これはもう明確でございます。

そういう中で、総務大臣でしたか、私ども

ちよつとつまびらかにはしませんが、構造的な問題というお言葉を使われたに承っておりますが、私はそういう意味合いで、特に総務大臣に真意は何ですかというふうなことは尋ねてはおりませんけれども、しかし私どもとしては、この検証委員会の、先ほど田村副大臣が言われたように、この社会保険庁の隅々にまで視野を広げて、問題があればそこを、記録の問題絡みで検討されるということの御発言だったと思いますが、そのことについて、私どもがこれを横合いからもうそこは検証をしないでくれとかいうようなことを申すつもりはなくて、全くどうぞやっていただきたいというふうな存じてはおりますが、私どもとしては、自らの構造的な問題を含めて諸般の問題についてもう厳しく反省をして、その反省の中から法案を作り上げたということでありまして。

○藤本祐司君 厚生労働省としてはこうだということに言っていますけれども、やはりそうじゃないというふうな……

○国務大臣(柳澤伯夫君) 閣議決定しているんだから。

○藤本祐司君 そうです、閣議決定されているということですので、それであれば構造的な問題を云々これから探るといふのは、何かちよつとそこは一致してないんじゃないかなということと、あと実際に、ここで先に社保庁改革の問題が出て、先にいいますかほぼ同時になんです、この五千万件の問題が出てきたかということ、この五千万件の問題の発生源は何だったかということ、これを調べる。それ自体もやはり社保庁の問題点、課題であるんじゃないかなと思うので、順序が逆なんじゃないかなというふうに私は思っています。水掛け論になると思いますので、これは多分、けれども、基本的には順番が逆で、この問題を全部明らかにして、明らかにしましたよということ、国民の皆さんのところに提示をして、それから初めてどういう形にだからしますよというものが正論じゃないかなというふうに私は思っております。

たのでそのことを質問させていただきました。次の質問に移りますが、そのことだけは申し上げます。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

第三者委員会について次にお聞きしたいんですが、これは十四日そして今日もいろいろ午前中議論があったわけなんです、ちよつとここで確認をしたんですが、基本的には領収書もないとか証明するものがないとかといった場合に、その意見を聴くということ、この第三者委員会が立ち上がっているんだらうというふうに思いますが、具体的に私が相談に行くといったような場合には、まず最初に社会保険事務局に行くのか、あるいは社会保険審査会というのがありますし、あるいは地方版の第三者委員会もあるし、中央の第三者委員会というのもある。これ、実際に私がもし相談に行く、領収書がないよといったところで行く場合に、もう今までに社会保険事務所へ行った方は別なんでしょうけれども、これから行くといった場合、どこに行けばいいんですか、これは。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、記録の問題ということになりますと、まず一番初めにはやはり社会保険事務所へお越しいただく形になるんだらうと思います。その中で記録がない、じゃ記録がないのは何だろうかという中で、御本人も、先ほど委員おっしゃったように、領収書もない、だけれども自分はいくつかの形で納めた記憶があると、こういうものがありますたら、まず社会保険事務所へ御提出いただく、一番近いところですから、これが通常のやり方なんだろうと思います。

ただ、じゃ初めからないんだから第三者委員会へ話を持っていきたいといった場合には、当然、第三者委員会の方もそういう資料をお受けになるということはあるんだらうと思います。で、具体的な手続についてはまだ総務省としても御検討されているんだと思いますけれども、どちらにしましても被保険者のために便利な仕組みをやつぱり講じていくのが今回の考え方だと思いますので、当然、社会保険事務所でも、かつ第三者委員会でも

もということ、あらゆる機会でもらえるような形にしていかなきゃいかぬだろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、一番初めの出足はやはり社会保険事務所での記録の確認というところからスタートすると思いますので、社会保険事務所ですら丁寧な扱いをした上で第三者委員会の方へ資料等をお送り申し上げるという形が一番スムーズにいくんではなからうかと、このように考えております。

○藤本祐司君 そうなんだろうと思いますが、結局のところ、そこで認められなければ、地方版の第三者委員会というんでしょ、例えば各都道府県に置かれるような、全部で五十ぐらい置かれるというふうな話もありますが、そこに行くことになるんだらうと思うんですが、この数として相当な数が、人数というが、がそのようなケースに当てはまるんじゃないかなというふうな思っています。

というのは、平成十八年の八月二十一日から十九年三月三十一日の間で、年金保険料を納付したと申し出ているにもかかわらず、記録がないとか領収書がないとして却下されている人数が二万人を超えて二万六千三百五十五人いたという報告があるわけなんです、これから考えると、その被保険者、受給者全員を対象として同じようなケース、記録もないよ、領収書もないよという方の数というのは相当の数になるんですが、これをそれぞれ一人ずつ、一人ずつですね、第三者委員会、これ第三者委員会になるんですね、まずは社会保険事務所へ行って第三者委員会、これ第三者委員会ですら一人ずつ相談に乗って解決するということになると相当の数になるんだらうと思うんですけれども、それはそれでよろしいわけですね。

○副大臣(田村憲久君) まず、ちよつと冒頭、申し訳なかったんですけども、先ほど申しました検証委員会の件ですけれども、あくまでも総務省としては構造的な検証をしないというところでありまして、厚生労働省は厚生労働省で自らが監督官庁でありますから、それは十分に社会保険

庁の実態というものは御理解をされておられて法案を出されておられるんであると、私はこのように思っております。

今の点でありますけれども、言われましたとおり地方第三者委員会の事務局にお越しをいただく、これも一つであります。それから、先ほど社会保険庁長官がおっしゃられましたとおり、社会保険事務所の方に申し出ていただくというのも一つでありまして、第三者委員会の事務局だけでなく全国で五十とかそれぐらいの数になってくる可能性があるので、そういう意味では社会保険事務所をお使いをいただいて、その上で第三者委員会の方に申出をいただくと、そこを窓口にしていただくと、こういうこともルートとしてはあるというふうに認識いたしております。

○藤本祐司君 これ、実際何人ぐらいいるかって推計値で出せるんだらうと思うんですけども、実際に考えてみると、先ほど申しましたように、私が相談に行ったような場合というふうに想定をしているんですけどね。社会保険事務所に行って、領収書もないよ、証明するものがないよといった、駄目だよと言われて、今度新しい事実がなければ、新しい何かがなければ、結局、第三者委員会でも同じようなことが起きるじゃないかということなんです。そのところが大変微妙な回答が、今まで答弁が続いているのもう一度お聞きしたいんですが、全くそれにプラスして何かなければやっぱり駄目、第三者委員会は受け付けてもらえないのかどうか、ちょっとそこをはっきりお答えいただきたいんですが。

○副大臣(田村憲久君) 今ちょっと、審査会の方の話ですか。じゃなくて、窓口で、社会保険庁の方で駄目だと言われたもので同じ内容でという。

○藤本祐司君 第三者委員会事務局の話。

○副大臣(田村憲久君) 第三者委員会に来た場合ですか。

そういう案件があるだろうということで第三者委員会はつくられておりますので、当然、同じ材料しかなくても第三者委員会は受け止めさせてい

ただいて、それに対しての判断を下していくことになるかと思ひますし、あわせて、いろいろと御本人とのディスカッション等々の中で新たな何か証拠となるようなものがないかということもともに探していくということになるかと思ひます。

○藤本祐司君 じゃ、まず、いずれにしても第三者委員会事務局というか、地方各五十か所つくる所に行かないといけないんですが、柳澤大臣も私と同じ静岡でございまして静岡県の大地地理的なことは分かっていると思ひますので、具体的にちよつとお聞きしたいと思ひますが、例えば私が下田に住んでいまして、下田というのは伊豆半島の南の方なんですけれども、大体、第三者委員会の事務局というのは大体多分、静岡県という静岡に設置されるんだらうなと。そこに、社会保険事務所はもう本場に身近なところにあるからいいんですが、五十か所ということになると、下田から、私は下田に住んではいないんですけど、下田に住んでいると仮定してです、行く場合に、例えば午前中の十時ぐらいにそこで話をしようということになると、大体七時ぐらいにも電車で乗らないといけないんです。やつと静岡に着いて、すぐに予約でも入れなくてくれればいいんですが、そこで待たなきゃならないと。仮に一時待つたと。一時待つ話をして、また帰ってくると大体四時か五時ぐらいになっちゃうんですよ、家に帰ってくると。そのところで費用が、大体一万円を超える費用が、いわゆる交通費が出るんですね。この交通費というのはやっぱり本人負担になるわけですか。

○副大臣(田村憲久君) まず、窓口は社会保険事務所でも窓口になります。

○藤本祐司君 その後の話です。

○副大臣(田村憲久君) その後ですね、今の御議論は。あと、いよいよと判断するためのいろんな手続といひますか対応が始まったときに、地方の第三者委員会の事務局までお越しをいただく、その旅費等々をどうするか、まだそこまでは明確に決まっております。これからつくっていくとこ

ろでありますから、そこまでは明確に決めているところではあります。場合によっては本人確認ができれば電話等々で対応するでありますとか、いろんなことが想定はできるんであるかと思ひます。

○藤本祐司君 要するに、今は下田から一万円ぐらいです、逆に言うところから出ていくとか、そうすると物すごい努力が掛かって、それは全部本人がやっぱり負担をしなきゃいけないんですか。まだ何にも決まっていないんですね。そのところ、決まっていらないんですね。

○政府参考人(熊谷敏君) おっしゃるとおり、全国五十か所といひますのは基本的に県庁所在地といひこととあります。ただ、総務省には総務大臣が委嘱した行政相談員というのが全国に五千人、必ず一市町村に一人以上配置されておりますので、そういう行政相談員を受付窓口にするということも当然考えておるところでございます。

○藤本祐司君 これだけ年金のことというのは複雑で、構造上、年金の構造というのは複雑だし、年金記録に当たらないといけないわけですよ。それから、第三者委員会のあるところに行けば自分の年金記録がどうなっているかということも併せて見ることができると、そういう状況だと思ひますが、その行政相談員がいるところに行つてそういうことが全部できるわけですか。

○政府参考人(熊谷敏君) 行政相談員はあくまでも受け付け、かつ取り次ぐということでありまして。

○藤本祐司君 だから、結局は第三者委員会の事務局に足を運ばなきゃいけないんでしょう。

○副大臣(田村憲久君) 旅費の話はまだ詰め切っておりません、本人負担になるかどうか。ただ、やはり御本人の立場に立つてということがございまして、そういう意味からいひますと、今の行政相談員をうまく活用しながら、例えば本人確認ができれば電話で対応できるものは電話ですとか、いろんな方法論があるんだと思ひます。

ですから、そこも含めて、これからなるべく御本人に御負担を掛けないように、また御本人が御越しになれないような場合もあるわけですよ、これは。例えば御病氣であるとか、いろんなことがあると思ひます。そういう場合の対応も含めて、なるべく御本人に御負担を掛けないような形でこれからいろんな検討をさせていただきたいということとあります。

○藤本祐司君 それはどこが検討するんでしょうか。

○副大臣(田村憲久君) 具体的に、やはりそれは委員会においてそのようなことを指示……

○藤本祐司君 第三者委員会。

○副大臣(田村憲久君) そうです。第三者委員会。

○藤本祐司君 要するに、今回の問題で皆さんが不安に思っているんですよ。不安に思っている中で、これから検討しますばっかり出てくると、全然不安で解消されない。疑心暗鬼になつてしまつて、かえつて不安になつちゃう。だから、これはちゃんと決めた後に、こういうふうな仕組みで、枠組みでやりますよということを示して初めてこれは動き出すということだと思ひます。

例えば、先ほど来から、一緒になつて記録を探しますよというお話がありました。例えば、厚生年金なんかの場合、転職を繰り返している方だつていられるんですよ。元同僚とか元雇主に確認に行くと言つていますけれども、じゃ具体的に考えて、本当にその元雇主、元同僚、どうやって調べらるんですか。これを自分に当てはめたら、どこにだれがいるか、あの人は今みたいな話になつてい

ますからね。それをどうやって調べるのかというのが全く理解できないんですよ。その辺についてはもう当然のことながらイメージされているんだらうと思ひますので、ちよつと御披露いただきたいんですが。

○副大臣(田村憲久君) まだそれは立ち上がっているわけではありせんから、それも含めて、立

ち上げる中で基本方針等々を決めて動き出すわけでありますから。

だけど、今の話はどう探すかというような話でありますから、これは本当にどこにおられるか分からない方であるならば、それは探す方法というものを検討しなきゃならぬのは当たり前の話でありまして、どういう情報に頼るのかという議論になつてくると思いますよ、それは。

○藤本祐司君 だから、そういうところが、やっぱり自分に当てはめてみたときに、他人事だったからそれで言えるんですが、自分に当てはめたときに本当に分かるかなと不安になつちゃうわけですよ。本当にそうやって調べてくれるのかなと。自分が調べなきゃならないなといったらもうとんでもないことありますから、調べてもらえるんだらうなど。でも、普通に考えたら、二十年も前のことでだれがどこにいるかなんて分からないんじゃないかなと思ひまして、これが本当にだからうまく稼働するのかがということがとてもよく分からないんですよ。で、そういうことをお聞きしているわけなんです。

大臣も、六月十四日の委員会で、自民党の片山議員の質問で、元同僚とか元雇用者に証言をもらうために経団連にも協力してもらうというような発言があつたんです。でも、被保険者とか受給者について別に経団連の、いわゆる大企業というか優良企業に勤めている人ばかりではないので、そこを、じゃどうやって何を協力してもらうのかが全く私は、ごめんなさい、頭が悪いからなのかもしれないけど、イメージがでない。これどういうふうに協力してもらえんのかな。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 経団連にも私も御協力をお願いいたしました。

それで、一つは、元あるいは現従業員から自身の年金加入記録の漏れなどに関する問い合わせがあつた場合は、企業の皆さん、誠実かつ迅速に対応してくださいというように、場合によっては問い合わせ窓口を設置してくださいというように、企業の中でですよ、いうことを呼び掛けて

いただいております。また、従業員には、これは私どもの仕事の効率というところをお考えいただいているわけですが、社会保険庁のホームページからこのIDパスワードを取得して、これインターネットのことで、そういうことで、企業の方々はインターネット操作というものにも親しんでいらっしゃる方が多いんで、できるだけインターネットを利用した履歴確認をしてくださいというふうなことをお願いしていただいております。それからまた、今の話題になつております第三者委員会の活動についても、例えば第三者委員会から問い合わせがあつた場合などには、できるだけ協力して、利用可能な資料を活用するなど適切に対応していただきたいという呼び掛けをいただいております。

それやこれや、細かくはもう触れませんが、要は、今回のこの年金記録の問題というのは、言わばこれ非常に大きな問題なんで、早期解決に向けて官民を挙げて協力体制を整える必要があると、こういう考えの下でいろいろな意味で協力体制をしいてもらつて、こういうことでございます。

○藤本祐司君 私は別にいじめるつもりで言っているわけじゃないんだけど、自分で考えて、本当にこういうのができるかなというやっぱイメージがでないものですか。そのイメージをやっぱ皆さんが共有して、国民の皆さんが、ああ、これならできるんだということがイメージできなかつたら、これはただの絵にかいたもちになつていて、いいことだけは言うけど実際にはできないんじゃないかなというふうに思わざるを得なくなつて。だから、そのところはやっぱりもつとイメージを早く皆さんに示しておくべきだというふうに思つてはいるんですね。

あと、正にコンピュータに入力されていない場合というのがあります。これは紙台帳に当たらないや、あるいはマイクロフィルムに当たらないや、あるいはマイクログラフという場合に、コンピュターの場合、オンラインでこう見えますので、どこへ

行つても多分大丈夫なんですが、紙台帳とかいわゆるこういうハードに残っているものについていえば、これは社会保険事務所かやっぱ市区町村に行かなきゃならないわけですよ、結局は。そこででないと見えないわけですよ。引越して繰り返しているような方の場合、この第三者委員会に、今の住所地の住所、私は静岡であれば静岡の第三者委員会に行けばいいの。その前、ずっと引越して繰り返して来たから、全然違つたところだつたらどこに行けばいいの。それで、紙台帳がどこにあるか全く分からない、自分では分からないんですが、その場合どうすればいいんですか。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、現在の記録の確認ということからお話し申し上げます、最寄りの事務所でございます。したがって、居住地の事務所へ来ていただきますと、御本人の記録がどうなつてくるかということを確認できます。そこから必要のところにいけば事務所で連絡をいたします。したがって、今回の問題も、お住まいになつていらっしゃる基本的にお手続を取つていただくことは可能だろうというふう

に思つております。それから、先ほど記録の問題についていろいろお話をしましたけれども、現在でも社会保険庁へ来ていただきますと、記録の中で厚生年金、それから国民年金、いつどこにお住まいになつていましたか、いつどここの企業にお勤めになつていましたか、ということを確認しながら記録を確認する仕組みになつております。そして、データに入つていけば、名寄せの中で受給者も被保険者もそれ以外の記録が見付かると、こういう仕組みになつてございます。

したがって、問題なのは、その御記憶になつていないものと記録がない場合にどういう手続を取るかということだろうと思ひます。そうしますと、その一番のポイントはいつどこでどうい

ない。一方、企業につきましても、どの企業のどこぞ支店にいつからいつまでお勤めになつたかということがない記録にたどり着けない。これが今の仕組みでございます。

したがって、御本人がその記憶があつた場合に、そのときに一緒に働いていた仲間であるとか隣近所に住んでいた方々とかと、こういう方は覚えていただいておりますと比較的事実関係というのは調べやすい。そこが全くない場合に、役所サイドからどうやってつなげていくかということ

は極めて難しい、そこをどう工夫するかという部分だらうと思ひます。○藤本祐司君 正にそのところが、私でさえも最近、記憶力より忘却力の方が優れていて、二十年前のことなんて大体覚えていないという、そのころがが一番問題で、やはり問題点としては、領収書があれば別に問題ないし、記憶がきちつとしていけば問題ないんだけど、そうじゃない方は結構多いだろうということを考えたときに、そのころがちゃんと行き着けるん

しょうかなというところが一番問題なのかなというふう

に思つております。先ほどの、ちよつと最初の質問に戻りますけれども、ですから、私が例えば北海道の方に行つて、そこに紙データとかマイクロフィルムが北海道に飯にあつたとしても、それはネットワークの中でそれは見ることができま

うことがあるから、あるないが分かるわけですよ。ね。そうすると、北海道のどこにいつからいつまでという名前に住んでいましたと、住所も記憶からいきますとどここの住所ですと、こういうものがあつて今度、次のステップが始まるんだらうというふうに思います。

○藤本祐司君 記録がないというところが問題だというのは、ありましたから。

もう一つ、記録が間違つて記載されているということもあり得るんだらうというふうに思うんですね。本人であれば分かるけれども、他人、他人というか社会保険事務所の方だとその本人の当事者じゃありませんから、なかなかそのところは見付からないということも起こり得るのかなということ、もう一つ、やっぱりあなたのことは記録にありませんでしたといったときに、いや、私はどうしてもそこが、本当にあるかどうかを確かめたいんだというふうなケースも起こり得るのかなというふうに思ひまして、これはそんなことは余りないだらうと皆さん思われるかもしれませんが、実は私も、年金ではないんですが、別な顧客カードというのがあります、私の名前が見付からなくて、自分だったら見付けられたというケースがあるんですよ。

例えば、片仮名で私の名前、フジモトユウジなんです、ユがこう伸びるじゃないですか、ここが伸びていなくてコに見えちゃう。そうすると、フジモトユウジさんという人がいるんですがというふうに言われたんですが、私の祐司という名前はコウジとは絶対に読まない名前なんです。そのときに、あれっ、おかしいなと思つていろいろほかのデータとかを調べてもらつて、あつ、ここが私ですというのが自分だったら分かるんです。でも、ほかの人は多分それで、藤本祐司さんはありませんで終わっちゃうんだと思うんです。

そういうことがもう正に身近にあるとなれば、自分で行つて確かめたいというふうに思うこともあるんだらう。その場合は、隣町ならいいですけれども、遠くのところへ引越してきてきた

場合、先ほどの交通費じゃないですけども、それと同じように、そういう北海道に行く旅費、交通費というのも掛かつてくる。これもやっぱり全部本人が出さなきゃならないのかなという、そのところは今どういう検討されているのか、これから検討するのかわかりませんが、そのところはどのようにお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、五千万のデータの名寄せのやり方の問題で、今様々な形で検討しておりますけれども、一つは漢字名寄せの世界へどこまで持つていけるかというのが一点ございます。

それから、お名前でも、今ございましたように、ユとコがあるんであれば、例えば上が一緒にあれば生年月日、姓で寄せるというやり方も一つあるのかということで、確率論からいつてどういう形ができるのか、これ様々な形で考えていかなきゃいけない。ただ、先ほどおっしゃつたように、すばつとは多分当てはまらない。可能性ある人があるかどうかというところまで見付ける仕組みはできるんではなからうかと。

これは、今後、実際どういうシステム開発をしてもらうか大いに関係するところで、今業者と、間でのいろいろ頭の体操しながら、できるだけ多くの方々が寄せられる仕組みは考えられないかということを検討しているということでお答えにしたいと思います。

○藤本祐司君 ちよつと、もう少し第三者委員会の話を聞こうと思つたんですが、もう時間も七、八分しかなくなつてしまつたので次の質問に移りたいと思つてお聞きしたいんですが、窓口相談、ちよつとここについてお聞きしたいんですが、実は私も、この電話相談と窓口相談についてちよつと資料提供をお願いしてあつたんです。六月の十四日というか、先週の木曜日になります。ここで資料提供をお願いしてあつたんですが、出てきたものが不完全な状況で、今日の九時半ぐらいに出てきたのがやつとなんです。

中身が難しいことを言つてきているわけじゃなくて、ねんきんダイヤル、これ通話料が有料のもの、それとねんきんあんしんダイヤル、これフリーダイヤルですね、これについてのアクセス数と処理数がどのぐらいですかとか、窓口の相談員とか電話相談が何人ぐらいいるんですとか、全国の社会保険事務所の待ち時間が大体最大どのくらいで平均どのくらいですかとか、そんな非常に単純な、新聞にも載つていようなものを、これを十四日の木曜日をお願いをして、それを基にちよつと質問しようと思つたんですが、出てきたのがねんきんダイヤルとあんしんダイヤルのアクセス数と処理数が出てきただけ、窓口の相談員が出てきただけ、この二点だけしか出てこなかった。もう一つ、年金相談の委託、外部委託されてますので、委託先の業者リストとか業者の契約書なんかを出してくださいという話もしていただんですが、これも一切出てこない、全く出てこないんです。

これ、先週出てくたさいと言つておつたんですが、これが出てこない理由が私はどうもよく分からない。要するに、新聞なんかでもさっきのアクセス数とか出てくるわけなんで、それが今日の九時になつて、九時ちよつと過ぎかな、になつて出てきていてという、その、資料を出してもらえないというその何か理由があつたんでしようか。

○政府参考人(村瀬清司君) 出せないんじゃないかと、出す資料が残念ながら集まらない、これは大臣からも厳しく言われているんですけれども、今処理をするのに精一杯ございまして、いろんな管理データが後追い後追ひになつていてということと御了解いただけたらと思います。

したがいまして、今すぐ出せるものは何かといひますと、毎日、ねんきんダイヤルとねんきんあんしんダイヤル、これについては総呼数と応答呼数、これについては何としてでも応答率を出さなきゃいかぬということで、現在、一日一回でございすけれども、数字をとらえていると。それが、先ほど委員おつしやいましたように、十七日までのデータがやつとそろひまして、先ほどお届けしたんだらうというふうに思います。

御存じのように、六月十一日からフリーダイヤルを始めまして、ねんきんあんしんダイヤルということと約四十七万件のお電話がありまして、そのときには応答数が約一万七千ということで、非常に残念ながら応答率が極めて低いと。したがいまして、その後、電話本数等を増やしまして、六月十五日の金曜日であれば総呼数が約半分の二十一万件に減りまして、三万五千件の応答呼数がありまして、約一六・三％と、一六・三％の応答率になつたと。十六日、十七日になりますと大幅に電話が減りまして、十六日であれば応答率が三〇・五、それから十七日であれば六二・三というところまで応答率は上がつてきている、これが今の数字でございます。

一方、年金相談の窓口の方でございますけれども、御存じのように、最高込んでいるところが所沢、川越等の埼玉の住居地でございます、ここはおつしやるように二時間、三時間のときがございました。一方、地方の方であれば、これはそのまま即対応できる場所もあるということで、非常にばらついてございます。

○藤本祐司君 出なかつた理由を教えてくださいと言つたんですが、数字を言つていただきました。

その数字については、本当はいろいろ質問したかつたんですが、もう残りが三分しかないので一問だけ、一問だけといひますか、お聞きしたいんですが、今、村瀬長官がおつしやつたように、ねんきんあんしんダイヤルをやつたときというのはほとんど応答できなかったと、三・六％だといひ。そのときに安倍首相が、マンパワーと電話回線を増強するというふうになつて、具体的にどこからどう持つてこいというところまで指示されたとは思ひませんが、とにかくマンパワーと電話回線を増強するというところになつたんですが、具体的にどこからこの追加マンパワーというのを

持つてこられたんでしょうか。いわゆる外部委託ということでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 二点ございまして、外部委託と、それから職員を全国から集めまして対応するという、二つの方法でやらせていただいております。

具体的には、目黒に二百人規模のコールセンター、これは取りあえずコールバック方式という形で機械なしで対応しておりますけれども、ここは二百ブースございまして、二十四時間対応ということ、五百名の職員とそれから百名の社会保険労務士さんに御協力いただきまして現在対応してございます。

それ以外に、例えばもしもホットラインであるとかトランスコスモスとか、従来、社会保険庁の年金相談を受託していたところに対して外部委託ということでやらせていただいている。そのダイヤル数が増えたことによって、先ほど申し上げましたように、一万六千から三万六千まで拡大したと、こういう形でお考えいただけたらと思います。

○藤本祐司君 年金記録にアクセスできるオペレーターと年金記録にアクセスできないオペレーターがいるというような報道なんかもあるわけなんですけれども、これから多分、電話で相談を受けながら年金記録にアクセスできるようオペレーターの数を増やしていくことになるんだらうと思いますけれども。

ここで、ちよつと私は実は契約書、委託業務契約書を下さいというふうにお願いをした、一社で、トランスコスモスとか代表的なものを下さいと申し上げたのは、実は、アルバイトとか、それを雇って、そういう業者が人数を増やすということがあるわけなんです、それはどういう、アルバイトなんか増やしている、あるいは社保庁のアルバイト、あるいは外部委託の人もアルバイトを増やしているという、そういう認識はあるんでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 基本的には、外部委託した業務委託業者等に対して委託契約を結んでおります。その中で、オペレーターにつきましては、業務仕様書におきまして、本業務に従事する前に必要な業務知識を習得させた上で本業務を履行するように委託業者に義務付けておりますし、バックオフィスとして、よく年金を分ける方が、例えばオペレーター何名に対して何名以上入れることというのを義務付けると、こういう契約方式を取っております。

したがって、そのオペレーターの雇用形態というのは、各委託業者単位にしておりますので、先ほどその方々の中で一部アルバイトの方を使っているところはあるかも知れませんが、ただし、そのときの品質という問題は我々としてはきちつと委託業者に対して確認をして使用していただいていると、こういうふうにご考えております。

○藤本祐司君 もう最後の質問になってしまいましたが、そこで、アルバイトなり外部委託というところ、いわゆる品質のところは大丈夫だということはお話がありました、まあ研修も短いなりにもやっているんだらうというふうに思うんですが、いわゆる守秘義務ですね、年金記録個人情報ですから、この守秘義務については、きちつとこの契約書には明記されているのか、あるいはアルバイトを雇う場合も、アルバイトとのいわゆる契約を結ぶときにちゃんと守秘義務というものを規定されているのか、それを見たくてちよつと業務委託契約書を下さいと言ったんですが、それがなかった。

まあ、ないので、今手元がないので、私の方から指摘できませんので、そこところはきちつと業務委託契約書と、あるいはアルバイトを雇うときの雇用契約書、そこに守秘義務というのが明記されているかどうか、お答えいただけますか。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、委託業者の選定のときに、個人情報の問題をきちつと管理できる業者かどうかということで確認をした上で委託契約を結んでおりますので、そういう点では企業

との間では御心配になることはないだらうと思います。

一方、企業は、当然のことながら個人情報情報を扱うことを前提に仕事をさせますので、アルバイトも含めて個々人との間では、そういう点での記録の、記録といいますが、個人情報の漏えいの問題はないような仕組みで雇用していると。これ、我々としてはそういう形でお願いをしております。ただ、問題は、じゃ、そのとおりやっているかどうかということで、幾つか抜き打ち検査をやったりなんかをしております。

今回の問題について言えば、特に緊急案件もあるということで、再確認をさせていただけたらというふうに思っております。

○藤本祐司君 どうもありがとうございます。

ただ、先ほど来から第三者委員会については、領収書がない人、大丈夫かなとみんなが思っている。だけれど、それは、これから検討中というのがまだ何項目もあるわけなので、そのところはやはりちゃんとイメージができる、分かりますように示していただく、できるだけ早く、というか、早急に示していただかないと不安というのを取り除くことができないんだらうというふうに思いますので、あと、個人情報漏えいという点、必ず絶対漏れないんだというのを明らかにしていただくように出していただかないといけないかなというふうに思います。

それを申し上げまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○委員長(鶴保庸介君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、武見敬三君が委員を辞任され、その補欠として木村仁君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 引き続き、質疑を続けます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。この間、二回ほどやって、今日三回目になるん

ですが、保険料の納付記録を送るという問題なんです。これを、今、保険料払っているいわゆる加入者、それから年金受け取っている受給者、ここにやつぱり至急、直ちに送るということがなぜできないのかという問題、最初にお聞きをしたいと思うんですね。

社会保険庁には一週間で百七十四万件もの電話が掛かっているというふう聞いておりますし、その九・三％しか応答できていない。だから、逆に今の対応が新たな不安を呼び起こすようなことになっていると思うんですよ。これ、ほっとけないと思うんですね。

やはり、問い合わせを待つ、言わばこの年金行政の根本問題として申請主義ということがあって、待ちの姿勢であるということが以前から指摘をされていた。やはり、その問い合わせを待つ、心配な人に教えますよというのではなくて、やはり政府が自ら持っている情報を提供する、これこそ私、社保庁の仕事の改革のやつぱり第一歩ではないかというふうに思うんですよ。なぜ、これができないのか。

大臣は、前回、私自身もそう思ったくらいですからごく自然な考え方だと思っております。おっしゃいましたよね。やつぱり、普通そう思うと思うんです。持っている記録だから、これは出せばいいじゃないかと。ところが、現実には、コンピュータの中に入ったデータというものを引き出すというのは、やつぱりそう簡単ではないというふうにおっしゃいました。

そこで、ちよつとお聞きしたいんですけども、大臣も、私もそう思ったと言っている、これは普通考えれば、真つ先にこれやたらどうなのかという話がなぜこんなに難しいのか。簡単ではないというふうには大臣はおっしゃったわけですが、政府参考人の方から、一具体的にはどういふことがこの問題ではネックになるのか、ちよつと分かりやすく説明してください。

○政府参考人(青柳親房君) まず、何をやるかというのを少し触れさせていただく必要があるか

と思います。

御存じのように、特に年金の受給権者の方々に
ついては、年金給付のファイルというものを高井
戸で、いわゆる日立のシステムという形でありま
すが、ここで管理をしております。したがいまし
て、住所等についてもこの高井戸にごさいます
ファイルでこれを管理しているということがある
わけです。一方、五千万件のいわゆる加入記録に
つきましては、記録ファイルというところでござ
いますので、これは三鷹のいわゆるNTTデータの
ファイルという形で管理をしております。

この二つの異なるファイルをどうやってイン
ターフェースするかということからまず取り組み
まないと、いわゆる名寄せと申しますか、五千万
件のものと三千万件のものを突き合わせるという
ことができないということがございますので、イ
ンターフェースができるような形を作った上で更
にその名寄せを行うというステップが必要だと。
これが直ちにに対応できないということの一つの
理由でございます。

さらに、そういう形で、特に加入履歴の通知に
ついて優先順位をどうやって付けるかということ
については、私どもは優先順位を特定の方々に付
けるということで準備をさせていただいているわ
けですが、その理由といたしまして、通知を差し
上げる方はやはり年金の記録が統合されていない
可能性があるので、アナウンスした上で御
通知をした方が、御本人もそういう気持ちになっ
て真剣に取り組んでいただけるのではないだろう
かということが一般的には予想されるだろうと。

また、現在、年金を受けている方々は、基本的
には年金を決定する際に、御自身の年金加入記録
についていったんは確認の上決定しているという
ようなことがあるだろうと。それから、これから
年金を受ける方々については、これまでも一度は
名寄せ処理を行っているということがあるという
ことがありますので、これまで全くそういう意味
では行っていない方で、かつ年金の記録が統合さ
れていない可能性がある方というのをやはり最優先

にするということが、全体の作業を限られた時間
で実施する上でも効率的な方法ではないかと現在
考えておるということでございます。

○小池晃君 いや、だから、ちよつと今のじゃ納
得できないんですよ。だって、それは名寄せは大
変だと思ひますよ。大体、給付システムと加入者
のシステム全く別だということ自体、これはどう
なんだろうなと思うんですが、それをインター
フェースして名寄せする、それは確かに私も時間
掛かると思うんです。ただ、私が言っているの
は、そういう作業をするということじゃなくて、
今あるデータそのものを、それぞれ加入者につ
いての納付記録、受給者について納付記録を出す
というだけの話を言っているわけ。

できない、できないと言っただけでも、これ
は受給者については、突合作業をやった後で来
年九月から納付記録をこれ送るという予定す
よ。これを早くできないのかという話なんです。
それから、加入者についても、三十五歳、四十
五歳、五十八歳でねんきん定期便を送ると。これ
をこういう十年置きじゃなくて全年齢に広げると
いうのは、それほどソフトの基本構造を変える
ということじゃないでしょう。昨日の参考人質疑
でも、社会保険新組織の実現に向けた有識者会議
の座長である佐藤英善さんが、これはやらな
きゃいけない、三十五、四十五、五十八とい
う刻みでやっているけれども、今の事態は世代
関係ないですとねと発言をされております。

別に、その五千万件の突合を後回しにしろとは
私は一言も言っていないんです。それを一年間
でやるというのはこれは大事なことだし、それは徹底
してやるべきだというふうに思っただけです。急い
でやっていた方がいいが、しかし、今、ある意味で
は、その二つのシステムを統合する名寄せのプ
ログラムの開発をやっているのあれば、同時並
行で全加入者として全受給者の納付記録を送ると
いうシステムをつくる。これは何か、名寄せをして
からその上にやる作業ではなくて、理論的に言え
ば、実務的にどうか分かりませんが、同時に

並行でできるはずの仕事ではないのかと私、申し
上げています。名寄せのプログラムを作る
よりは、よっぽどそのデータを引き出すプログラ
ムを作る方が手数としては少なく済むのではな
いかというふうに考えるんです。

大臣、いかがですか。これ、やっぱり私は、優
先順位ということじゃなくて、五千万件、後にし
ろというんじゃないんです。これくれぐれも言っ
ておくけれども、同時並行でもう一気に、これだ
け国家的に重大課題になっているんだから、お金
も人も投入すればできるではないかと。ここは
やっぱりひとつ政治の決断という、そういう話な
んじゃないかと思うんですが、大臣、いかがで
すか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いろいろな方がいろ
んなことを言っていたらお困るわけございま
す。それよりも何よりも、今オンラインの記録を
紙台帳やマイクロフィルムに突合して、それを正
しくすることが大事だと言っ人もいます。

私どもの選択については、今運営部長が言うよ
うに、やはりまず五千万件というのは、一回も突
合したことがないものが二千万以上あるわけ
でございますので、それをまずやらせていただき
たい。それからもう一つは、紙台帳それからマイ
クロフィルムに入っているものと今のオンライン
との突き合わせの作業にも取り掛かっていただ
きと、こういうことをもう発表させていただ
いているわけでございます。是非そういう方
向で着実にやっていく。

時間は、まず受給者の人たちが最も大事でござ
います。あと今の被保険者の方々については、
そう我々も暇を、時間を下さいというわけではあ
りませんけれども、いずれにしても、時効とい
うことはもう適用しないということを決めた
きましましたので、私どもとしてはまず一番大事な
ところから手掛けて、そしてまたいろいろと御指摘
をいただいているオンラインの記録の必要な修正
というものに取り組ませていただいて、そうい
う、そうしたものを、また逐次皆さんにしっかり

段取りを組んで加入履歴というものを送りさ
せていただきたい、こういうことを考えて、それ
をやらせていただきたいということを申し上げて
いるわけでございます。

○小池晃君 私の言っていることに正面から答
えていただけないと思うんですが、紙台帳ある
いはマイクロフィルムとの突合をやってから、そ
れで修正してから突合というのは、それは段階
論になっちゃうと思うんですよ。だから、それは同
時並行でやるという性格だと私は思っています。

ただ、そうではなくて、これは国民に対する説
明という性格の問題で、その点でいえば、今ある
データなわけですよ。何か作業をしなければ、も
しろんコンピュータのシステムから引き出すと
いう作業は必要かもしれないけれども、修正をし
たりあるいは突合したりという作業をせずとも、
それぞれの納付記録を出すということは、こ
れはコンピュータのシステムから出すという以
上の作業は必要ないんじゃないかと。

だから、これはその作業と突き合わせの作業と
同時並行でなぜできないのか。だから、優先する
ということじゃなくて、そこにやっぱり、人手が
足りないでできないというんだつたら、それはそ
れで率直に言っていたらいいと思うんです。
けれども、だとすれば、しっかりそこに人もお金
も投入すれば私は同時並行でできる性格の問題
ではないですかと、そう申し上げている。

もしそれをやらなければどうなるかという
結局、今の計画では、五千万件の突合を行っ
て、宙に浮いた記録の該当者と推定された人でも、通
知が届くのは来年夏以降ですよ。それから、年
金を受給する年齢に達していない加入者につ
いては、これ十年ごとの定期便で送ることになるわけ
ですから、これは十年掛かりで順次届いていく
ということになるわけで、それまで国からは何の知
らせも届かない。

私、これほどひどいことないんじゃないか。こ
れだけ事態起っているんだから、それこそ内閣
総理大臣安倍晋三のおわびの手紙でも付けて、あ

なたの納付記録はこうなっていますというふうに送る。これを二年も三年も、加入者については十年も待たなければ何にも国から言っていないというの、私は余りに不誠実ではないかと言っている。

大臣、私、これ何か政治的な対決みたいなことじゃないと思うんですよ。これは本当に、前回も言いましたが、ある意味では国家の管理運営能力、それに属する性格の問題なんではないかと。だから、私はこれはやはりしっかりと、国民がこれだけ不安に思っているんだから、やはりまず、

だって本人の納めた記録なんだから、本人の記録なんだから、これを知る権利というのは国民にあるわけだから、それを知らせるといふ仕事はなぜできないのかという性格の問題として申し上げているんですよ。お答えください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 委員は何年掛かりだと、こうおっしゃるわけですが、私も、私どもは、二千八百八十万件の突合をまずする。そして、そこで同一人物である可能性があるということについてこれを送る。それから、被保険者についてもすぐに次に突合をして、そして、これは平成九年にやったことだということなんですが、そのときにはしっかりと納付の月数か何かしか、あるいは年金の種類しか送っていないわけですが、今度の場合には事業所等もしっかり教えて、教えるというのか、そこに示して、そしてチェックをしていただく。

そういうようなことをやるわけでございます。まずそういう、何と申しますか、五千万件の中の漏れと、五千万件の中に自分の記録があつて、今の受給だとかあるいは年金履歴の中に入っていないということとをまず片付けて、それと並行して、今申したように、この年金記録を直すという作業に着手するというのをやらせていただきたいというのを私も新しい対応のパッケージとして決めさせていただいて、これを国民の皆様公表もしていただくのでございまして、そういうことでこれを取り進めていきたい、こういうこと

とで、着々と着実に順番を追ってこの問題に取り組んでいきたいと、このように考えているということでございます。

○小池晃君 そういふふうな順番付けるのは私はおかしいと思います。やはり、国民の不安にこたえるために何をやるのかということでは私は前向きな提案として申し上げているんだから、しっかりと検討していただきたい。

それから、共済年金の問題についてちょっと今日質問したいと思つていますが、国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済であります。

これ、九七年に基礎年金番号を導入した際のことをちょっと伺いたいんですが、まず国家公務員共済、財務省の方にお伺いしたいんですが、公務員共済ではどういふ対象にこれは基礎年金番号を付番する作業を行ったんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国家公務員共済につきましては、そもそも論でございしますが、共済年金の過去記録というのは、共済独自の組合員番号を付したり、あるいは必要に応じて組合員原票の移管を行うなどいたしまして、同一人については単一の履歴として記録を管理しているというのがそもそもの仕組みになっております。

そこで、御質問の基礎年金番号が導入された時点でございしますが、その時点で国家公務員共済組合員及び年金受給者に対しては社会保険庁より基礎年金番号が付されたということでございます。

○小池晃君 要するに、九七年当時の現職組合員と受給権者に番号を付番されたということは、九七年の時点で退職をされていて、かつ受給権者になつていない人の保険料の納付記録には基礎年金番号が付番されていないという理解でよろしいですか。

○政府参考人(鈴木正規君) お話がございましたように、平成九年の基礎年金番号を付した時点で既に退職をされており、しかしながらまだ受給権者になつていない方々につきましては、その時点

では基礎年金番号は付さずに、これらの方々が年金を受給する時点で付番するという取扱いは行つてきました。

こうした取扱ひにつきましては、国共済におきましては、先ほど申し上げましたように、単一の履歴により管理してきておりますので、同一人について複数の分かれたままで記録が存在するということがないことから、年金額の不支給につながるリスクがほとんどないという事情によるものというふうに承知しております。

○小池晃君 同じことを地方公務員共済についても伺いたいと思つています。

地方公務員共済についても、これは九七年に退職をしていて、かつ、その時点で受給権者になつていない人には基礎年金番号は付番されていないということになるんでしょうか。

○政府参考人(上田紘士君) 地方公務員共済につきましては、そもそも組織は国家公務員と同様でございまして、共済をどういふふうな管理していくかという目的に応じて、その時点において年金受給者とか一定の要件に該当する者については同時に付するけれども、先生のおっしゃるような者については今次長が申し上げたように年金受給の開始のときに決定をするという、そういう仕組みでございまして。

○小池晃君 それでは、続いて私学共済についても伺います。

同じ質問になりますが、九七年で退職をしていて、かつ受給権者になつていない人の納付記録には基礎年金番号は付番されていないということですか。

○政府参考人(磯田文雄君) お尋ねの平成九年一月の前に私学を退職された方のうち年金給付に至つていない方につきましては、現在、私学共済の記録上は基礎年金番号は付番されておらず、従来より、この方々が年金受給時に基礎年金番号を付番してきたところをございまして、考え方は他の共済と同様でございます。

○小池晃君 ちょっと厚労省、社会保険庁にお伺

いしますが、宙に浮いた年金記録というものの定義は一体どういふことなんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 宙に浮いた年金記録というのは私どもが命名したネーミングではございませぬので、私どもがそういうふうにお尋ねを受けたときには、基礎年金番号に未統合の記録というのが五千万件あるというふうにお答えをしているところでございます。

○小池晃君 だとすると、今お話のあった国家公務員共済、地方公務員共済、そして私学共済の九七年の時点で退職をされていて、かつ受給権者でなかった方の記録については、その後、年金受給が始まったときに基礎年金番号が付番されていけば付番されているわけですが、そうならなければこれは基礎年金番号に統合されていない年金保険料の納付記録ということになるわけですか。これ、宙に浮いた記録は五千九十五万件だけではないで、共済年金にも含まれているということになるのではないのでしょうか。

続けてお伺いしますが、国家公務員共済について、九七年に退職して、かつ、その時点で受給権者になつていなかった人、何人当時おられたんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国家公務員共済年金の裁定支給に当たりましては基礎年金番号を使わずに、先ほど申し上げましたように、国家公務員共済独自の組合員番号によつて管理しているということが現状でございます。したがって、今お尋ねの平成九年当時の基礎年金番号が付されていない納付記録がどれだけあるかということについては、直ちにちょっとお答えするのが難しいというのをちょっと御理解いただければ有り難いんですが。

○小池晃君 これは数字を出していただきたいと思つています。

地方公務員共済について、同じように、九七年退職して、かつ受給権者になつていない人、どれだけいたんでしょうか。

○政府参考人(上田紘士君) 大変申し訳ございま

せんけれども、共済組合の方の情報管理のシステムをやっておりますので、次長が申し上げたと同様、国共済と同様、今すぐに数字というのはちょっと御勘弁いただきたいと思ひます。

○小池晃君 これも出していただきたいと思ひます。

私学共済についてはどうでしょうか。

○政府参考人(磯田文雄君) 私どもも、他の共済同様、基礎年金番号ではなく、私学共済独自の番号による記録を基に対応しておりますので、御質問の件数について即答することは困難であるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

○小池晃君 私、大臣、基礎年金番号に統合されていない記録、これが問題になってきたわけですね、この間。ある意味では、厚生年金、国民年金については五十九万五千というところで出てきたけれども、共済年金にも同じような性格のものがあるわけじゃないですか。いや、先ほどきちんと管理していたから違うんだみたいな、何か、社会保険庁駄目だけ財務省はいんだみたいな、そういうこともおっしゃっていますが。

私の下にいろいろ寄せられている声でいうと、例えばこの方は、若いころに陸軍軍属として勤務していたけれども、厚生年金と通算して受給権が発生することを知らずに請求していない、これどうなるんですかという問い合わせも来しました。あるいは、一九二三年生まれの男性で、この方は、一九四一年から海軍工廠で勤務をして、その後、中国戦線に行かれて、ソ連軍、ソ連に強制連行された。四十二年か月分の海軍共済組合の天引き共済年金税がどうなったのか、請求権あるんじゃないかという問い合わせも来しています。

そんなにきちんと全面的に管理されているとは言えないのではないかと実態あると思うんですが、大臣、今まで政府は、基礎年金番号に統合されていない記録の突合は一年以内に行うというふうにおっしゃっていました。ある意味では、共済年金の基礎年金番号に統合されていない納付記録というのはこれに当たるんじゃないですか。だと

すれば、一年以内に統合する、突合する、ここには五十九万五千件だけじゃなくて、共済年金で生まれた記録についても突合しなければいけないということになるんじゃないですか、いかがでしょう。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまの件について、二点、事務的にちょっと申し上げさせていた

点、まず、共済、各省所管の各省からのお話ございましたが、いわゆる五千万件と共済の未統合番号に質的に違いがあるということをお答えしなければならぬと思ひます。これは、基礎年金番号を共済組合の記録については共済年金の決定の際に必ず統合されるということが

予定されているわけでございますし、また共済組合については同一人について複数の加入記録が存在するというようなことがない、あるいはそれぞれの共済組合で過去の記録についてはきちんと確認がされているということから、いわゆる未支給につながるリスクが非常に極めて少ないという点をまずは五千万件との違いとして御理解を賜りたいと存じます。

また、あわせて、この問題については、既に平成十八年の四月二十八日に閣議決定がされております被用者年金制度の一元化等に関する基本方針、この中で年金相談等の情報共有の推進ということがはっきり明記されておりまして、私も、被用者年金制度の一元化を展覧いたしました。計画的に共済組合と協力して基礎年金番号への統合ということを既に対応を開始しておりますところでございますので、その限りにおきましては、これはこの問題が起ります前から私も、計画的に取り組んでいるという点を念のために付け加えさせていただきますと存じます。(外交防衛委員会で強行採決がなされました。私どもは、抗議の意味を込めて当委員会を退席をさせていたいただきます)と呼ぶ者あり、その他発言する者あり。

○委員長(鶴保庸介君) 委員長として申し上げます。御着席をいただきたいと思ひます。審議の継

続をお願いいたします。

○小池晃君 ちょっと待ってください。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。(午後五時一分速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。(午後五時二十一分速記開始)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

小池晃君の質疑を続けます。

○小池晃君 先ほどの年金記録、基礎年金番号統合されていないという性格でいえば、私は共済年金の問題も、厚生年金、国民年金の問題も、性格としては同じであるというふうに考えます。大臣は、基礎年金番号に未統合のものを統合するといふことが我々のゴールであるというふうにも言われている。一年以内に基礎年金番号に統合するといふふう言われたのであれば、私は共済年金の基礎年金番号に統合されていない納付記録も、これは一年以内に統合するというのが国民に対する約束だといふふうに思ひます。それをきちっとやっていただくということを求めたいと思ひます。

それから、議論の中で出ました各共済年金で基礎年金番号に統合されていない記録の数については、委員長にお諮りします。これは、是非この法案の審議中に出席するように関係省庁に求めたいといふふうに思ひますが、お願いしたいです。

○委員長(鶴保庸介君) 理事会協議にさせていただきます。

○小池晃君 よろしくお願ひします。

現時点で非常に委員会が不正常な状態になっております。これも与党が強行採決を繰り返すような姿勢が原因であるというふうに考えますが、こういう不正常な状態では質問、委員会の続行というの、私はこれ以上続行することには反対いたします。

以上で終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

ワンビシアークイブズという倉庫に視察をさせていただきたいと申しているんですが、青柳運営部長、いかがでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 厚生年金保険の旧台帳等の保管を委託しておりますワンビシアークイブズの倉庫、紙台帳のほかにマイクロフィルム、あるいはオンラインのデータのバックアップデータ等を保管しているところがございます。

この紙台帳等を保管しております倉庫につきましては、個人情報保護とかセキュリティの観点から、所在地等は積極的に公表しておらず、私も実は存じておらないわけですが、視察については御遠慮申し上げているところが現在までの取扱ひでございます。是非とも御賢察願えればと存じます。

○福島みずほ君 全く理解ができません。私たちは、高井戸をどうぞ見てください、文京をどうぞ見てください、三鷹、どうぞ見てください、マイクロフィルムを是非見てください、台帳もこの範囲でどうか見てください、そう言われています。なぜかこの民間倉庫、ワンビシアークイブズの視察だけができないんですね。ワンビシアークイブズに保管されているもののリストを示していただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) リストについては、早急に作成すべく検討させていただきたいと存じます。

○福島みずほ君 リストについてこの委員会に早急に提出していただくよう求めます。委員長。

○委員長(鶴保庸介君) 理事会協議とさせていただきます。

○福島みずほ君 旧台帳のうち、マイクロフィルム化した千七百五十四万件については、その紙台帳は破棄したということで間違いないですね。

○政府参考人(青柳親房君) 昭和五十年から五十二年にかけてマイクロフィルム化したしましては、旧被保険者台帳一千七百五十四万件につきましては、マイクロフィルム化によりまして紙台帳の記載内容を明らかにしておりますことから、平成

十一年度においてこれを破棄したと承知しております。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。

(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

大臣を出していただいてよろしいですか。

○福島みずほ君 大臣がいなくて質問できません。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

委員会を休みたいです。

午後五時二十六分休憩

午後五時五十八分開会

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、坂本由紀子君が委員を辞任され、その補欠として末松信介君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福島みずほ君 旧台帳のうち、マイクロフィルム化した千七百五十四万件については、その紙台帳は破棄したということで間違いなのか、継続してお聞きします。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどお答え申し上げましたことの繰り返しになりますが、昭和五十年から五十二年にかけてマイクロフィルム化したしました旧被保険者台帳一千七百五十四万件につきましては、マイクロフィルム化によりまして紙台帳の記載内容を明らかにしておりますことから、平成十一年度において紙台帳を破棄したところ

ろでございます。

○福島みずほ君 旧被保険者台帳は紙ではなくマイクロフィルムでよいと確認された文書は何ですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま申し上げましたように、旧被保険者台帳、五十年から五十二年にかけてマイクロフィルム化したところでございますが、昭和六十三年十月一日から適用されております社会保険業務センター文書保存規程、こういった規程がございまして、この中で記録文書は原則として原本により整理、保存するものとし、総務部長が必要と認めるものについてはマイクロフィルム等に収録して整理、保存するものとするというふうに規定されておりますので、これに基づきましてマイクロフィルムで保存することとしたものでございます。

○福島みずほ君 社会保険庁の規程により、紙台帳、旧台帳は永年保存となっております。この昭和六十三年にできた、先ほど読み上げられたものは、社会保険業務センター文書保存規程の三条、記録文書は原則として原本により整理、保存するものとし、総務部長が必要と認めるものについてはマイクロフィルム等に収録して整理、保存するものとする。つまり、旧台帳は永年保存となつていたにもかかわらず、総務部長がこれはマイクロフィルムでもよいと判断して破棄したというところでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 紙台帳を破棄する際には、マイクロフィルムの品質や保存状態の確認とか紙台帳の使用頻度の確認等を行った上で、マイクロフィルムが原本に代わる原簿であるということと破棄すること自体に問題がないということの確認、それから紙台帳を保管していた倉庫のコスト、こういったものを考慮して最終的には判断をしたものと承知しております。

○福島みずほ君 指示はいつ出されたんでしょうか。だれが出したんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) だれがいつという記

録についてはちょっと私、現在時点で確認をしておりませんが、最終的に平成十一年度において破棄をしたということのみ確認済みでございます。

○福島みずほ君 全く理解ができないんですね。国民年金については、昭和六十三年、六十三年にマイクロフィルム化して、台帳破棄について通知を出しているのが昭和六十年です。このタイミングなら分かりますが、厚生年金の場合、マイクロフィルム化したのが昭和五十年から五十二年であるにもかかわらず、平成十二年一月まで紙台帳を保管していたことになりました。なぜ、約二十年間保管をしていたのでしょうか。なぜ、平成十二年に破棄をしたのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 細かい事情については私もつまびらかに承知しておりませんけれども、あくまでもマイクロフィルムが原本に代わる原簿であるということについての性格は変わりないわけでございますので、あとは、破棄すること自体に何か問題が生じるかどうか。それから、紙台帳を保管するということになりましたと相当倉庫のコストも掛かるということもありましたので、そういったことを総合的に判断した上で最終的に平成十一年度で破棄をしたという、判断をしたものと認識しております。

○福島みずほ君 倉庫のコストのために永年保存とされていた旧台帳を破棄するというのは言語道断です。

一つは、永年保存となつていた、しかも原本により整理、保存すべしとなつていて、総務部長が必要と認めるものはマイクロフィルムでもよい。ところが、ずっと保管をしていた、それはやっぱ紙台帳が重要だと考えていたからじゃないですか。二十年以上、マイクロフィルム化した後も保管をしていた。しかし、平成十二年に捨てたのは、このワンビシアークाइブズに倉庫を移転するときに、スペースの問題、倉庫の問題、コストの問題で捨てたのではないですか。

○政府参考人(青柳親房君) 繰り返して大変恐縮でございますが、そこら辺のつまびらかな事情は

私、承知をしておりませんところでございますが、ただ一言委員に申し上げたいと思いますのは、マイクロフィルムも原簿でございますし、現在、マイクロフィルムで取っているものは比較的容易にその検索をいたしまして、これを正に照合するという形ができるような形で保存をいたしております。

したがって、原簿が元々紙でありますから、これはどう考えましても、長い時間がたちますと永年に変化して読みにくくなったり、それ自身が破れてしまつたりという可能性があるので、対しまして、マイクロフィルムの場合にはこれに比べてより耐久性があり、かつ、検索しやすいような形で保管することによりまして、紙で保存するより照合等の作業にはむしろ適しているという判断もあつたものと承知をしております。

○福島みずほ君 しかし、厚生年金については、マイクロフィルム化したのが昭和五十年から五十二年であるにもかかわらず、二十年近くちゃんと保管していたんですよ、紙台帳、旧台帳。永年保存をすべしというのもあった。

私も文京の保険センターでマイクロフィルムを見せていただきましたが、実は極めて見にくい。ディスプレイの中で見るわけで、非常に青く、あるいは非常に見にくい。マイクロフィルムに取る際にきちっと、うっかり取れなかった例がある。あるいは、よれていることがある。あるいは、マイクロフィルム自体が極めて見にくい。

やはり、何かというと紙台帳に戻った方が安全なので、二十年間これは紙台帳を保管していた。しかし、ワンビシアークाइブズ、民間の倉庫に移転するときに、えいっと捨ててしまった。それが真相ではないですか。

○政府参考人(青柳親房君) 繰り返してお尋ねで恐縮でございますが、ワンビシに移したことが契機で廃棄したということは確認できておりません。

○福島みずほ君 ワンビシアークाइブズにこのマイクロフィルムなどを移転したのはいつですか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成九年度から移したというふうに確認しております。

○福島みずほ君 平成九年から何年までですか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成九年度から今日に至るまでワンプシの方に移したという、ワンプシの方に移しましたのは平成九年度から今日までということでございます。

○福島みずほ君 先ほど青柳さんはコストというふうにおっしゃいました。これがちょうど捨てたのが、やはりこの永年使用があり、かつ原則として原本により整理、保存するとなつていられるにもかかわらず、これやっぱり移動するときに旧台帳をばいっとやっぱり捨てちゃったというのが真相ではないかと思ひます。真相だと思ひます。ちょうど定期的にも、じゃ、ちよつと質問変えます。

平成九年から今までマイクロフィルムが移動するということなんですが、じゃ一体、いつ旧台帳を捨てたかは平成十二年ですが、マイクロフィルムのほとんどを移動したのはいつですか。

○政府参考人(青柳親房君) マイクロフィルムについては少し変遷がございまして、元々は旧高井戸戸舎で紙台帳を保有していたものを電子データ化、マイクロフィルム化をしていったという経緯があるわけですが、昭和六十三年にこの記録の管理部門が三鷹庁舎に移った際に、三鷹の方にある倉庫にこれを移したということがあつたようでございます。それから、平成五年度にこの倉庫が

契約期間が過ぎたために、田無の方の倉庫に紙台帳とマイクロフィルム化した正本を移したということがあつて、それから平成九年度以降ということになるという経緯を経ておりますので、最終的に紙台帳の破棄は先ほど申し上げましたように平成十一年度と、そういう経緯をたどつていられるようでございます。

○福島みずほ君 それでは逆に、共済年金については紙台帳、マイクロフィルム、磁気化など、どのように年金情報を保管しているのでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国家公務員共済の場合でございますが、現役組合員の年金の情報につ

きましては、電算入力によりまして磁気媒体で記録管理を行うとともに、いわゆる紙媒体での保存もしております。また、退職者につきましては、電算入力による磁気媒体での記録管理と、いわゆる今申し上げました紙媒体の保存管理を行ったものに加えて、マイクロフィルムで撮影した記録も保存管理しているというのが現状でございます。

○福島みずほ君 つまり、国家公務員共済組合は紙台帳とマイクロフィルムと入力と全部、三点セットあるんですよね。

地方公務員についても紙のある情報についてはすべてデータが入力されていて、紙も完全に保管している、これでよろしいですね。

○政府参考人(上田敏士君) 地方公務員の共済組合に係る記録につきましては、まず各共済組合で紙ベースの原票、これはすべて保管をしております。それから、マイクロフィルム化につきましては、これは各共済組合の事情によつて、そういう縮刷版が必要などころはしているところもありますが、すべてでやつていられるところではございません。それから、年金情報については、もう基本的には電算入力の方はいたしております。

○福島みずほ君 国家公務員共済年金それから地方公務員に関しては、紙媒体は全部残つていて、そして入力もされていられる、これでよろしいですね。

○政府参考人(鈴木正規君) 国家公務員共済については申し上げたとおりでございます。

○政府参考人(上田敏士君) もちろん原票がありまして、電算入力しているものはしているということでございます。

○福島みずほ君 共済年金については紙媒体全部さちつと残しているんですよ。でも、厚生年金、さつきの話ですと、旧台帳は昭和十七年から十九年、永年保存となつていられるのは破棄しちゃったんですよ。なぜやっぱりそこで破棄するのか。紙媒体はやはり安心というか、かさばるけれども安心なのでちゃんと保管をしている。おかしい

じゃないですか。共済年金については三点セット、多くは三点セット、それから紙媒体と入力はやつていられる。しかし、厚生年金についてはばいっと捨てたというのは、これはやっぱりとてもおかしいですよ。

安倍総理はこれから突合すると言つていますが、私はすべての残つていられる資料のコピーを取つて全部突き合わせをやるぐらいのことをやらなければならぬと思つています。しかし、旧台帳を捨てていられると、この現実には本当にひどいというふうに思つています。大事な国民の記録を一体何と思つていられるのか。

ところで、お尋ねします。入力されていない千四百三十万件と船員保険三十六万件についてはいつごろ入力されるのでしょうか。それとも、もう既に入力が終わつていられるのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) この千四百三十万件と三十六万件の取扱ひにつきましては、既に六月四日に公表させていただきました「年金記録問題への新対応策の進め方」の中にもございまして、うに、社会保険庁のマイクロフィルムあるいは市町村が保有する被保険者名簿等の記録と社会保険庁のオンライン記録との突き合わせを計画的に実施するということ、その実施の仕方についてはその進捗状況について半年ごとに公表するということにしておりますので、この言わばグループの中で対応していくということになるわけでございますが、オンライン記録との全件突き合わせについては最優先で取り組むということ現在取り組ませていただいておりますところでございます。

○福島みずほ君 今入力されていないということでもよろしいでしょうか。それから、いつごろ完了するのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 千四百三十万件については、そのうちの一部は言わば基礎年金番号までつながつていく記録が入つていられるものもありまして、千四百三十万件全件を改めて入力する必要があるかどうかというところは少し論のあるところではございますが、いずれにいたしましても、

これらは現時点ではどういう形で具体的にオンライン記録との突き合わせをするかということは今後早急に詰めさせていただきたいというふうに考えておりますので、そのような対応というふうに御理解賜りたいと存じます。

○福島みずほ君 基本的には入力することであるというふうなことを決めてはおりません。どのような形で正に被保険者名簿なりマイクロフィルムの記録を付き合わせをするのがよいのかということは今後早急に詰めさせていただくというグループでございますので、その中の最優先課題であるという認識のみにとどめさせていただきます。

○福島みずほ君 千四百三十万件と三十六万件の件については、当事者からも非常に問い合わせがなつて、妻から、夫はこれらもええはずじゃないかと、千四百三十万件についてもたくさん問い合わせがなつていられる。入力を基本的にしなれば記録がつかないわけ、入力しないというのが、じゃ一体これはいつ解決するのか。今通知を出したところで不十分な通知ではないじゃないですか。

○政府参考人(青柳親房君) この点については、この委員会でも繰り返しお答えをさせていただいておりますように、まず私どもはいわゆる五千万の記録、特にその中でも二千八百八十万と言われているという年金受給者の方々の記録を早く統合するということを最優先課題で取り組まさせていただきます。したがって、この最優先課題をどうやってクリアしていくかということを大前提に置いた上で、ただいまお尋ねのありました一

千四百三十万プラス三十六万について、その台帳グループの課題としては最優先課題として取り組ませていただくということでございます。

○福島みずほ君 結局、安倍総理の提言もそうですが、五千万件についてのコンピュータの照合しか実は言っていないんですよ。あとの一千四百三十万件と船員保険の三十六万件については入力するということすらまだ決めていないわけじゃないですか、今日の答弁でも。

そうすると、いつまでも不完全な記録のまま照合と言ったってしょうがないし、本当は全部やっぱり引き出して入力できるものは大至急入力する、そしていろんなところにある台帳をコピーをもらって大急ぎで台帳とマイクロフィルムと入力されているものの突合をしなければ、結局、これは申請主義なわけですから、いつまでも不完全な情報のまま五千万件のただただコンピュータ上の照合をするだけで、本当に問題の解決には全くなりません。

この十年間の間に被保険者については照合したわけじゃないですか。だから、新しくやるのは実は受給者だけなんですよ、五千万件の中で。ただかそれを、一年間にやることを鳴り物入りでやってどれだけの解決ができるのかと。安倍総理が言っている解決はほんの一部の表面的なものでしかなく、データの入力も不完全だということを主張します。入力については大至急検討してください。

ところで、昭和四十四年から五十二年までの間で旧台帳のデータを磁気テープ化したデータはすべてオンライン入力されていると説明を受けました。とすれば、なぜワンピシに磁気テープを保管しているのでしょうか。

○委員長(鶴保廣介君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(鶴保廣介君) 速記を起ししてください。

○政府参考人(青柳親房君) 大変失礼しました。現在、オンラインで私どもが所有管理しております。

ますデータの言わばバックアップデータという形で磁気テープのデータを持っているものと承知しております。

○福島みずほ君 本日、外交防衛委員会、参議院の外交防衛委員会でイラク特別措置法案が強行採決をされ、文教科学委員会で教育三法が強行採決をされました。良識の府と言われる参議院での強行採決は極めて残念です。衆議院から続いている強行採決、全部合わせれば二十件近くになる、あるいは二十件ぐらいあるんじゃないかとも言われています。時期が来れば遮断機を下ろすように強行採決をしていく。これは本当に、遮断機を下ろすみたいには強行採決するのはこれはやっぱりおかしいというふうに思います。イラク特別措置法案にしても教育三法にしても、もう本当にこれは重要なテーマで、学校現場のことやイラクの現状を考えれば、強行採決をするべき筋合いのものでは全くないというふうに思っています。

この年金の問題についても、今日も台帳やどんな情報を厚労省が、社会保険庁その他が持っているのか聞きました。明らかになっていないこともとてもたくさんあります。こちらが要求をしてようやく出てくることもあります。本当は今日、第三者委員会やいろんなことについても本当はどうなのか。審査請求と第三者委員会の関係、審査請求を経なければ裁判は起こせないんですよ。じゃ、第三者機関の効力って一体何なのか。じゃ、第三者委員会で認められなければ、もう一回審査請求、再審査請求に行つて、じゃないと提訴できないんですよ、裁判所に行けない。じゃ、一体この関係ってどうなのということも含めてあるいは今までのたくさん起きている審査請求の中身の分析すら社会保険庁はやっていないと。今までどんな苦情があるかを精査していれば、特例給付の問題点などもっと早く、データが消えていることも含めてもっと早く社会保険庁は理解をすることができたというふうに思っています。たくさんたくさん質問したいことがあります。が、今日、残念ながらこの不正常な状況で質問続

けなければならぬことは大変本当に残念です。これは、強行採決やっぱりするべきでない。強行採決すれば、私たちはやっぱりこれは問題で、民主主義の破壊だと抗議せざるを得ませんし、それは極めて残念なことですよ。

参議院で本行われたイラク特別措置法案と教育三法の強行採決に強く抗議をし、この厚生労働委員会ではとことんうみを出し切るまで国民の声にこたえて審議をすべきであるということを申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(鶴保廣介君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第二二五五号)

一、産む側の意見を取り入れた対策に関する請願(第二二二六号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二二七号)(第二二二三八号)(第二二二二九号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二四〇号)

一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二二四三三号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二四五五号)(第二二四六号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二五二二号)

一、労働法制度の拡充に関する請願(第二二五三三号)

一、就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願(第二二五四四号)

一、児童扶養手当の減額の見直しに関する請願(第二二五七号)

一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二二

一六六号)

一、新・腎疾患対策の早期確立に関する請願(第二二六七号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二六八号)

一、化学物質による健康被害に関する請願(第二二六九号)

一、産む側の意見を取り入れた対策に関する請願(第二二七二二号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二七三三号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二七四四号)

一、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)

一、最低保障年金制度の実現に関する請願(第二二八九号)(第二二九〇号)

一、家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率(応益)負担の中止に関する請願(第二二九一号)(第二二九二二号)(第二二九三三号)(第二二九四四号)(第二二九五五号)(第二二九六六号)(第二二九七七号)(第二二九八八号)(第二二九九九号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二三〇〇号)

一、高齢期を生き生きと安心して暮らせる住まいと介護保障に関する請願(第二三〇三三号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二三〇四四号)

一、産む側の意見を取り入れた対策に関する請願(第二三〇五五号)

一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第二三〇六六号)(第二三〇八号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二三二四四号)

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二三二五五号)(第二三二六六号)

一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二二一七号)

一、社会保険庁・社会保険事務所等の解体・民営化を中止し、年金制度を充実・改善することに関する請願(第二二一八号)

一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二二二号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二三二号)

一、産む側の意見を取り入れた対策に関する請願(第二二三三三号)

一、ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第二二三三六号)

一、最低賃金の時間額千円以上への引上げ、全国一律最低賃金の法制化に関する請願(第二二三九号)

一、労働法制度の拡充に関する請願(第二二四〇号)

一、高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願(第二二四二一号)

一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二二四二二号)

第二二三三三三号 平成十九年六月十一日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願

請願者 北海道根室市温根元八ノ一 田口 ひな子 外四千七百八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二二三三六号 平成十九年六月十一日受理
産む側の意見を取り入れた対策に関する請願

請願者 東京都町田市小山町一、四九二ノ三四 渡邊道代 外九十七名

紹介議員 福島みずほ君

少子化が進む中、産みたい人の意志を尊重し産む場所を確保するのは重要であるが、実際には産科医の不足による出産場所の減少が深刻な問題と

なり、産みたい人が産む場所を選ばなくなりつつある。厚生労働省は産科医不足の解消策として大病院への集約化を進めているが、これにより身近に出産場所がなくなつて遠くの病院まで行かなくてはならない人が増えている。大きなお腹を抱えて長い距離を通勤する大変さ、お産が始まってから病院へ向かうまでのリスク等を考えると産みたくてもあきらめる人も多く、産む意欲や機会を奪つてしまふ。医師一人当たりの負担を軽減するという目的はあつても、産む側の意見や立場は反映されていない。また改正医療法第一九条が平成一九年四月より施行され、助産所の開設要件として嘱託の産科医と嘱託病院を定めることが義務化されたが、産科医や産科病院そのものが減少する中、助産師側だけの努力でこの要件を満たすことは困難で、今のままでは多くの助産所が来年の四月には廃業せざるを得なくなる。安全のために病院と助産所の連携を強めるのは悪いことではないが、産科医の絶対数が少ない現状でこの法律は現実的とはいへない。開設要件を強化するにはそれに先立つて受入体制も充実させ、根本の問題である産科医不足を解消する必要がある。環境が整うまで猶予期間を延期すべきである。助産院が閉鎖された場合そこでお産ができなくなった人は近隣の産院に行くため、結果的に産科医は更に忙しくなる。産科医不足ならば正常分娩の担い手である助産師の力を活用し、お互いに協力しながら負担を減らす方法を探るべきである。助産所でお産件数は少ないが、切り捨てるのではなく、少数でも産む意思のある人から産みたい場所を奪わないことを求める。

二、改正医療法第一九条の適用は、産科医不足が解消して受入体制が充実するまでは、猶予期間

一、産科医不足の解消策として一律に集約化を進めるのではなく、産む側の意見も取り入れてそれぞれの地域の実情に合った対策を探ることを。

を延期し、きちんとした経営を行っている助産所が閉鎖されることのないよう、お産場所を減らさないように保障すること。

第二二三三七号 平成十九年六月十一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 横浜市戸塚区平戸町一、一九九ノ四五 小林絃子 外一万八千二百六十名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二三三八号 平成十九年六月十一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市富士見一ノ一三ノ一六 古屋伸悟 外一万三千六百五十五名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二三三九号 平成十九年六月十一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 高知市中万々二八六ノ三三 山本 隼子 外一万八十五名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二四〇号 平成十九年六月十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田五ノ二七ノ一 九 波多江欣子 外九百九十九名

紹介議員 西田 実仁君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三七九号と同じである。

第二二四五号 平成十九年六月十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 堺市北区新金岡町二ノ四ノ一 神崎教江 外千九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二四六号 平成十九年六月十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市垂水町三ノ三〇ノ二 四ノ八〇四 辻佳子 外千九百九十九名

紹介議員 北川イッセイ君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二五二号 平成十九年六月十一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 東京都大田区大森東三ノ三〇ノ一〇 安田幸夫 外九万六千四百二十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二五三三号 平成十九年六月十一日受理
労働法制度の拡充に関する請願

請願者 三重県伊勢市勢田町三〇二ノ六 中西加奈 外百四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第二二五四号 平成十九年六月十一日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 沖縄県那覇市国場二六〇ノ七 嶺フジ子 外四百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第二二五五号 平成十九年六月十一日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 沖縄県那覇市国場二六〇ノ七 嶺フジ子 外四百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第二二五五号 平成十九年六月十一日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 沖縄県那覇市国場二六〇ノ七 嶺フジ子 外四百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第二二五五号 平成十九年六月十一日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 沖縄県那覇市国場二六〇ノ七 嶺フジ子 外四百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第二一五七号 平成十九年六月十一日受理

児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七ノ二一ノ

九 伊藤とよ子 外九千七百二十三名

紹介議員 紙 智子君

二〇〇二年の母子寡婦福祉法の改定により、児童扶養手当の五年間支給後あるいは七年間経過後の手当の減額が二〇〇八年度から行われることになっている。既に、二〇〇二年の改定で母子家庭の半数が手当を減額され、二〇〇六年には国庫負担率が四分の三から三分の一に削減、手当支給の地域格差が心配される中、更なる手当の減額は、今でも苦しむ母子の暮らしを直撃する。二〇〇三年からの、母子家庭等自立支援対策大綱にのっとり、各自治体の自立支援事業は、いまだに取り組んでない自治体も多く、職業紹介されても非正規の仕事、住宅事情は改善されず、安定した暮らしを営む助けになっていない。母子家庭の母親の就労は八三％(内非正規四九％)、平均収入は子供のいる世帯全体の平均年収の三〇％強である。収入増のための長時間労働や複合就労により、親子で過ごす時間がなくなり、子供を安心して育てられる状況ではない。生活保護基準以下の収入で暮らす母子家庭が多い中、児童扶養手当は仕事と暮らしを両立させて子供を育てていく上で大きな支えになっている。

ついては、自立支援対策の実効性が上がっていると言えない状況の中、母子家庭が更なる苦境に陥ることのないよう、次の措置を採りたい。

一、児童扶養手当の五年間支給後あるいは七年経過後の減額はしないこと。

二、二〇〇二年の附帯決議を守り、国の責任で実施の促進を図ること。

第二一六六号 平成十九年六月十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨野南浦町二二ノ

二五 末吉喜三郎 外二千五百八十八名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二一六七号 平成十九年六月十一日受理

新・腎疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町高田赤井山五

七 柳田和恵 外三千六百五十名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第二一六八号 平成十九年六月十一日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田垣内後六九ノ一

竹内仁 外四千名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一六九号 平成十九年六月十一日受理

化学物質による健康被害に関する請願

請願者 三重県桑名市下深谷部三〇ノ五六

伊藤克之 外百三十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二一七二号 平成十九年六月十二日受理

産む側の意見を取り入れた対策に関する請願

請願者 埼玉県本庄市見福二ノ七〇一〇ノ

二〇二 夏目高宏 外四百四名

紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第二一三六号と同じである。

第二一七三号 平成十九年六月十二日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 東京都大田区東桃谷四ノ三ノ三ノ

五〇三 井藤三和 外千九百九十

九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二一七四号 平成十九年六月十二日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県西予市宇和町れんげ九六五

ノ一二 柴田徳子 外千九百九十

九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一八六号 平成十九年六月十二日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市深田町一ノ一八

ノ一三 水越博 外四万三千五百

五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二一八七号 平成十九年六月十二日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 秋田県大館市花岡町前田二二三ノ

一 成田勝 外四万三千五百五

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二一八八号 平成十九年六月十二日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 横浜市鶴見区大東町五ノ一ノ四一

一 高木陽子 外四万三千五百五

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二一八九号 平成十九年六月十二日受理

最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 富山県高岡市佐野七七二 林笑子

外一万八百四十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二一九〇号 平成十九年六月十二日受理

最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市万世町片子五、二六

三ノ八 渡辺浩子 外一万八百四

十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二一九一号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指すの障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率(応益)負担の中止に関する請願

請願者 石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤノ一

五四ノ一五 福田政晴 外二千六

百八十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九二号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指すの障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率(応益)負担の中止に関する請願

請願者 兵庫県西宮市川東町四ノ七ノ一〇

五 和久津孝 外二千六百八十二

名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九三号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指すの障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率(応益)負担の中止に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二八ノ六

名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九四号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指すの障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率(応益)負担の中止に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二八ノ六

名

紹介議員 市田 忠義君

ノ三〇三 片岡幸江 外二千六百八十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九四号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 茨城県小美玉市中台八三九ノ三〇

高橋宣行 外二千六百八十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九五号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 横浜市中区柴町四七ノ一四ノ一

〇六 峰育子 外二千六百八十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九六号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 神戸市西区春日台九ノ五ノ一一

山成智子 外二千六百八十二名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九七号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 仙台市青葉区愛子中央五ノ八ノ三

二ノ三〇一 田中幹人 外二千六百八十二名

百八十二名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九八号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 岡山市祇園六一ノ一Bノ一〇一

小野雅司 外二千六百八十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二一九九号 平成十九年六月十二日受理

家族依存ではない、真に自立を目指しての障害者の福祉・医療サービスの利用に対する定率（応益）負担の中止に関する請願

請願者 埼玉県入間市春日町二ノ一四ノ一

一ノ二〇五 大崎幸子 外二千六百八十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第二二〇〇号 平成十九年六月十二日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市高田四ノ二ノ一

山田博 外九百九十九名

紹介議員 小泉 昭男君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二〇三号 平成十九年六月十二日受理

高齢期を生き生きと安心して暮らせる住まいと介護保障に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市柳町六〇一ノ四

八 藤垣全弘 外八百名

紹介議員 森 ゆうこ君

政府が実施した介護保険制度の全般見直しは、日に日に問題点が明らかになっている。短期入所や通所サービスを含む施設利用者からの食費や部

屋代の徴収は、全国で少なくとも五〇〇人を超す経済的事情での施設退所者を生み出している。軽度者に対する新予防給付では、これまで介護保険でレンタルされていた車いすや介護ベッドが取り上げられ、ホームヘルパーの利用も大きく制限されている。また、地域包括支援センターに介護予防プランが一元化され、居宅介護支援事業所への新予防給付プラン委託は、ケアマネジャー一人八件の上限が付けられた。ケアマネジャー一人三五件が基準とされ、四〇件を超えると大幅に報酬が下がり、逆に重度者を多く担当し新予防給付を一件も受けない事業所に特定事業所加算を付けるという措置が導入された。これによるケアプラン難民が数多く生み出されようとしている。一方、介護保険料は、全国平均で二四％もの大幅な引上げとなり、地域によっては月五、〇〇〇円を大きく超える保険料も続出し、高齢者の負担能力を超えている。高齢期という人生の総仕上げの時期に、生き生きと安心して暮らせる住まいと尊厳が守られた十分な介護が保障されることを求める。

任で行うこと。
二、生活に必要なサービスを引き続き利用できるようにすること。

1 新予防給付の対象となる要支援一・二の判定は、真に状態の改善可能性が高い人を選定する方法に改善すること。

2 参議院の附帯決議及び厚生労働大臣答弁で国民に約束したとおり、新予防給付においても従来のサービスが受けられるようにすること。

3 介護予防のホームヘルパーや通所サービスの月額制報酬を改め、サービス提供時間・回数を評価した報酬とすること。

4 一律的な福祉用具の貸与制限を撤回し、介護ベッドについては立ち上がり自力で困難な人も含めて貸与の対象とすること。

5 ケアマネジャー一人八件の制限を行わず、利用者のケアプラン作成の機会と事業所選択権を保障すること。

三、高齢期を地域で安心して暮らせる新たな住まいづくりを進めること。

1 地域包括支援センターが、広大な担当地域を持ついたり、民間法人に丸投げ状態であったりするなど公的責任にふさわしい機能を果たしていない現状を改善するため、財源確保を含む緊急措置を講ずること。

2 地域における小規模多機能型施設の整備については、全国各地で住民の手によってつくられている宅老所の実績と経験を評価した基準・報酬を制度化すること。今回制度化された小規模多機能型居宅介護については居住機能を含めるとともに基準・報酬を大幅に改善し、地域ごとに整備促進を図ること。

3 地域介護・福祉空間整備交付金については、限度額方式によらず、自治体の作成した整備計画に沿って算出した必要額を交付すること。

4 在宅を支援する多機能施設にあっては、空家・既存建物を活用するものについては、家

屋の買上げ、借上げ、また、その改造に要する費用などを助成すること。

四、介護の財源は公的責任で確保し、高齢者・国民に負担を押し付けないこと。

1 被保険者の範囲(現行四〇歳以上)の拡大については、障害者施策の介護保険への合併に直結するとともに国民に新たな負担を課す問題であり、関係者の合意なく行わないこと。

2 介護保険料及びサービス料について国として新たな低所得者軽減措置を講じること。

3 介護保険財政における国の負担割合を少なくとも三〇%以上に引き上げるとともに第一号被保険者の負担割合を縮減すること。当面、二五%は最低負担し、調整交付金は別枠とすること。なお、自治体財政からの一般財源投入について介入しないこと。

4 介護報酬については、サービスの向上、安全性の確保、事業者経営の安定、職員の労働条件の改善を図ることができるよう引き上げること。特に、報酬切下げは事業所経営を困難にし、介護従事者の大幅な賃金ダウンや雇用破壊を引き起こしており、緊急に実態を把握し、改善を講じること。

5 介護報酬の引上げが利用者負担につながる措置を講ずること。

第二二〇四号 平成十九年六月十二日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 新潟県長岡市妙見町七九一ノ五 坂詰曜子 外八千二十三名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二〇五号 平成十九年六月十二日受理
産む側の意見を取り入れた対策に関する請願
請願者 東京都町田市森野六ノ三二九ノ五 ノ一〇二 中村あずさ 外五十四名
紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二二〇六号 平成十九年六月十二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関二ノ一ノ二 ノ一六F 杉山忠通 外四百三十八名
紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第二二〇八号 平成十九年六月十二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願
請願者 福岡市東区香椎駅前三ノ二四ノ三 二七 天野セツ子 外九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第二二一四号 平成十九年六月十三日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 奈良市五条畑一ノ五ノ一〇 宮脇 麻美 外三百七十三名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二一五号 平成十九年六月十三日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 広島県廿日市市永原五ノ五五 杉 聡子 外千九百九十九名
紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二一六号 平成十九年六月十三日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡日野町西大路一、三 七三 長澤徑一郎 外九百九十九名

紹介議員 神取 忍君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二一七号 平成十九年六月十三日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願
請願者 長野県上田市諏訪形一、〇五二ノ五 矢野昶 外二百九十五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二一八号 平成十九年六月十三日受理
社会保険庁・社会保険事務所等の解体・民営化を中止し、年金制度を充実・改善することに関する請願
請願者 名古屋市中千種区南ヶ丘二ノ九ノ一 八ノAノ一〇三 黒島英和 外四千六百九十四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二二〇三号と同じである。

第二二二一号 平成十九年六月十三日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 横浜市内南区永田東一ノ一〇ノ一八 ノAノ三〇九 多田裕弘 外千九百九十九名
紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二二三二号 平成十九年六月十三日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市神明二ノ一六 ノ五 藤巻愛 外四百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二二三三号 平成十九年六月十三日受理
産む側の意見を取り入れた対策に関する請願
請願者 神奈川県座間市相模が丘五ノ三七

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二二三六号 平成十九年六月十三日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 岐阜市大洞桜台五ノ五二 岡田理 恵 外四千四百三十五名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二三三九号 平成十九年六月十三日受理
最低賃金の時間額千円以上への引上げ、全国一律最低賃金の法制化に関する請願
請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷一ノ三二ノ一三 岩下仁美 外千二百九十九名
紹介議員 紙 智子君
賃金水準が年々低下しており、取り分けパート・臨時、請負、派遣などで働く労働者の賃金は正社員に比べて極めて低く、憲法で保障された「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」(憲法第二五条)を奪われている労働者が少なくない。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」(労働基準法第一条)と定められ、それを保障するための賃金水準を確保するために最低賃金法が定められている。しかし、今の最低賃金額は、低い地方では六〇〇円台、高い地方でも七〇〇円台に抑えられている。これでは、フルタイムとして働いても月収九万一二万円程度にしかならず、健康で文化的な生活を支えることはできない。年々増加するパートタイムや臨時など時間給労働者と、フルタイム労働者の賃金・労働条件の格差は正、男女差別撤廃、均等待遇実現のためにも最低賃金の引上げは重要である。今の最低賃金制度は、金額が低すぎる以外にも、全国的に一貫した仕組みでないために、他の所得保障制度(生活保護制度や年金制度、民事再生法など)や、下請単価・工賃、米価・自家労賃などの整合性が取れていない。

賃金の社会的底支えをする最低賃金額を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気の安定を図ると同時に、国民生活の最低保障を支えるナショナルミニマムの基軸としての全国一律最低賃金制度の法制化が求められている。

ついては、次の事項について実現を図られた

- 一、今の地域別最低賃金を、時間額一、〇〇〇円以上、日額七、四〇〇円以上、月額一五万円以上引き上げ、地域間格差を解消すること。
- 二、全国一律の最低賃金制度を法制化し、ナショナルミニマム(国民生活の最低保障)の基軸とすること。最低賃金は非課税とすること。
- 三、家内労働者の最低工賃を大幅に引き上げるとともに、毎年改定すること。また、未適用の家内労働者の業種を新設すること。
- 四、産業別最低賃金制度は廃止しないこと。

第二二四〇号 平成十九年六月十三日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 宮崎市佐土原町東上那珂四、九九
五 図師保光 外四千三百二十七
名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第二二四一号 平成十九年六月十三日受理
高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する
請願

請願者 新潟市中央区上近江三ノ二〇ノ一
二 斎藤芳久 外百六十八名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第二二四二号 平成十九年六月十三日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願

請願者 千葉県袖ヶ浦市蔵波台七ノ一八ノ
七 安藤富枝 外四千四百四十

八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三七九号と同じである。

平成十九年六月二十八日印刷

平成十九年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F